

527

60冊

二  
複  
写

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50<sup>cm</sup> 1 2 3 4 5

始

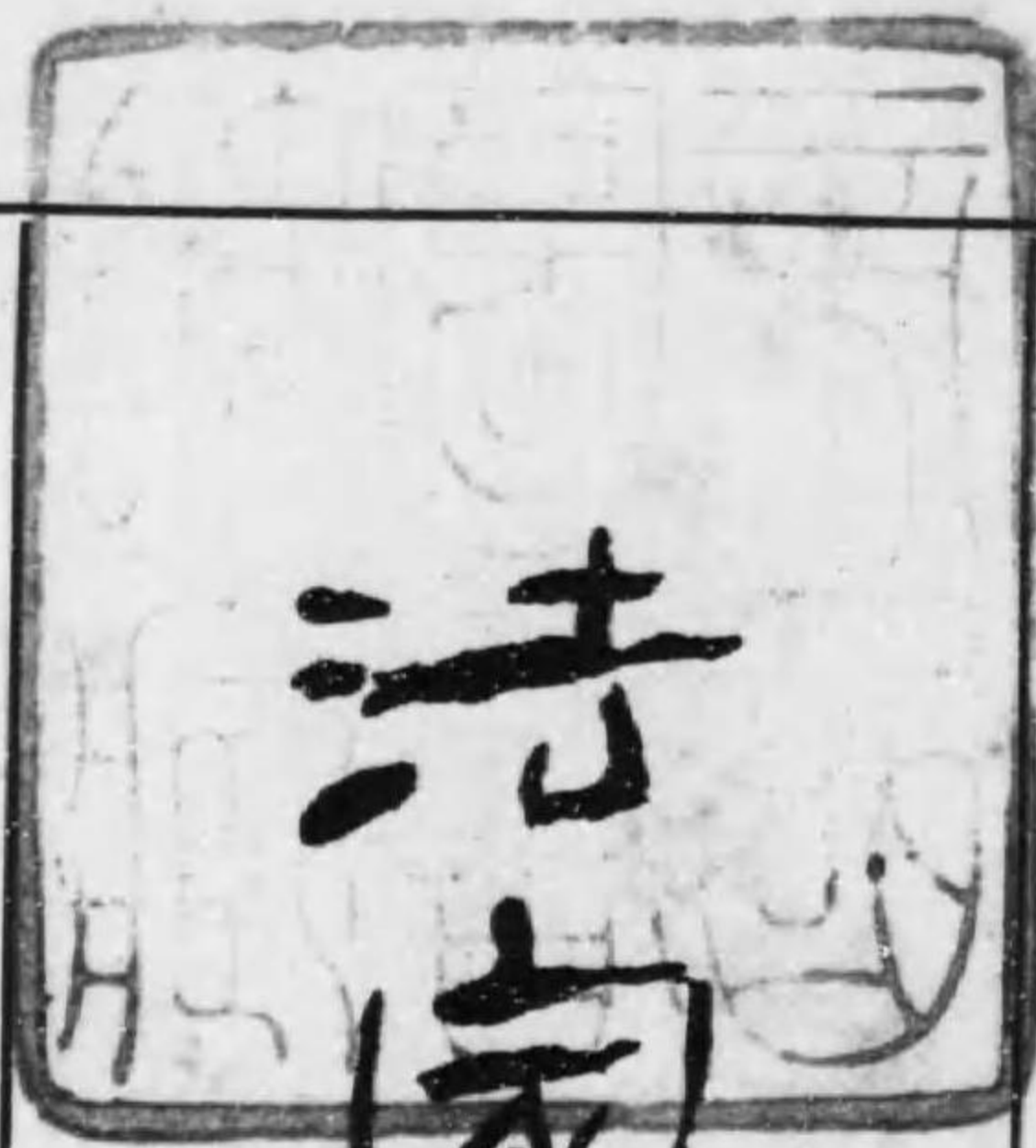




2111

455

527-6013



法家刑獄

玄耳庵支那叢書

澁川氏藏版

大正  
14.6.27  
丙交

## 玄耳庵支那叢書の出版に就て

澁川玄耳

支那に關して少し研究して見たことを纏めて見たいとは多年考へて居たが、あちらに長く居れば居るほど段々むづかしくなつて容易に書き上げられなくなつて了つた。

一昨年病氣で、あちらを切り上げ東京に歸住することゝなつた。幸ひ健康も好くなつたが、もう繁劇な業務に就くのも厭はしくなつて、此のまま書物の中に埋まつて死なうと覺悟を定めた。出たらめにどの本か抜き出しては讀む、千年二千年昔しの人を相手に閑葛藤も起つて來る、怒鳴りつけるわけには行かぬから、時々筆を執つて此方の申分など書きつけても見たりしてゐた。

其中に大地震に逢つた。住居は無事であつたが、預けて置いた本が神田で焼けた。山東から輸送中の圖書が折角横濱まで着いて倉庫で灰になつた。讀む物が乏しくなつたので却つて書かうといふ氣が定まつた。

友人の立川雷平君が見えて雑話の序に、此の話を出すと、多年出版に經驗の深い同

君が、早速出版に關する一切の計畫を立て、くれて、とう／＼かうした發表とまでなつたのである。

どういふ風に書くか……が、第一の問題であつた。其は直に決めた、解り易く、すんずん読み進まれるものでなければならぬ、講説の押賣よりも材料の供給をするとしよう。誰に讀ませるか……支那に關する豫備智識の乏しい人に、すら／＼と讀ませて、解らせて、要領を得させて、次第に支那に對する興味を有たせる様に誘導したい。

大體の要領を得させたい……支那は書物が多過る、書き方が凝つてゐるから含蓄はあるが、明白を缺く、其れをなるべく少く讀んで判然と解る様にしてあげなければならぬ。と言つて簡單々々ばかりではいかぬ、代表的な重要なものを選んで、其を十分精密に書くことだ。

如何なる題を選ぶか……十冊二十冊であの廣い古い支那の紹介が出来るものでない先づ差當つて支那の特殊な點を擧げ、日本と色彩の異つてゐることを看取させるものでなければならぬ。其で第一集に先づ六題目を選んだ。(大正甲子仲夏)

### 法家刑獄目次

法	家	.....	一	
管	子	.....	五	
	管仲の傳記	——政治の要綱	——富國策	
申	子	.....	二〇	
	事蹟	——學說		
商	子	.....	二四	
	事蹟	——重農主義	——法律萬能	
韓	非	子	.....	四二
	事蹟	——法治主義	——人材登用法	
李	斯	.....	五一	
	事蹟	——學說		

目次

# 大獄記

明書の獄の概要……………六一  
 父はいづこに在ますぞ……………七一  
 かたりのいろく……………

    翻弄された地方官……………一〇七  
     夢か現か偽天子……………一一〇  
     姫宮様の御引立……………一二四  
     かはり銭の見込み違ひ……………一二七  
     長官から店主番頭……………一三八  
     累代の寶物賣拂……………一二三  
     盗んだ馬で買物……………一二七  
     紳士と乞食……………一二九

喜劇診察室……………一三一  
 醉青年女に化る……………一三三  
 客を待たせて一稼……………一三七  
 屋上の置去り……………一三八  
 驟馬の乗り逃げ……………一四〇  
 佛像の御利益……………一四一  
 道を以て欺く……………一四三  
 狂人に刃物……………一四五  
 酒を多く飲む術……………一四七  
 富翁の大痛事……………一四八  
 懸賞金だけが損……………一五〇  
 被害者が囨になる……………一五一  
 一 笑話……………一五三

賭けて騙る……………一五四

毒婦と馬方……………一五七

父の柩と夫の柩……………一六〇

朦朧御者の自業自得……………一六八

降参した詐欺美人……………一六九

掏兒を釣る……………一七一

盗賊の置土産……………一七二

術に對する術……………一七四

恩人の令息……………一七六

貴卿の子である……………一七九

巡撫の年姪……………一八一

童子試験の運動……………一八三

成金になつて歸る……………一八九

活佛の大金拐帶……………一九一

乾肉の念珠……………一九七

乞食も一人役……………一九八

乞食婆の大役……………二〇一

仕立屋の三日女房……………二〇三

購ひ得たり千金の粗婢……………二〇五

觀世音誘拐の罪……………二〇八

白髪の名妓……………二〇九

法事をして死を粧ふ……………二一四

鄭板橋を騙る……………二一六

謀られて揮毫す……………二二四

禮狀を取る策……………二二五

氣永に風雅な騙……………二二五

慾に過つ女……………二二〇  
 賊のまねは本物……………二二一  
 尻の下の荷物を奪ふ……………二二三  
 無學の富豪……………二三四  
 痛快な一種の騙……………二三八  
 仙界の大爾玉……………二四三  
 短氣を見込まる……………二四五

明 斷 錄

旅僧の災難……………一  
 誣告者遂に失敗……………四  
 節婦の冤罪……………六  
 姦婦の惡計……………七

父と名宣る詐欺……………八  
 財産争の珍訴訟……………一一  
 子を争ふ二人……………一二  
 二人の婦の子争ひ……………一三  
 犯人を察する術……………一四  
 自ら傷けた訴……………一六  
 啞者の取調……………一七  
 無言の行を破る……………一八  
 失火と構罪……………二〇  
 自然發火の例……………二二  
 主人を毒殺す……………二三  
 美人の犯罪……………二五  
 惡漢誘ひ寄せらる……………二七



安心させて賊を捕ふ……………二九

賠償金に苦しむ官吏……………三〇

明察に過ぐ……………三一

毆打致死の一例……………三三

死因を審かにす……………三五

臆病を粧ひて賊を捕ふ……………三七

蘇秦と刺客……………四〇

靴盗人の取調……………四一

追剝の身元……………四二

姦婦忽ち看破せらる……………四四

斷獄の過酷……………四六

父母を合葬して罪……………四七

名教を重んず……………四九

泣く聲哀しからず……………五〇

夫を殺せる妻……………五一

誣告を明かにす……………五二

偽手紙の發見……………五五

腹を割いて決す……………五七

燒死か否か……………五八

賊を招く術……………五九

贓物を買ひ求む……………六〇

子牛争ひの一……………六一

子牛争ひの二……………六三

盜を殺すも殺人のみ……………六五

賊を殺して免さる……………六七

罪人を嗅ぎ出す……………六八

菜の葉に文字……………70

盗と仇とを判別す……………70

密告者を待つ……………71

妖僧の還俗……………74

佛像の胎内をさぐる……………76

幼弟に教へらる……………77

禽獸を以て處分す……………78

絲の中の鐵屑……………78

皮を打てば鹽出づ……………79

念入りに死を粧ふ……………80

商人脱税を計る……………82

仇を罪せんとする極惡……………83

淺はかな虚言……………84

ト筮で犯人檢舉……………85

夢に犯人の名を知る……………87

虚構を許さぬ實證……………89

拷問に堪へざるのみ……………91

庄屋の奸策破る……………93

偽證文を看破る……………94

仇なくして殺さる……………96

顔色で犯人を察す……………97

他人の劍で殺人……………100

少年を囹に用ふ……………101

地主の剛愎……………103

弟の横領遂に成らず……………104

黄金の尊さと人の力……………106

葉子屑の目方を量る……………一〇八

程明道の裁決……………一一〇

賊の不用意……………一一一

棺の中は米ばかり……………一一三

葬儀を粧ふ強盜……………一二四

悪僧失火の罪……………一二五

狂女の訴を聴く……………一二七

染めた打撲傷……………一二八

毒死か鬪死か……………一二九

盜賊は家人……………一三〇

一人の弟を殺す……………一三〇

詔を誤れる罪……………一三一

故なく任地を去る……………一三三

喪を詐つて免る……………一三五

父を憤死せしむ……………一三六

雨除けの争……………一三七

正邪の競走……………一三八

犯人は牛であつた……………一二九

偵吏と狗と……………一三〇

自筆か偽筆か……………一三一

偽證券の失敗……………一三三

嚴明に過ぎて欺かる……………一三三

死人と笑語す……………一三五

虚偽は粗漏あり……………一三六

墨蹟隠し難し……………一三七

一概に科斷されぬ……………一三八

告訴狀の再提出……………一三九

筆蹟を取るの策……………一四〇

祖先を伴る……………一四二

裁判沙汰が好き……………一四四

人の争を牛が定む……………一四五

牛は故主を忘れず……………一四六

井底の屍骸……………一四七

海上の殺人……………一四八

荒療治に過ぐ……………一四九

精神鑑定論……………一五〇

匿名投書に對する二例……………一五一

驚くべき明察……………一五二

義理知らずの訴……………一三五

有無を言はせぬ配分……………一五二

官印の改刻……………一五六

横領を企つる女……………一六七

彈丸を拾はしむ……………一五八

盗まれた物の形を知らず……………一五九

呪詛は重罪……………一六〇

惡僧を殺せる罪……………一六一

罪妻に及ばず……………一六二

母を罵り殺す……………一六二

鼠屎の乾と濕と……………一六四

夫婦母を陥れんとす……………一六五

親と子と孫と……………一六七

既に母にあらず……………一六九

殿上の佩刀を論ず……………一七〇

死と罪の消滅……………一七三

遺産の所屬……………一七三

犯罪と徴兵……………一七四

首無し事件(一)……………一七五

同 (一)……………一七七

同 (二)……………一七八

俄道心を看破る……………一七九

拜領品の粉失……………一八〇

盜賊を鑑別す……………一八二

田の畦争を解決す……………一八三

入籍の子の相續權……………一八四

遺産保全策(一)……………一八五

同 (二)……………一八七

永い信用の後の争……………一八八

賊の歎願書は偽作……………一九二

拷問と優遇と……………一九三

亂暴な豪家……………一九四

四人の身代……………一九六

間に合せの犯人……………一九七

捕吏の悪策……………一九八

美人の惨殺……………一九九

自白を信ぜず眞を得……………二〇二

驢馬に教へらる……………二〇三

水を探つて銀を得……………二〇四

過失を罪する深し……………二〇五

法  
家

目次  
御料地の密獵……………一八

目次終

## 法家

支那の哲學、經濟、政治の諸學が勃興したのは周の綱紀が弛んで天下麻の如く亂れてから後のことである。貴賤上下共に一日も安き心がなく、何んとかして此の苦惱から脱出せねばならぬ、何事か好い方法は無いものだらうかといふ痛切な要求が、即ち哲人の思索を促かし立て、所謂諸子百家は競うて興つて來たのである。

儒家者流は唐虞三代の治をあこがれの天國とした。彼の徒の信ずる所では堯、舜、禹、湯、文武周公の世には天下太平の理想世界があつたのである。たとひ歴史上の證明は確かならずとも、彼の徒の眼には地上の樂園が見えてゐたのである。そして此の理想の太平世界は上に仁義の帝王が有つて、下萬民を徳化して、行往坐臥、禮讓を以て行はれ、内外出入、爭奪は皆罷んで、都も野邊も安らかに生を樂むことが出來た。此に達せしむるのが王道であつて、其の唯一の方法たる所謂仁義の教を講ずるのが儒學であつた。併し、當時の周の社會は今日の支那よりも尙ほ甚しい混亂状態であつた、強い者勝ち

の争闘時代であつた。今日の支那に於てすら、例へば地主と小作人との争議若くは工場主と職工との間に紛擾が生じた場合に、諄々として仁義道德を説き禮讓を以て此等の不平やストライキを治めようとしたればとて、誰が耳を假して道學先生の調停に服する者があらう。其よりも、小作人には小作料の軽減、職工には給金の増加を爲してやり、地主、工場主には又た収益の安全を保障する方法を立て、やり、双方に對して向後其規約を守らしむる制裁方法の確立をしてやつたならば、即ち當事者に實利があつて、信賞必罰の方法が伴うたならば、仁義も禮讓も要つたものでない、彼等は之に服従しよう、さうして平和な安定な生活を送ることが出来るであらう。

周末に於ける儒家と法家との相違は恰も此に似たもので、儒家は理想派で、法家は現實派であつたのである。

繰返していふが法家とは支那の春秋戰國時代に起つた政治經濟に關する一種の學派であつて、その主眼とする所は、儒學の徒がひたすら唐虞三代の往時を謳歌し、仁義禮樂を以て治國の要道とするに反して、法を以て政治の大本と爲し、信賞必罰を實行の第一義として、以て國家を強大ならしめんとする點に在つた。豪勇慍悍の徒が天下を横行し

群雄四方に割據して國を争つてゐる際、内に在りては悍民を壓迫し、外に對しては諸國の侵略を防止せんには、儒家の標榜する所謂唐虞三代の德治主義は、餘りに手緩い非現實的であり、又餘りに無力なるを免れたかつた。故に法家の徒は先づ嚴法を制定して民に臨み、之れに従ふものは賞し、之れに反するものは罰し、以て民を畏服せしめ、然る後之を農戰に驅使して、富國強兵の實を擧げんとしたのである。

後世の法家は、始祖を管仲とするのであるが、其は孔老よりも舊い者をと管仲を擔き出したのであらう、管仲は所謂法家者流と異なり、固り法律を重んじたのであるが、同時に道義を尊び、人民を愛撫し、最も適切穩健なる政治を行なつた現實的の政治家である。管仲以後、所謂法家の派に屬するものには商子、申子、韓非子、李斯の徒が主なるものである。商子は法を主とし、申子は術を説き、韓非子は商子の法と申子の術とを併せ述べてゐるが、彼等のうち實行に於ては商子が優り、理論に於ては韓非子が優つてゐる。

要するに法家は徒らに儒者の如く古代の因襲に囚はれずして時代の進歩を認めし點や、國法の尊ぶべきことを鼓吹せし點は賞すべきも、之に反して仁義を排し、人道を斥



け、單に苛法を以て治道の唯一の要具とした結果人道を無視するに至つた、此は確かにその一大欠點といはねばならぬ。

而して漢以後の支那の政治は表面上、儒教主義が行はれてゐる様に歴史上粉飾されてゐるものゝ、今日の支那が一向徳治主義でなく、又た徳治主義で駕御の出来る人民ではないのと同様であつたから、歴代の政治は其の裏面、其の實際は甚しい法治主義を以て経過し來つたのである。

以下簡短に、此の歴朝の實際政治を支配した法治主義の淵源と稱せられる若干の人々に就き、其事蹟と學說の梗概を記述して見よう。

## 管子

### 管仲の傳記

管仲は字を夷吾といひ、嚴仲の子で、齊の潁上の人である。若いとき鮑叔と云ふものと親しくしてゐたが、鮑叔は管仲の賢明なることを知つてゐたので、常に彼を尊敬してゐた。然るに管仲は當時貧困であつたため、屢々鮑叔を欺いて迷惑をかけたことがあつたが、それでも鮑叔は少しもそれを責めず、始終仲よく交際をつゞけてゐた。

その後鮑叔は齊の公子の小白に事へてその傅となつたが、管仲も亦小白の兄の公子糾に事へてその傅となつた。當時齊の君は襄公といつて、小白や糾の兄に當るものであつたが、甚だ無道で、妄りに人を誅戮などしたので、諸弟はいづれも禍の身に及ばんことを怖れ、糾は魯の國に走り、小白は莒の國に出奔した。然るにその後襄公は弟の無知のために殺されたが、暫くして無知も亦人に殺されたので、齊の國には一時國主がなくなつた。そこで齊の人民は小白を莒より呼んで、齊の君に立てようとしたが、魯の國では

管仲少年時の貧困

自分の國に逃げてきた糺を齊の君に立てようと、兵を出して糺を齊の國に送つた。然るに魯の軍は齊の軍と乾時といふ所に戦つて敗績し、魯の莊公は兵車を失ひ、辛うじて國に歸つたので、遂に小白が入つて齊の君となつた。

之より先き管仲は、自分の主君の公子糾をば是非とも齊の君に立てようと思ひ、小白が莒から齊の國に歸つてくる途中に待ち伏せして、弓で之を射たが、矢が小白の帶鉤おびかぎに中つたので、小白は傷けられず免れることができた。小白は既に齊に入り、位に即いて桓公となつたが、魯國に對し強硬なる談判を持込んだ。魯人は之を恐れて公子糾を笄瀆せいでんといふ所で殺した。そして管仲は囚はれとなつたが、堂阜まで來ると、鮑叔はその縛を解き、桓公に向つて、

「管夷吾は齊の大臣高偃かうけんよりも治國の才に富んでゐますから、之を宰相としてお用ひになつたら宜しからう」と薦めたので、桓公は怨を棄て、管仲を直に宰相に任用した。

かく鮑叔は終始一貫して管仲に厚き友情と信用とを寄せたので、管仲は嘗て、

「俺は若くて貧乏であつたとき、鮑叔と一緒に商賣をしたが、儲けた金を俺が餘計にとり、鮑叔には僅か計しか與らなかつた、それでも彼は、管仲は、貧乏だから餘計取つた

管仲桓公を射る

鮑叔の管仲に對する理

のだと云つて、少しも俺を貪欲だと責めなかつた。又俺が嘗て鮑叔のために或る事を謀つてやつたことがあつたが、それがまんまと失敗して鮑叔に非常な迷惑をかけたことがあつた。それでも彼は、時には利と不利とがあるもので、失敗してもそれは管仲の魯鈍なためでない云つて、少しも俺を咎めなかつた。又俺は嘗て三たび主人を持つて三たびとも逐ひ出されて了つたが、彼は、管仲が時に遭はないのだと云つて、俺を不肖だとは云はなかつた。又俺は三度戰場に出て三度とも逃走したが、それでも彼は管仲には老母があるから無理もないと云つて、俺を卑怯者とは謗らなかつた。その後公子糾が敗れ、俺の同僚の召忽は忠義を守つて死んだにも拘らず、俺は空しく幽囚の辱をうけることゝなつた。それでも彼は、管仲は一時の屈辱を忍んで他日大に功名を天下に顯はさんとする志があるため死なゝいのだと云つて、俺を廉恥心のないものだとは非難しなかつた。俺を生んだものは父母であるが、俺を知るものは鮑子である」

と云つて深く鮑叔を徳とした。かくて管、鮑の二人は終生その交情が渝らなかつたので、後世無二の友人のことをば管鮑の交といふのである。

管仲は齊の宰相となつてから、内に在りては農耕殖産を獎勵して富國強兵の術を講

管鮑の交といふ典故

富國強兵策

じ、外に對しては九たび諸侯を會合して桓公を天下の覇<sup>は</sup>たらしめた。先づ管仲の内政に付いて云へば、齊は今の山東省で渤海、黄海に臨んで居るので、海運漁業の發達を圖り、錢貨を全國に流通して産業を興した、就中農業を最も獎勵して民を富ましめて國家の繁榮を圖つた。殊に注意すべきは、彼が國を治むるに當りて、専ら人民の利害得失を考究し、民の好む所を行ひ、その厭ふ所を斥けたことで、この點は現今の民本主義を履行したものと云つてよい。要するに彼は富國強兵の術は農産を興して民を富ましむるに在り、治國の要道は民の利害を基礎とするに在りと信じたのである。で、管子(名書)には生活の安定を第一義として、

生活安定が第一義

『民の倉庫に米や麥が満ちて民が富貴となれば、彼等は始めて禮節を知り、又衣服や食物が豊富であつて、何不自由もないときには、人民は榮辱を辨へるやうになる』と云ひ、又

『法令を作るときは、水が低い所に流れて行くやうに、民の心に逆さかはない法令を作るがよい。換言すれば當局者は人民の欲することを行ひ、その欲しないものは之を去らなければならぬ。之が政を爲すの秘訣である』

と云つてをる。

管仲が宣戰の理由

美人の茶目  
が開戰の眞因

管仲は外に對しては諸國を征して、大いに齊の國勢を張らんとしたが、併し外征をする場合にも、妄りに無名の師を起すの非難を避けようとした。嘗て桓公はその寵姫の蔡妃と共に船遊びをしたことがあつたが、蔡姬は水泳が上手であつたから、戯れに水中で舟を揺がして桓公の怖がるのを見てもしろがつかつた。桓公はそれを制したけれども、蔡姬がやめなかつたので、公は到々怒つてしまひ、蔡姬を親元の蔡の國に歸してやつた。すると蔡國も怒つて蔡姬を他の國に嫁にやつたので、桓公は益怒つて周の惠王の二十一年に、魯公、宋公、陳侯、衛侯、鄭伯、許男、曹伯等を會し、兵を發して蔡を伐たしめた。所が管仲は桓公が私怨のために諸侯を會して蔡を伐つたのでは、無名の師を起したもので面白くないと考へたので、それが無名の師でないことを天下に示すために、引つゞきその兵を以て、當時中原諸國の患へであつた所の楚の國を伐たせた。すると楚では大いに驚き、使者を遣はして、

『齊は北方に位し、我が國は南方に位し、互に遠く離れてゐるので、今まで兩國は何事も殆ど無關係の状態にあつた。従つて兩國の間には戰爭の源因となるものなどは少しも

周室擁護の口實

ない筈であるが、今貴國が不意に我が國を攻めるのはどう云ふ理由か』と問はせた。管仲は之に對して、

『昔周の召公奭は我が齊の先君に向つて、若し五侯や九伯が周室の命に背いたならば、之を征伐して周を輔佐してくれと依頼された。然るに楚の國は昔から年々周室に苞茅を献上することになつてゐるのに、少しも之を献上しないのは王室に對する不敬不忠である、その罪を糾すために兵を出したのである。又嘗て周の昭王が楚の國に巡狩したとき、漢江に入つて死なれたことがあつた、がそれは何うして死なれたのか不審の點があるので、それをも糾すために兵を出したのである』

と答へた。此は最初桓公が蔡の國を伐つたのに起した無名の師をば、更に楚を伐つことに依つて正義の師と變じたのであつた。

又桓公は嘗て北方の山戎を征伐したことがあつたが、單にそれを伐つのみで兵を擧げたのでは起兵の名分が薄弱であつたから、管仲はその序に燕を伐たせて、燕が久しく周室に納むべき貢物を怠つてゐることを責めしめた。

又桓公は齊の柯といふ所で魯の君と會合して、將に盟約を爲さうとしたときに、魯公

北方の胡を  
伐ち燕の不  
忠を責む

桓公刺客に  
脅かされる

の臣の曹沫といふものが、突然懷中にかくしておいた匕首を抜き、會壇に飛上つて桓公を執へ、

『どうか公が今まで魯の國から奪ひ取つた土地を魯に返して下さい。若しそれが厭なら今茲ですぐに貴方を刺殺してしまひます』

と脅かしたので、桓公も今は絶體絶命の位置に立つたので、余儀なくそれを承諾した。

然るにその後桓公はその約束を破つて曹沫を殺さうとしたから、そのとき管仲は

『天下の覇たる君が、一旦返すと云つて約束したことを破るときは、信を天下に失ひ、諸侯を服することが出来ませんから、脅迫に因つたものにもせよ、それは約束通り返してやる方が好いのです』

と云つて、魯から取つた土地をば、悉く返へさせてしまつた。

又周の惠王の二十二年の秋、桓公が魯公、宋公、陳侯、衛侯、鄭伯、許男、曹伯等を首止といふ處に會したとき、鄭伯は其處から逃げ歸つて盟約に列しなかつた。依つて齊では鄭の國を伐つた所が、鄭伯の太子華が齊の國に来て

『鄭の國が齊に背いたのは、鄭の洩氏、孔氏、子人氏といふ三人の大夫が悪るいからで

天下に信を  
重んず

す。で、若し齊の國で私の父を位から退けて私を鄭の君として下さるなら、私が鄭の國を奪つて齊の家臣となりませう』と願つた。で、桓公は管仲に向つて、

『今諸侯の兵を集めて鄭を攻めてゐるが、まだ勝利を得ないから、子華の願を容れて鄭を攻落す方が便利ではないか』と諮ると、管仲は

不臣の者を容れず

『君が飽くまでも仁徳を以て鄭を諭し、正義の師を以て之を伐たるれば必ず勝つにきまつてゐます。然るに太子華はその父を退けて自分が國を奪はうと考へてゐるのですから、勿論奸人です。徳教を重んずる覇君が若しかゝる奸人を用ひて鄭を征伐するならば、どうして天下の信望をつなぐことが出来ませう』

と諫めたので、桓公は之に従つて子華の願を斥けた。所がその年の冬になつて、果して鄭伯は齊に向つて盟約を乞うて來た。

かくの如く管仲は桓公に勸めて常に無名の師を起すことを避け、努めて信義を以て天下に臨んだので、諸侯はいづれも桓公の風を慕つて之に歸服するものが多かつた。

管仲の死に臨んで、桓公との問答

その後管仲は周王のために我を平げたので、王は上卿の禮を以て之を饗應しようとしたが、管仲は固く之を辭退して、下卿の待遇を受けて齊に歸つた。

後、管仲は病に罹つて、最早快復することが出来ない状態になつたので、桓公は親しくその病床に見舞つて、彼の歿後何人を宰相としたらよいかと相談した。そのとき桓公は

『易牙を宰相としてはどうだらう』

と問ふと、管仲は

『彼は自分の子を殺して君を馳走したことがある奴で、人情に反したものですから、彼をお用ひになつてはいけません』と答へた。

『では開方はどうだらう』

『開方は衛の公子でしたが、親に背き、自分の國を出奔して君に仕へたものですから、矢張り人情に反したものです。で、彼を相となされてはなりません』  
で、桓公は最後に

人情に反ける者を近く可らず

「では豎刁じゆてうはどうか」

と問ふと、管仲は

「彼は自分から官(去)して宦官となり、以て君に仕へたものですから、之も人情に反してをります。で、お用ひになつてはいけませんね」

と答へた。けれども桓公は管仲の言葉を用ひないで、この三人のものを用ひたゝめに、桓公の死後、齊は大いに亂れるやうになつた。

管仲は周の襄王の九年冬十月に卒去した。

管子と題する書は、管仲歿後、其徒の編纂したものだといひ、否一部分は管仲自身の筆に成るともいふ。兎角管仲の學說を見るには此の書より外には無い。以下此れに依つて若干の解説を爲さう。

### 管仲の學說 —— 政治の要綱 ——

管仲の政治の要綱は管子の牧民篇に述べられてゐるが、それに依ると、凡そ政治を爲

富めば落ち  
着く、愛郷  
心を生ずる

衣食足れば  
榮辱を知る

すものは農耕を奨勵して人民を富ませるやうにしなければならぬ。民が富み榮えれば彼等は始めて禮節を知り、榮辱を知るやうになり、従つて國家は富強となるのである。で、治國篇にも

「國を治むる方法は民を富ませることである。民が富めば國を治めることが容易であり、民が貧しければ國を治めることが困難である。それはどういふ理由かといふに、民が富めば安心して各其の郷里に落着き、家を重んずるやうになる。かうなれば勢いほひ上を敬し罪を畏れる、之を治めることが容易である。之に反して民が貧しければ郷里に落着かず家を輕んずるやうになる。かういふ奴は上に反抗し、法禁を犯すもので、かういふものが多い國を治めることは困難となるのである。故に治つてゐる國は常に富み、亂れてゐる國は常に貧乏である。故に善く國を治むるものは、先づ民を富ませてから後に國を治めるのである。」と云つてゐるかういふ實利主義に依つて國家を治めると云ふのが管仲の理想なので、古來人口に膾炙してゐる「倉廩實くらくらみつれば則ち禮節を知り、衣食足れば則ち榮辱を知る」と云ふ句は、實に管子全篇の骨子ともいふべきものである。

次に政治に必要なことは、君主がよく國治を守り、且つ人民に道徳を教へることである。

法令を空文  
たらしめぬ  
は先づ君主  
之を守れ

四欲を以て  
國を治む

る。君主は法律を制定し、且つ之を執行するものであるが、併し自分から勝手次第に此の法律を破つてはならない。法律は元來重大なものであるから、何人と雖も一樣に之を遵守しなければならぬ。で、君主が自ら率先して國治に従へば、人民も亦之に倣つて國法に従ひ、かくて法律は全國に行はれるので、かゝる場合には一家親族が和睦し、國內がよく治まるのである。此は支那の古今に通じて適切なる教誡である。整然たる法律や制度があつても、兎角空文になりたがるのが此の國の通弊で茲で注意すべきことは、管仲は韓非や商鞅の徒のやうに、徒らに峻嚴な法律を制定して人民を過酷に壓迫しなかつたことである。尤も彼とても法を重んじたことは勿論であるが、法の爲めに法を嚴にするのでなく、法は何れも人民と國家との幸福を得るの手段に過ぎざること忘れなかつた。由來管仲は人民の意に反して政治を行ふの不可なることを知り、努めて彼等の意に従うて事を行つた。彼は四順と云つて、彼は人民の四の欲望に従つて國を治めることを説いた。四欲といふのは逸樂、富貴、存安、生育である。即ち民が勞苦を惡むときには之を佚樂するやうにし、民が貧賤を惡めば之を富貴にし、民が禍害を惡めば之を安全なやうにし、民が絶滅を惡めば之を生育するやうにして、天下の人民を歸服せしめたので

禮義廉恥を  
教ふ

最も農業を  
重んず

ある。この點は一種の民本主義で、餘程進歩した考といはねばならぬ。次には人民の禮義廉恥の徳を教へて之を善に化することが必要である。この四のものが一つでも缺ければ、國家は忽ちにして傾覆するので、之を四維と云ふのである。而して此の禮義廉恥の四維が汎く行はれるときは、人民は道義を辨へるから、國法に反するものもなく、従て君主の命令は滞りなく行はれ、爲に天下はよく治まる筈である。最後に政治を行ふに度外してならぬことは、神明を尊敬することである。即ち鬼神、山川、宗廟、祖先を敬ひ、一般人民に敬神の思想を鼓吹しなければならぬ。若し人民に神明を尊ぶ思想があるときは、國君の威令行はれ、従つて君を尊ぶの念も生ずるのである。

富國の策

前項に述べたのは政治の要綱であるが、管仲はその眼目たる民を富ます方法として、先づ農業を奨励したのである。彼は治國篇に於て、

『民が農を事とするときは田が開墾される。田が開墾されると粟(粟は穀物の總稱)が多く産す

富國の策

る。粟が多く産すると國が富み榮える。國が富むと兵が強く、兵が強いときには戦に勝ち、戦に勝つとその土地が廣くなる。で、先王は民を増し、兵を強くし、土地を廣め國を富ますには、先づ粟を多く産せしむることが肝要であることを知つてゐた。故に彼等は末作を禁じ、奇功を斥けて常に農事を奨励したのである」と云ひ、又「粟があれば民は自然に歸服し、粟があれば財が四方より集まり、粟があれば土地が増し、粟があれば天下のものが悉く之に向つて集る」と云つてゐる。かくの如く管仲は農を以て國の本とし、人民をして一意農耕に従事せしめ、以て國を富強にするやうに圖つたのである。

管仲は農業以外には「山澤を焼き拂ひ、又は樹木を亂伐して草木の殖成しない國は貧乏である」と云つて植林事業を勧め、又「六畜を飼養せず、又野菜等を多く産しない國は貧乏である」と云つて牧畜を奨め、尙この外に養蠶等をも奨励した。そして農事に明かなるもの、六畜を蕃育するもの、能く林業を勵むもの、蠶桑に通ずるものには、いづれも黄斤一斤と八石の食料とを賜つた。

次に管仲は鹽と鐵とを官營とした。そして鹽は百升を釜とし、一升につき半錢、一釜につき五十錢づゝ租を取ることとし、之を梁、宋、衛の諸國に賣出して多大の利得を收

山林を重んず

鹽鐵の官營

水利の注意

めた。又鐵の官營については、鐵一つに一錢、布を斷つ刃物一挺に六錢、鉞一挺に七錢づゝの課税をした。その他治水灌溉等にも心を用ひ、水利に熟練したものを水官とし、毎州に大夫、大夫の佐、率部、校長、官佐、水工等の吏を置き、常に水工の頭をして各河川の堤防の修繕すべきものを巡視せしめた、そして各地の人民に堤防修繕の賦役を課し工事に要する籠や鉞や土砂を運ぶ車などを備へおき、農事の閑な冬の日に交代で堤防の工事に従事せしめた。

かうして管仲は専ら産業を興し、實利を圖り、官に米粟を貯へしめて、凶年には之を以て民を救ふことに使用した。殊に彼は漸次に租税を軽くし、關税は僅に五十分の一の税を徴收し、田地はその肥瘠廣狹の差に應じ、二年の收穫の結果を見て税率を定め、豊年には十分の三、中年には十分の二、下年には十分の一を徴し、凶年のときには税を免じ、以て偏に民力の充實を期したので、後には國家が大いに富強となり、君民共に太平を樂しんだのである。要するに管仲の政策は、功利を主とし、法と徳とを以て國を治め、民の利害を基礎として政治を行つたことである。



## 申子

### ——申子の事蹟——

申不害は鄭國河南の京邑の人である。元鄭の賤臣であつたが、刑名法術を學び、韓の昭侯に事へてその宰相となつた。不害は相の位にあること十五年、この間その學び得た法術を以て、内は政教を修め、外は諸侯に對してその經綸を行つたので、國が大いに治り、兵が強く、爲に彼の在世中は他國の韓を侵すものがなかつた。彼の學は黄老に本づき、刑名を主としたもので、その著書は或は二篇より成るといひ、或は六篇より成るとも云ふが、併し其等のものは散逸して、今はたゞ僅にその斷片しか残つてゐない。

### ——申子の學說——

「韓非子に」申子の説を論じてゐる、其に依ると、申不害と商鞅とはどちらが國家の政を

十五年の良宰相

申子の術商子の法

爲す上に於て必要であるかと云ふに、その優劣を決定することはできない。例へば、人間は十日も飲食をしないであらば死んでしまふ。極寒のときに衣服を着ないであらば又死んでしまふ、然らば衣と食はどちらが大切かといふに、此の二者にも優劣がないのであるが、之と同様に申子と商子にも優劣は付けられないのである。然らば申子と商子の説は何處が違つてゐるかといふに、申子は術を主眼とし、商子は法を主眼としてゐる。申子の術とは生殺與奪の權を握つてゐる人君が、臣下の才能に従つて官を授け、その功勞如何に依つて位を與へることである。再言すれば術とは人君が臣下の能不能を判斷して之を進退することである。で、術とは主として人君の行ふべきものである。又商子の法とは、法律を以て國家を治め、法に従ふ民を賞し、法に反するものを罰することである。故に法は主として人民の守るべきものである。かゝる次第で、人君は術がなければ臣下の賢愚正邪を辨別することが出來ず、又人民は法を守らなければ國家が亂れるものであるから、術と法とは共に治國に缺くべからざる要件である。

要するに申子の主眼とする術とは、商子の法とはその内容を異にしてゐるが、それは又一種の法のことである。嘗て韓の昭侯が申子に向つて、

「お前の説く法度といふものは中々實行の困難なものだね」と云つたとき、申子は之に對して、

「法といふのは臣下の功勞のあるものを賞し、才能のあるものに官を與へることで、君の好惡に依つて臣下を賞罰しないことを云ふのです。然るに今君は法を實行するのが困難だといふのは、法を設けてもそれを度外視して、左右のものゝ乞ひを容れたり、又は君の感情に依つて人を進退するからです」

と答へた。然るにその後申子は昭侯に向つて、自分の從兄を官に就けることを願つた。昭侯は彼に向つて、

「お前は余に向つて、君主が人を官に任ずるには、その者の才能如何に依るべきもので、左右の懇請に依るべきものでないと教へたのではないか」と云つたので、申子は大いに恐縮してその罪を謝したといふことである。

人君たる者は常に冷靜なる態度を取り、妄りに感情に依つて人を官に就けたり、又は貶黜したりしてはならぬ。由來人の臣たるものは、動もすれば君主の行爲や性向を察知し、若し君主が勇氣を好む人であれば已も亦勇氣のあることを装ひ、又君主が文學を好

君の好惡に  
依る賞罰を  
忌む

君主は好惡  
を示す可ら  
ず

む人であれば臣下も亦文學を好むことを装つて、官職につかんことを望むものであるから、君主は常に無爲の態度をとつて、臣下の乗ずる所となつてはいけない。

以上は申子の説の大意であるが、人君が術を行ふ場合に虚無濇靜の態度を取らなければならぬと云ふ點は、彼が黃老の影響をうけた點である。要するに申子の説は、人君が術に依りて、適者を適所に用ふるときは國富み兵強く、以て天下に覇たる事が出来るといふのである。彼が法に依つて人君の感情を矯め、以て官吏の詮衡を公平にすべしと主張した點は、人材擢用の上に於て一考に値すべきものである。

# 商 子

## ——商鞅の事蹟——

少年夙く奇才あり

三たび説いて初めて喜ばる

商子は姓を公孫、名を鞅と云つて衛の庶公子であつた。幼にして刑名の學を好み、魏の相、公叔痤に事へて、その中庶子(名)となつた。然るに公叔痤は商鞅の賢を知りながらまだ之を魏王に進めないうちに、病氣になつて、其の臨終の際に、鞅を奇才あるものとして自分の後任に採用せられる様、魏王に推薦した。併し、當時鞅はまだ世間に名の知れない一介の白面書生に過ぎなかつたので、王は彼を採用しなかつた。そのとき秦の孝公は敵のために侵略された地を恢復し、秦を穆公時代のやうに隆盛にしたいと云ふ考から、普く令を國內に下して賢者を求むるに汲々としてゐた。鞅はこの事を聞いて魏の國からはる／＼と秦の國に行つて、孝公の寵臣の景監といふものを頼んで、秦の國に仕へようとした。かくて彼は最初孝公に逢つて道徳を本とする帝道を説いたが、公は毫もそれを謹聽しなかつたので、次に逢つたときには王道を説いたが、それでも公は少しも

變法を急ぐ

凡俗はたゞ因襲に囚はる

悦ぶ色がなかつた。依つて鞅は最後に富國強兵の術である霸道を孝公に向つて説いた所が、その説が公の氣に入り、公は大いに悦んで鞅を用ふることに決した。

商鞅は秦に事へてから、先づ法を變じて已れの常に主張してゐる刑名の説を實地に行はんとした。で、鞅は一日孝公に向つて法を變ずることを勧めると、甘龍といふものが、『いや、從來の法を變更することはいけない。昔聖人は人民の習慣や風俗を易へないで之を教化し、又知者は法を變へないで國を治めたのである。若し古來の風俗習慣に依つて民を教化すれば、勞せずして之を教化することが出來、又從來の法令に依つて民を治めるときは、役人どもはその法に熟練してゐるので、民は安心して生活するのである』と反對した。すると鞅は之に對して、『いや甘龍の説は俗論で誤つてゐる。元來凡俗の者は昔からの法令や習慣や學問に安んじ、之を變へようとは思はないものだが、併し法律といふものは一定不變のものでなく、時代に從つて絶えず變化しなければならぬものである。故に三代のときもその禮が一方でなく、又五伯も同一の法令で國を治めたのではなく、いづれも時宜に應じて其法を異にしたのである。故に若し從來の法に缺點があれば、之を改正して立派な法律を作るのが

何よりも肝要なことである』

と論駁したので、孝公は鞅の説を可なりとして、彼を左義長の官に任じた。

依つて商鞅は従来の法を改めて左の如き新法を制定した。

(一) 最初に彼は連坐れんざの制を設けた。即ち五軒の家を一の組合として之を伍といひ、伍を二つ合せた組合を什といひ、この組合には何れも連帯責任を負はせ、その中の一人でも罪を犯せば、自餘の組合員は悉く罰せられるのである。要するに此の什伍といふのは、連坐の制に依り各人を互に牽制せしめて、犯罪の發生を妨げようとしたのである。

(二) 姦惡のものを知つてゐて、之を官に告げないものは、腰斬といつて、その腰を切つて身體を兩斷した。又姦惡のものを官に告げたものには、戦争のときに敵の首を斬つたものと同一の賞を與へ、又姦人を隠匿したのものには、敵に降参したと同一の罰を加へた。

(三) 一軒に二人以上の成年の子が同居して、別居しないときには、その租税を二倍だけ徴收した。

(四) 戦場に出て勳功のあるものは、その程度に従つて上爵を授け、之に反して私闘を爲せしたものは、その輕重に従つて適當の刑罰を加へた。

私闘を戒む

分家の獎勵

告發の義務

農を督とび商を卑とむ

軍功を重んず

驕奢を禁ず

信賞の試験

(五) 各人協力して農耕、養蠶を本業とし、米粟や布帛を多く産出するものは、その課税租税を免除し、之に反して商工のやうな末利を事とし、常に怠惰にして貧困なるものは、その妻子を沒收して官の奴婢とした。

(六) 秦王の一族親戚のものでも、軍功がなければそのものを秦の一族の名簿に登記しなかつた。勿論公族の待遇を受けられないのである。

(七) 人々の尊卑、爵祿、等級等の分を明かにし、各人の所持する田宅、臣妾、衣服等もその家柄の上下に依つて之を區別し、功勞のあるものは之を賞し、功勞のないものはたとひ富んでゐても驕奢を爲すを許さなかつた。

かくして新しい法は制定されたが、さて之を國民に實行させることになる、それは中々困難なことであつた。元來人民は從來の風俗法律に馴れてゐるので、新法を好まない傾向がある。で、商鞅は人民に對して、

『國家が作った法律は必ず之を人民に實行させる。若し法に従つたものは之を賞し、法に背いたものは必ず之を罰する』

と云ふことを判然はつきりと知らせようと思つて、一日都城の南門に高さ三丈ばかりの木を立て、

商鞅の事蹟

「この木を都の南門に持つて行くものがあつたら、そのものに十金を與へる」と布告した。すると人民どもは

「あんな木を町の北門から南門に持つて行くのは何んでもないことだが、それに大枚十金をくれるとは、どうも不思議だ。これには何か仔細があるかもしれない、大方冗談だらうぜ」

と云ひ、布告を疑つて一人も木を運ぼうとするものがなかつた。

依つて、鞅は更にその木を運んだものには五十金を與へるといふ布告を出させた所が、一人のものが試みに之に應じて木を北門から南門に運んだ。鞅は直ちに布告通りに五十金をその者に與へて、法の民を欺かざることを示した。

然るに新法が行はれて一年ばかりの間は、地方の人民どもが都に上つてきて、法の不便であることを訴ふるものが甚だ多かつた。折も折とて丁度そのとき、秦の太子が法を犯したので、鞅は

「法の國內に行はれないのは、上たる者が之を犯すからである。今、太子が自ら法を破るやうなことがあつては、民はますます法を犯すやうになる。法を犯した以上、太子と雖

必罰の威を示す

も其の罪に依つて之を罰せねばならぬ。併し太子は君の繼嗣であるから、其の身に刑を科することは出来まい」と云つて、その代り太子の傅の公子虔を刑し、又太子の師の公孫賈に入墨をしたので、人民は鞅が法を行ふの嚴なるに驚き、一國肅然として此れより國法に背くものがなくなつた。

かくて新法を行ふこと十年に及んだが、人民は漸く之に馴れるに従つて次第に之を悦ぶやうになり、遂には道路に遺失物があつてもそれを拾ひ取るものもなく、山野には盜賊が絶え、各戸は悉く富んで衣食に不自由なく、人民は公戰に勇にして私闘に怯なるやうになり、爲に全國は大いに治つた。そのとき嘗て都に上つてきて、新法の不便を訴へたものどもが、再び鞅の許にきて、今度は反對に新法の便利なことを告げると、鞅は「これ等のものは皆法を亂る不埒なものである」と云つて、彼等を遠い國境に遷して了つたので、その後は妄りに國法を論ずるものもなくなつた。

孝公は鞅を大良造に任じ、兵に將として魏の安邑を圍ませて、之を降伏せしめた。

地方制度の  
改正、耕地  
の整理

その後三年にして商鞅は咸陽の地を相して宮殿を造營し、爾後秦の都を雍より遷して咸陽に奠めた。かくて鞅は法令を出して父子兄弟が一家に同居するのを禁じ、又小さい町や郷邑を集めて縣と爲し、全國を三十一縣に分ち、各縣に長官の令と次官の丞を置いて之を治めしめ、又古來の井田を廢して、縦横に通じてあつた田畦を開拓して耕地を増し、又量器や權衡は全國を通じて同一のものを用ひしめるやうにした。

然るにその後三年にして公子虔は再び國法に背いたので、劓刑の罰を行つた。かくて五年の後秦人は著しく富み榮えて來たので、周の王より昨（祭のとき神に供へた肉）を孝公に賜はつた。

その後商鞅は孝公に向つて

「秦と魏とは共に兩立しない國で、魏が秦を併呑しなければ、秦が必ず魏を併呑する關係になつてゐます。元來魏は險阻な山嶺を擁し、河を隔て、秦と界してゐますが、時利あれば西方の我が秦を侵し、時利あらざれば東方の諸侯に戦を挑まうとしてゐるので、然るに秦の國は今富國強兵となつたに反して、魏は先年齊に破られて以來疲弊してゐるから、この機を逸せず魏を伐つたなら、必ず勝利を得るであります。」

内が治まつ  
て外に手を  
伸ばす

と云つて魏を伐つことを勧めた。

依つて孝公は之に従ひ、鞅を將として魏を伐たせた、所が魏は公子卬を將として之を防がしめた。そのとき鞅は書を公子卬に遣つて、

「私が魏にゐるとき貴方と交際して懇意にしてゐましたが、今我等二人が敵味方に分れて互に相争ふのは情に於て忍びざる所です。で、貴方と會見して和睦を盟ひ、楽しく酒宴をして戦争を罷めようではありませんか。」

と云つた。すると公子卬も之に賛成し、鞅と會見して和を盟つてから酒宴に入つたが、鞅は忽ちにして甲士を伏せて公子卬を虜にし、急に魏の軍を破つて秦に歸つた。

魏の國では前には齊のために敗れ、今また秦のために破られたので、國內は疲弊し、その領分はだん／＼敵のために蠶食されてしまつた。そこで魏の惠王は使者を秦に遣はし、河西の地を割讓して和を乞うたが、そのとき魏王は

「俺は昔、公叔痤の言葉に従つて商鞅を用ひなかつたのが残念である」と嘆息した。

かくて孝公は商鞅が魏を破つた功を賞して、之に於商の十五邑を與へ、彼を尊んで商

詐謀の酒宴

君とした。商君、秦に相たること十年に及んだが、しかも法を行ふこと峻厳を極めたので國君の一族のものを始めとし、いづれも彼を憎悪しないものがなかつた。

嘗て趙良といふものが商鞅に逢つたとき、鞅は彼に向つて、

「爾後昵懇に願ひたい」

と交際を求めた所が良はそれを斷つた。で、鞅はその理由を訊くと、良は畏れ憚る所なく、

「貴方は徒らに苛酷な法を設けて民を苦しめ、人に對して暴慢倨傲であるが、之は深く愼むべきことである。先づ貴方は自ら謙つて人に優しくしなければならぬ」

と云つた。すると鞅は

「いや、君はそんな事をいふが、俺は今まで秦のためにはすゝぶん盡した積りだ。秦は元來が野蠻な國で、父子の間に尊卑の別なく、互に室を同うし妻妾を共にしたので、此の惡習を改めて男女の別を正し、又宮殿などを築いて魯や衛のやうに文化を敷いたのだが、是は皆俺の功德である。君は一體俺と昔の五穀大夫の百里奚とは、どちらがえらいと思ふか」

商君功に誇る

と問うた。趙良は之に對して、

「五穀大夫は賤しい牛飼であつたが、穆公がその賢を知つて之を拔擢しても、誰もそれを怨むものがなかつた。既にして大夫が秦に相たること六七年にして、東の方郷を伐ち、又荆國の禍を救ひ、その上に尙一意國內を教化したので、四方の夷狄がその勢に服して皆秦に來朝した。又五穀大夫は秦の相であるにも拘らず、車に乗つても坐らないで立つてをり、暑くても車の幌をかけず、外に出づるに護衛の武士をも従へなかつた。その後大夫が死んだときには、秦國の男女はいづれも泣き悲しみ、童子は歌はず、粟を舂くものは杵歌を唄はなかつた。これは五穀大夫に徳があつたからである。之に反して貴方が始めて孝公に謁見したときには、嬖人の景監を頼んだのであるが、それが既に士大夫の爲すべきことでない。それから相になつて後は、百姓を毫も惠まないで徒らに廣大な宮殿などを立て、その上に太子の師傅を刑し、峻刑を以て民を刑したので、人々は皆貴方を怨んでゐる。現に公子虔の如きは貴方に刺られたので、門を閉ぢて出でざること既に八年に及んでゐる。かく人々の怨恨を買つてゐるので、貴方が外出するときには、車の後に十數臺の車を従へ、それに兵士を乗せ、力のある屈強なものに矛を持たせて護衛さ

百里奚と商君との比較

商君、身の  
危険を覺え

せてゐる。書經に徳を恃むものは昌え、力を恃むのは亡ぶと云ふことがあるが、若し此のやうな有様では貴方の身の上は極めて危い。貴方は早速、於商の十五邑を主君に返上し、自ら田園に蟄居して謹慎するならば、貴方の身は或は無事であるかもしれない。若しさうしなかつたなら、秦の王が死んだ後、禍は直ちに貴方の身に及ぶであらう」

此の親切なる忠告に商鞅は従はなかつた、その後五ヶ月にして秦の孝公が卒して惠文王が立つた。すると公子虔の一味のもどもが鞅に謀反の企があると王に告げたので、王は直ちに之を捕へさせようとした。商鞅は之を聞くと直ぐ逃走し、日暮になつて或る旅宿に一泊しようとする、その主人はそれを商鞅だとは知らない、

「商君の法には、旅行券のないものは宿めることが出来ないことになつてゐますから、お宿めすることはできません」

と云つて宿泊を断つた。鞅はこれ聞いて慨然として

「自分が作つた法律で自分が縛られようとは思はなかつた」と嘆息した。

自分の作つ  
た法網に罹

鞅は辛うして秦を逃れて魏の國に入込んだが、魏の人民は鞅が公子卬を欺いて魏の軍を破つたことを怨んでゐたので、鞅の自國に止るのを許さなかつた。依つて鞅は他國に行かうとしたとき、魏の人々は

「商君は秦で搜索してゐる罪人だから、之を秦に送らなければならぬ」

と遂に鞅を捕へて秦に送り返した。商鞅は進退谷つたので、自分の所領の於商に行き、その一味のものと邑兵を募つて鄭の國に打ち入つた。依つて秦では兵を遣はして鞅を鄭の黽池で殺させ、後これを車裂の刑に行つて、鞅の一族を誅戮した。

鞅は法家の缺點を最も大膽に行つたものである。彼は法の尊き事のみを知つて徳教の尊ぶべきことを知らなかつた。故にその政を行ふや苛法を設け、少しも人情を以て國を治めなかつたので、人民は皆彼を忌憚して之に心服しなかつた。彼は民の所有地を測量して一步が六尺を超ゆるときは之を罰し、又路上に灰を投げるものも之を罰した。又嘗て渭水の傍で囚人の罪を断じたときは斬罪人の血で渭水の水が赤くなつたと云ふほどである。

孝公が死んでから忽ちにして彼が破滅を見るに至つたのは、刻薄の報いで寧ろ當然と



云はねばなるまい。

極端なる重農主義

——商鞅の學說——

商鞅の政治は、法律を設けてその制裁を嚴重にすると同時に、人民をして農戰に努めしめて國家を富強ならしむることであつた。即ち彼の學說の主眼は重農主義と法律萬能主義の二點に歸着するのである。

商鞅は富國強兵の本は農業に在ると考たへので、國民を驅つて悉く農耕に従事せしめむとしたのである。彼の說に従へば、百人が農業に勤め、只一人が他業に従事する國は必ず天下の王國となる。又十人のものが農業に従事し、一人のものが他業に對する國は強國になる。之に反して半分が農業を營み、他の半分が他に従事する國は必ず滅亡する。かくの如く農業の盛んな國は隆盛となるものであるから、人君たるものは宜しく農業を獎勵して之を保護しなければならぬ。元來農業の發達に最も有害なるは、詩書辯説を尊

富國強兵の基は農業

學問と商工は國を弱める

び、商賈技藝を盛んにすることである。若し人君が徒らに口舌の徒に官を與へ、商工に従事するものを獎勵するならば、寒暑をいとせず苦勞して農耕するものはなくなり、その結果田園は荒れて國家が衰微するの外はないのである。今農戰の民千人の中に詩書辯説のものが一人でもあれば、千人のものが皆農戰に怠るのである。又農戰の民百人の中に技藝の輩が一人でもあれば、百人のものが皆農戰を怠る様になる。故に農業以外の詩書、辯論、末利、技藝等に走るものは、嚴に之を禁抑しなければならぬ。

然らば農業を發達せしむるにはどんな方法を取つたらよいかと云ふに(一)人民には學問を禁じ、飽くまでもそれを愚昧にしておくがよい。さすれば彼等は理窟を云はずに皆その分に安んじて農業に従事することになる。(二)詩書禮樂美修仁廉辯慧の十事は之を排斥しなければならぬ。これ等のものは徒らに質朴なる人民に智慧をつけ、彼等を浮薄に導き、以て農耕を怠らせるものである。(三)商人が米を買入れ、農夫が米を賣ることの出来ぬやうにしなければならぬ。若し商人に米を買ふことを許せば、彼等は豐年のときに澤山の米を買ひ、凶年に之を賣出して夥い利益を得るであらう。又農夫に米を賣ることを許せば、彼等は米を賣拂つて怠惰に流れるに相違ない。故に米の賣買を禁ずれば、商人

民を愚にせよ

極端なる重農主義

は生活して行くことが出来ないから勢ひ農夫となつて耕し、又怠惰な農夫は米を賣ることが出来ないので、耕作に勵むやうになるから、農業は必ず興るのである。(四)遊食の人民の多いのは農を敗る原因であるから、かゝる徒輩は宜しく之を官の人夫にして劇しく徒役するがよい。さすれば彼等は困窮して衣食に差支へるやうになるから、農夫となつて耕作に従事するやうになる。(五)酒や肉の價を高くし、之を賣るものに重税を課し、その元價を十倍にすれば、商人は利が少いから廢業し、民も亦酒に溺れて遊惰に耽るものはなくなる。さすれば人々は農に赴き耕作に努めるやうになる。(六)關所や市場の税を重くすれば、商人は利益が少くなるから農夫は商人となるを嫌ひ、専ら農耕に勵むやうになる。(七)商人の人口を調査し、彼等を徵發して軍中の雜役に使用したなら、農夫は安樂となり商人は苦しむこゝなるから農業が盛んとなる。(八)刑を重くして連座の制を實行すれば、亂暴な人民も私闘をせず、剛情なものも徒らに訴訟などをしなくなり、従つて怠惰のものも生ぜず、奢侈も行はれないやうになるから、農耕は盛んになる。(九)人民の交通を禁じ、旅館を廢すれば、人民は四方に放浪することがなく、郷里に固有し一所懸命に田圃を耕す外ないから、農業が大いに興る。(十)雇人を雇ふことが出来ないやうにす

酒食に重税を課す

關税を重くす

交通移動を禁す

ば、大夫や家長などは贅澤な家を建てる事が出来ず、従つてその子弟も遊惰に流れず働くこととなり、又雇人は他人の雇ひ手が少いから、自ら農耕をすることになる。

商鞅は以上の如き方法を主張して、極力民を強制して農耕を獎勵したのである。故に彼は「上壹にして民平なり」と云つてゐる。この壹といふのは農のことで、人君たるものは文學や辯説や商業や技藝を排して、只一つの農だけを獎勵すれば國家が安泰となるといふのである。即ち彼は人民の力を悉く農の一點に集中せしめんとしたのである。

### 法律萬能主義

商鞅は農が國の本でなければならぬとしたが、併したゞ民を放任しておいては彼等が農耕に努めるものでない。で、民を農義に従事せしめ、國家に服せしむべく、之を強制する法律が必要となる。是れ商鞅が法律萬能主義を唱ふる所以である。彼の説に従へば國家を強大にするには先づ人民を弱くしなければならぬ。で、彼は「民が弱ければ國が強く、國強ければ民が弱い。故に、有道の國は務めて民を弱くするに努める」と云つて

先づ民を弱くせよ

法律萬能主義

る。さて人民をして國家に従順ならしめんには、法律を設けて彼等の行爲を命令しなければならぬ。若し上が法を設けず民の好む所に放任しておいたなら、國は必ず亂れるのである。故に國が富んで法の嚴正に行はれるのを重富といひ、重富の國は必ず隆盛となるのである。之に反して國が貧しくして法の緩なのを重貧といひ、重貧の國は必ず滅亡するのである。

總て法は峻嚴を尊び、刑罰は苛酷なるを尙ぶのである。法を畏れてこそ人民は初て上に背かず、偏に身命を抛つて國家のために盡すのである。而して刑罰を行ふに當りては、人に依りて區別を設けず、上は卿相、將軍より、下は大夫、庶人に至るまで、苟も國禁を犯し、上制を亂すものがあれば悉く之を嚴罰に處すべきである。又前に功勞があり、善行があるものでも亦たとひ忠臣孝子であつても、苟も過あるものは一様に之に嚴罰を加へて毫も假借してはならぬ。又法律を施行すべき地位にある官吏が法を行はないときは、之を死罪に處してその三族を誅戮すべきである。かくして徹底的に嚴罰主義を行ふときは、人民は國家に服従し、戰爭には勇を振ふ、其の結果國家は強大となる。故に天下に王たるものは九人を刑して一人を賞し、強國にては七人を刑して三人を賞し、弱國

刑罰は峻嚴  
を尙ぶ

では五人を刑して五人を賞するのである。

以上は商鞅の説の大意である。彼が農業を奨励し、虚飾を排して質實を尙んだ點は採るべきであるが、その他の説は多くは誤つてゐる。彼は道德を無視し、只苛酷の法律を以て國家を治めることが出来ると考へてゐたので、その思想は單純幼稚なるものである。苛酷な法律は一時を威壓することは出来ても長續きのするものでない。どうしても政治の根柢には人道的要素が存しなければならぬ。然るに彼には少しも人情味がなく「國善を爲さば姦必ず多し」と云つて、國家が努めて人民を酷遇すべきことを述べ、「慈仁は過の母なり」といつて、國君が仁政を施すことを不可としてゐる。その説の淺薄低劣なること多くは此の類である。

恐ろしい商  
鞅の法治主義

# 韓非子

## 韓非子の事蹟

吃音で筆が  
逆者

韓非は韓侯の末流の公子である。刑名法術の學を好み、その思想には黃老の影響を受けた所が多い。非は生來の吃で、すらくと談話をすることが出来なかつたので、主として書を著はしてその説を述べた。嘗て李斯と共に荀卿に就いて學んだが、斯は豫てか  
ら己が到底韓非に及ばざることを知つてゐた。當時韓の國は他國から攻撃されて、その領地が日々に減少し、國勢が萎靡として振はなかつたので、非は之を慨き、屢々書を奉つて韓王を諫めたが、王は少しも非の説を採用しなかつた。依つて非は孤憤、五蠹、内外儲、說林、說難等十餘万言を著はして纔にその心を慰めた。

然るに韓非の著書が秦の國にも傳はつたので、秦王は孤憤、五蠹の書を獲、之を一讀するに及んで大いに感心して、

秦王、韓非  
の書に感服  
す

非常な幸福だが

と云つて歎賞した。すると李斯は

「この書は私の舊友の韓非といふものが著はしたものです。若し君が非にお逢ひにならうと思召すなら、韓をお攻めになされたらよい。さすれば韓非は必ず秦に来るかと思ひます」

と答へた。で、秦王は李斯の言葉に従つて兵を遣はして急に韓を攻めさせた。韓王は今まで用ひなかつた韓非を俄に採用し、秦に使者として遣はし、以て和を乞はしめた。秦王は非が韓國の使者となつて來たことを聞き大いに悦んだが、まだ彼を採用するまでには至らなかつた。そのとき李斯は己の方が到底韓非に及ばないことを知り、若し非が秦に用ひられたなら、自分が王の寵を失ふであらうと思つて、姚賈と謀つて韓非を斥けようとした。李斯は一日秦王に向つて、

「韓非は韓の公子ですから、若し秦に事へたならば、韓のために計つて秦のために害を爲すかも知れません。これは人情の自然です。若し、王が諸侯を滅して天下を統一なさうとならば、彼を採用なさらないがよいと思ひます。又彼を長く秦に止めて、おい

李斯、韓非  
を嫉んで死  
地に陥らしむ

て、之を韓に歸すときは、秦のためになりませんから、いつそ彼を誅戮なさるがよろしいでせう」と讒言した。

秦王は之に従ひ、吏に命じて韓非の罪を斷ぜしめたが、李斯はこの間に人を遣はし、密に毒藥を與へて自殺を勧めた。で、韓非は秦王に逢つてその寃を訴へむとしたが、どうしても王に逢ふことが出来なかつたので、遂に己むなく毒を仰いで自殺した。その後王は韓非を罰することを悔い、人をやつて之を赦さうとしたが、そのときには既に自殺した後であつた。かくて説難の名文を書いた韓非は、遂に秦王を説くことが出来ないで非業の最期をとげたのであつた。

韓非子の學說

— 法治主義 —

韓非は荀子じゆんしに就いて學んだので其の影響を受け、荀子の性惡説を繼承し、人間の本性を以て利己的のものと觀察した。例へば親が子を愛するのは老年になつてから子に養は

慈愛も親切  
も煎しつめ  
れば利己主  
義

利己主義を  
制するに禮  
は手緩い

人心の惡を  
制するの法  
は法律あり  
のみ

れたいためである。主人が雇人に食物を與へ、賃銀を給して優遇するのは、雇人をよく働かせて自分の利益を計るためである。又醫者が口で患者の傷口を吸ふやうな不快なことを忍ぶのは、親切心からやるのではなく、つまり澤山の禮金をもらひたいからである。自分の利益を圖るためなのである。

かくの如く人間の本性は全然利己的のものであるから、之をそのままに放任しておいたならば、必ず亂を爲すのである。で、孔子は仁を以て之を化し、荀子は禮を以て之を制しようとしたが、そんな手緩い方法では人の利己心を制して行くことは出来ない。人心の惡を制し、之を正しい方面に向かへて行くには、獨り法を以て之を律するより外はない。若し人が自然に眞直になつてゐる矢を得ようと待つてゐても、そんな竹は百年經つても生はえてくるものでない。又車の輪になるやうな自然に丸まるい木の生ずるのを待つてゐても、そんなものが千年經つても生ずるものでない。これと同じく人間も元來が利己的のものであるから、先天的に正しい人間の生れてくるのを待つてゐたとて、そんな人間は未來永劫生れてくるものでない。故に人を正しくするには外部から之を制して行かなければならぬ。之を制するものは即ち法である。

然るに孔子一派の儒學の徒は、人民を治むるに仁愛を以てせよと云ふ、これは間違つてゐる。一體堯舜（やうしゆん）などが仁政を行つたといふ事からして既に怪しいお伽話だ。昔は人も少く衣食住に事が缺かなかつたから、人々は今日のやうに財を尊びはしなかつたのだ。堯舜が仁政を施したと云ふのは、必ずしも人民を愛したためでなく、財が賤しかつたから、それを與へるのを惜しまなかつたためである。若し一步を譲つて堯舜が仁政を行つたとしても、今日と昔とでは時代が違ふ。今日は人民が殖え、生活も困難となり、従つて民は争ひ、亂を爲すやうになつたので、之を制するには仁政などでは駄目で、是非とも法を用ひて強制しなければならぬ。

人民の悪行を道徳などで禁ずることの出来ないのは、日常世人の實驗する所である。例へば不肖の子があつて悪行をするときに、父母が之を訓戒し、郷人が之を責め、師匠が之を教へても少しも悪行を改めないが、一旦役人が之を捕へて法に依つて嚴重に罰すれば、そのものは大いに怖れて忽ちその悪行をやめるのである。故に悪行を制する點に於ては、父母の愛も師長の教化も畢竟一法に及ばないのである。

かく法は人民を導き國家を治むる上に於て最も有力有効、必要にして缺くべからざる

不肖の子が  
訓戒で改つた  
例は無いつ

一國の強弱  
は法の寛嚴  
に依る

君主は刑と  
徳との兩權  
を緊守すべし

ものである。唐虞三代の時代と今日の時代とは、時を異にし俗を異にしてゐる。で、唐虞三代に用ひた寛緩の政を以て末世の民を治めんとするのは、恰も轡や鞭がなくて悍馬を御するやうなもので、その不可能なることは明かである。法は國の本である。法に依つて民の欲を制し、之に背くものは罰し、之に従ふものは之を賞したならば、人民はいづれも刑を怖れて姦をやめ、賞を望んで國事に勵むこととなり、従つて國家は漸次に隆盛となるのである。故に「國に常強なく常弱なし。法を奉ずるもの強ければ則ち國強く、法を奉ずるもの弱ければ則ち國弱し」と云つて、法を嚴に行ふ國は強く、法を勵行しない國は弱いのである。

但し法を行ふ場合には君主が自ら之を行はなければならぬ。即ち人君は常に刑徳の二柄を掌握すべきものである。然らば刑徳とは何であるかと云ふに、人を殺戮するを刑といひ、人を賞するを徳といふのである。若し人君が刑徳の二柄を自分から行はないで、之を臣下に委かせておいたならば、一國の人民は皆その臣を畏れて君を侮るやうになり爲に臣下が勢力を得て君を滅すやうな事が起るのである。例へば齊の簡公（かんこう）は賞罰の二權をその臣の田常（でんじやう）といふものに委かせておいたので、田常は私徳を賣つて群臣の歡心を得

韓非子の學說

私恩を施して百姓の人望を得たので、遂に主君の簡公を殺して齊の國を奪つたのであつた。これは人君が刑徳の二柄を臣下に行はせたくめである。故に法は一に人君より出づるやうにしなければならぬ。

——人材登用法——

既に法が制定せられて國の大本は立つたとしても、之と同時に民を治むる役人にその人を得なければ、國政は十分に行はれないのである。上下官吏の詮衡せんかうは最も大切なことであるから、君主が自ら臣下の賢愚、能不能を辨識して之に官を授けねばならぬ。これ即ち術である。故に國を治むるには法と術とを要するもので、商子しやうしが單に法のみを説き申子しんしが獨り術のみを述べたのは、未だ以て盡さざるものといふべきである。術とは人君が人の能不能を判斷し、その能に従つて之に官職を與ふることである。凡そ人が君主に用ゐられんとするときには、先づ君の性向、好惡などを察し、巧に君の氣に入るやうにして用ゐられんことを欲するのである。それが爲、人君は動もすれば臣下に欺かれて、

法と術との  
使ひ分け

その才能を誤認し、爲に不適當なものを官に任ずることがある。で、人君たるものは務めて吾が性向や好惡を人に示してはならぬ。若し之を示せば、臣は君の意に迎合して、己を飾り君の目を胡麻化して、重用されるやうでは不都合を生ずるのである。

故に人君が一切己れの好惡の心を去り、愛憎の念を斥け、心を虚靜にして無爲の境に居れば、臣下は君の好意に従つて己を飾ることができない。次第々々にそのものゝ詐らざる自然の生地がそのままに現はれるのである。人君はかくして臣下の眞の性能心術を判斷し、能あるものは之を擧げ、不能なるものは之を退け、以て適者を適所におけば、政治は始めて順調に行はれるのである。

以上は韓非子の説の概要である。即ち人性をば利己的のものと斷じて、茲に荀子の性惡説を取り、かゝる利己心より生ずる惡は、之を仁愛禮義の如きものを以て制すること能はず、たゞ法に依つて制し得るのみと論じて、茲に商子の説に従つて法治主義を主張したのである。併し彼は國家を治むるには單に法を制定するを以て足れりとせず、之と同時にそれを運用する官吏の選擇を慎しまねばならぬと説いて、申子の術を採用し、尙人君が人材を詮衡する際には無爲虚靜の態度をとらねばならぬと論じて、茲に黄老の思想

老子、荀子、  
商子、申子、  
の思想の綜  
合

を擷取したのである。要するに韓非子は荀子、商子、申子、老子の思想を綜合して自家の說を構成したもので、その說には法家者流の缺點はあるが、儒生の徒が徒らに堯舜時代を謳歌して、時代の進歩を無視せる政治を行ふの愚を嗤ひしが如きは、又傾軋の値なしとしない。

## 李 斯

### — 李斯の事蹟 —

李斯は楚の上蔡の人である。若いとき荀卿じゆんけいに従つて學んだが、學成つてから仕官をしよ  
うと考へた。けれども當時楚國を始めとし、諸國は概ね弱少で仕官をするに足らない國  
であつた、その中でたゞ獨り秦國のみは、國勢隆々として四邊を壓するの有様であつた  
から、秦に仕へて功名を顯さうと決心した。

依つて李斯は秦の國に行つた。丁度そのときは秦の莊襄王さうじやうわうの死んだときであつた。  
で、李斯は或る縁故を求めて、秦の宰相の文信侯呂不韋しやじんの舍人となつたが、不韋は李斯  
の賢明なことを知り、遂に彼を郎の官に任じた。かくて李斯は漸くその位が進んで、王  
に接近する機會が出来たから、或る日王に向つて、

「凡そ人は機會の到來した場合に、直ちに之に乗ずれば必ず成功するものです。秦の穆  
公こうは天下に覇はを唱へたほどの賢君でしたが、それでも六國を併呑し天下を統一しなかつ

李斯、仕ふ  
べき國を選



六國併合の  
好時機

たのは、當時尙ほ諸侯の勢が強く、周室も亦相當の勢力を保つてゐて、その機會がなかつたからです。然るに秦の孝公以來、周室は全く衰へ、六國はいづれも弱くなつたので、すから、今此の機會に乗じて六國を伐つたならば、必ず天下統一の大業を成就すること  
ができません』

と説いた。

王は之を聞いて李斯の凡才にあらざることを知り、之を拔擢して長吏と爲し、その計に従ひ、陰に謀士を諸國に遣はし、諸侯に珍寶を贈りて秦に従はんことを勧め、尙諸侯の長臣等に財を贈つて私かに秦に結ばしめ、或は反間の謀を以て君臣の間柄を疎隔せしむるなど種々の策を施した。

その後秦王は李斯を拜して客卿とした。然るに當時韓の鄭國といふものが秦に来て客となつてゐたが、韓の國が秦に攻められて困つてゐるので、之を救ふために、秦王に勸めて田に水を注ぐ溝渠を作らしめ、此の大土工の爲め多くの人夫を要するので秦が韓を伐つ餘裕が無い様にさせた。然るにこの事が遂に發覺したので、秦の宗室大臣等が秦王に向つて、

他國人排斥  
の令下らん  
ます客卿の效績  
ある先例

「他國から來て秦に事へてゐるものは、大抵その舊主のために盡して、秦の不利益を計るものですから、他國の客は一切之を國外に放逐することに致したい』

と諫めた。で、王も之を拒めなくて、李斯もやがて秦の國から放逐されることゝなつた。そのとき斯は上書して、

「秦の穆公は百里奚を用ひて他國々攻略すること二十度に及び、遂に西戎に覇を唱へたのです。又秦の孝公は商鞅を用ひて國が富み、兵が強くなり、秦の惠王は張儀の計を用ひて六國の同盟を破り、諸侯をして西面して秦に事へしめ、秦の昭王は范雎を用ひて帝業を爲したのです。所が此の四人の名臣は皆他國の人であつたが、いづれも自國の事を忘すれて秦の爲に盡したのです。然るに今、王は單に他國人だからと云ふ理由を以て、一切の賢才偉傑を放逐せられるなら、彼等は悉く他國に行つて、他國の爲に盡すやうになりませう。これは秦に取つて頗る重大なる不利益です。王は今六國を滅して天下を統一なさうとする大志を抱いて御いでなさるにも拘らず、若しかゝる狹量なことをなされたなら、賢人は悉く秦を去つてしまひますから、天下統一の大業は結局失敗に了るより外ありません』

と云つて、極力逐客の令に反対した。

依つて王は逐客の令を廢し、李斯の官を復して之を廷尉の官に任じ、その後秦が天下を併合するに至るや、李斯を丞相と爲し、重大なる國事は悉く彼の意見に従つて行つた。始皇三十四年に、帝は群臣を召し、咸陽宮に於て盛宴を張つた。このとき齊の人淳于越といふものが進み出て、

『陛下は既に海内を平定して皇帝の位に即かれたのであるが、爾後政を爲さるには堯舜の道を行はなければなりません。今まで古を師としない國で、長く榮えたと云ふことは聞きません』

と献言した。で、始皇は越の説の可否を李斯にたづねた所が、斯は

『私は儒道を以て天下を治めることには反対です、一體儒生の徒は徒らに堯舜時代の古を謳歌して、今日の政道を罵詈攻撃してゐるのです。そして朝廷で法令を出せば、古の例などを引照して之を非議し、君を輕んじ、上を侮る所爲さへあるのです。かゝる曲事を爲すのは、畢竟書生輩が所謂聖賢の書などいふものを讀むためですから、爾後醫藥、卜筮、農業の書のみを残し、その他の文學、詩書、百家の書は悉く之を燒棄し、尙ほ上

李斯類りに  
登用せらるる

天下統一の  
後儒道採否  
の論戰

の爲す所の政道を非議するものは之を嚴罰に處するがよいと思ひます』

始皇は此の説に従つて、遂に書を燒き、儒を坑にするの暴舉を敢てしたのである。

かくて李斯は丞相の位に昇り、その言一として聞かれざるなく、長男の由は三川の守となり、彼の子供は悉く秦の女公子を娶り、彼の女はいづれも秦の諸公子に嫁し、その權勢並ぶものがなかつた。李斯は嘗て長男の由が三川から歸着したとき、知人を招いて宴會を開いたが、そのとき李斯の門に集つた車騎は千を以て數へた。李斯はこの盛大なる有様を見て、却つて愁然として、

盛華極つて  
愁あり

『嘗て師の荀卿は、何んでも物は極點に達するのを戒めねばならぬと云つたことがある。

俺は昔上蔡の名もない貧書生であつたが、今、皇帝に擢んでられて、位、人臣の最上に達し、富貴尊榮極つたと云つてよい。由來物は極まれば必ず衰へるものである。俺は今此のやうに繁昌してゐるが、さて將來はどうなるものやら少しも測り知ることができない』

と云つて歎じた。

始皇三十七年、帝は巡狩の途中渤海沿岸の砂丘といふ處で死亡した。このとき始皇は

長子の扶蘇を後繼と爲すやうにと遺詔したが、趙高は詔を矯め胡亥を以て二世皇帝と爲し、次いで始皇の詔なりと詐り、扶蘇に命じて自殺せしめた。

始皇死して  
李斯危し

そのとき李斯は始皇の遺詔に背くことには反対したのであつたが、趙高に説き落されたので、遂に心ならずも胡亥を立てることに同意した。

然るに趙高は胡亥の立つや、之に勸めて秦の諸公子や老臣等を誅戮せしめ、かくして己れの忌憚せるものを除いて、ますくその權勢を振ひつゝあつたが、此の間に胡亥は淫樂に耽り、阿房宮の工事を繼續して人民を驅使し且つ更に重税を課したので、人民は大いに之を怨み、陳勝等を始めとし、各地方秦に叛くものが續出して來た。李斯は之を心配して屢々胡亥を諫めたけれども、彼は毫も之を顧みなかつた。そのうちに、趙高は李斯を退けて己れ其の地位に代り、以て秦の全權を振はんとの野心を起し、一日二世皇帝の胡亥に向つて、

「李斯は始皇帝の遺詔を矯めて陛下を位に立てたので、厚き恩賞を蒙るだらうと豫期してゐたのに、今に其の御沙汰がないので深く陛下を怨んで居ります。彼の長男の李由は陳勝等の叛軍と氣脈を通じて叛を圖り、李斯も之に關係してゐる形跡があります」と讒

言した。暗愚なる胡亥は之を信じて、李斯に五刑を加へた上、咸陽の市で之を腰斬し、その三族を誅戮した。時に二世の二年七月であつた。

### || 李斯の學說 ||

李斯には別段著書といふものがないが、彼も亦た商鞅等の流を汲んで法家者流であることは明かである。彼が儒生等の徒らに唐虞三代を範とし、仁愛道義を説くを以て、政治に有害なりとし、儒書を焚き、儒生を坑にした如きは法家の思想より來たものである。

李斯は嘗て胡亥に向つて政事を論じたことがある。その説に依ると、凡そ賢君は嚴重に臣下を監督して、その刑罰を勵行しなければならぬ。若し刑罰が嚴重であれば、臣下はその全力を竭して主君に従ひ、茲に始めて上下の分が截然として明かになるのである。故に申子は「天下を有つて恣睢（自分の思ふ通り權力を振ふこと）せざる、之を命けて天下を以て桎梏と爲すといふ」と述べてゐる。これは人君が天下を治むるのに、我が思ふまゝに權力を振ひ、刑罰を以て臣下を監督しないときには、下のものは上を侮り、爲

李斯の政治  
説は刑罰勵  
行一點張り

に國が亂れることを云ふのである。で、人君たるものは法を明かにし、刑を重くしなければならぬ。

韓非子には「慈母には敗子(悪い子供)あり、嚴家(嚴格な家)には格虜(主人に抵抗する奴僕)がない」とある。此は慈母は徒らに子供を可愛がるばかりで、嚴重に之を罰しないから不肖の子が出で、又嚴格な家では、奴僕を遠慮なく罰するから、奴僕は主人に抵抗しないと云ふことである。又商鞅は人が灰を道路に棄て、も之を罰したと云ふことであるが、これは灰を路に棄てるやうなつまらぬ事でも罰せられたのであるから、若し重罪を犯せばどんな峻刑が行はるゝか判らない。で、人民は之を怖れて決して法を犯さなかつたから、従つて國が治まつたのである。

故に明主聖王が久しく尊位に居り、長く權勢を掌握して天下の權を恣にする原因は、たゞ能く臣下を督責し、刑罰を嚴重に行ふ點にある。かくして明君は妄りに世俗に従はずして、却つて世俗を已に従はしむるが故に、その勢力が盛んなのである。加之明君は膺儒の説く仁義などを排斥し、遊説の客や烈士などを退け、衆人の輿論に耳を傾けず、獨り自己の欲する所に従つて行ふものである。かくして始めて申韓の術を明かにし、商

不良少年と  
悪僕の製造  
者

明君は妄俗  
に従はず

威嚇政治の  
讚美

君の法を修めたりと云ふべきである。而して法修り術明かにして天下亂れると云ふことは未だ嘗て聞かないのである。

以上は李斯の説で、その大要は君主は尊權を掌握し、法を以て下を督責し、嚴重に刑罰を行ふときは、下は怖れて上に服するから、國家は大いに治るといふので、その説は商鞅などの思想を繼承したものである(完)

大  
獄  
記

## 小 引

此事件は、無學ながらに大著述を残したいといふ盲人の虚榮心に端を發してゐる。恐らく斯ういふ種類の見え坊は支那の特産であらう。その編纂の際には後年の大疑獄となることなど、夢にも考へ及ばなかつたころであらう。その書を利用して賄賂を収めた官吏が數人ある。そして不穩の文字を削り去つて置いたに拘らず、私憤を洩さんとする食吏が再び原本を搜し出して、編者から財を食らんとして果さず、明るみへ持出して見て、意外の大事件としまつた。幾百の人の生命が殆ど理由なくして絶たれたといつても宜い。その經過は、事毎に奇異の念を抱かしめ、時として醜陋、時として慘鼻、時としては滑稽の感をさへ催はさしむる。

この疑獄に關する斷片的の記録は澤山あるが、その各に多少の相違がある。然しその大體は解せられるから、彼是れ拾ひ集めて疑獄の大略を叙述するのを序篇とし、嫌疑者の一人たりし陸麗京の娘の記せるところを本篇として掲げて置く。

# 大 獄 記

## 序 篇 明書の獄の概要

□

遺族稿本を  
入質す

明も末頃になつて宰相にも陞つた朱文肅（國禎）といふ人が、官を辭して杭州に歸臥してから、明史を著はした。その書は神宗帝の萬曆末に筆をとめてあつて、熹宗帝の天啓年間には既に刊行されてゐる。然るに同書の末尾に添ふべき列朝諸臣傳は未刊のまま残つてゐた。その内に明は次第に南方に害迫せられて、清の代となつた頃には、文肅の子孫は零落して生活にも困つたのであらう、隣家に住んで金満家であつた莊氏の家へ、右の稿本を入質してしまつた。

是は千金に質入したとも傳へられ、僅に銀五兩に質入したとも傳へられ、甚しきは盜まれたのだとも記されてゐる。然し莊氏は金満家だつたのだから、金を貸して抵當に取つたといふのが事實であらう。

この莊氏は強ち無學な金滿家だつたとは思はれない。莊允城字は君維といふのは、明末に貢生に擧げられた、その弟や子等も皆才名を知られてゐた。允城には三人の子があつて、長男は廷龍、字は子襄といふもので、いはゞこの男が事件の張本人である。廷龍は少年の頃腦を悪くし、その爲に盲目となつた。彼は昔の左丘明の例に倣つて、盲人として著書を殘さうといふ野心を起した。

註 左丘明は魯の太史、左氏春秋や國語はその述作である、盲人となつて尙著述を續けた人である。

その野心を充たすためには、著述の基礎として、質に取つた朱文肅の遺稿が絶好のものであつた。彼はこの書を自分の著述とすることに考へついた。

彼が著述を思ひ立つた動機として、尙他にも一説が傳へらるゝ。

龍の妻が婢を召つれて外出した事があつた。頃しも明末の混亂時代で、盜賊横行してゐたのだから、忽ち途上で賊に出遭ひ、婢は掠め去られた上に、意に従はなかつたため殺されて了つた。龍の妻は辛うじて一旦逃げ歸つたが、夫に對して申譯が無い事情があつたのであらう、溢れて死んだ。龍は深く妻の死を悼み、賊の所行を憤つてその後再び

妻を迎へなかつた。彼は

『古人は憤つて書を著はした、自分もこの悲憤を晴らす爲に、一史を著はして世に傳へよう』と決心した。適々そこへ朱氏の遺稿が手に入つたのだといふのである。

□

著述の第一歩として龍は學者を集めた。何しろ莊氏は金滿家だから、その爲に招きに応じて偽書製作に手傳ひした貧乏學者も少からずあつた。然し出來上つた『明書』には二十四人の知名の士の姓名を列記してあるが、その中には自分の名を濫用されてゐることを知らない者もあつた。その半は名を竊んだものだ。とまで記した物もある。少くとも陸圻、杳繼、范驥の三人はその書を見たこともなかつた。

人を集めて新に書いたのは、明の崇禎年間(1644-1644)の事で、清朝からいへば太宗の朝である。その記事の中に清朝を指斥するやうな語が方々にあつた。然しこれは考へやうによりては無理もないことである。明は既に微々として南方に餘喘を保つてゐたに過ぎないけれども、著作に従事した學者たちは何れも明の遺臣である。事實上は清の天下になつてゐても、自然に明の方に同情ある筆致になり易いのは當然である。勿然彼等とても當代を

讒誣して快とするやうな度胸を据ゑてかゝつたものではない。事を好む者が強ひて悪い解釋を下して、さほどにないことをも仰山に説き立てたに相違ない。

官憲に於ても、恐らく問題になりさへしなければ黙過した程度のものであつたであらう。然し問題になつて見れば、新たに國朝を立てた際ではあり、苟も上を謗る者を寛恕するやうな態度は見せられない。少しでもさういふ嫌があれば、容赦なく極刑に處して以て天下を警しめなければならぬ。著者の一族は勿論、云ふに足らぬ板彫りの子供に至るまで殺戮したのは、全くさういふ立場から裁判したからであらう。地方官も連座したのは、その取締りを嚴にするための戒飾に過ぎない。

□

茲に吳之榮といふ者があつた。官途に就いてゐたが賄賂を貪つたために一旦獄に繋られた。それは幸に赦に遇つて出た。

この者が朱佑明といふ金満家から金を引出す所存で、その家に入入りしてゐる内に、莊氏の明書があるのを発見した。朱は明書の板木を彫ることに盡力した男で、同書の著者莊延龍の妻は實にその娘であつた。奸智に長けた吳之榮がこれを物にしない筈はなかつ

恩賞を目的  
の摘發

た。早速その内容を指摘して莊氏や朱氏から金を取る事を考へたが、それは成功しなかつた。のみならず莊などに侮辱された。

そこで彼は第二段の策として、奸を發くの恩賞に與るつもりで官に訴へ出た。斯うなると莊も朱も平氣でゐられないから、將軍や巡撫や督學などに多くの賄賂を贈つたので、ともかくも不穩な文句のところを改刪を施して刊行する事にし、既刊の分は部數が少かつたから、出来る限り買ひ戻して潰すといふ策を立て、大事に到らず喰ひとめてしまつた。

重ね／＼の失敗に吳之榮は業を煮やした。斯うなれば何處までも事を大きくしなければ無念が晴れぬ。苦心して明書の初版を手に入れ、その書を以て直ちに京師へ上り、中央政府へ訴へた。そこで刑部からの命で一網打盡的に同書に關係ある人々、その家族、當時の諸官吏は引致された。そして審理の末にどし／＼死刑に處した。

その處刑を受けた人數の正確なところは分らない。少く記したものには死者七十餘人、邊土へ放逐された者百餘人とあるが、最多く書いたものには死者數百、流徙千餘と擧げてある。その中で眞に罪に當る者といつたら、恐らく十人を出ないであらう。關係者に

處刑された  
人數



摘發者の惨  
酷な死

男子があれば、幼児でも何でも斬に處したから、この六人数となつたのである。吳之榮はこの獄の解決とともに、朱氏の財産の半分を賞與に貰つた上に、再び京官に起用されて遂に右僉都に上つた。然しさすがの彼も餘りに多くの人命を絶つことを仕出か來したのは氣が咎めたが、武當山(湖北の太和山)に登つて、祭壇を設け懺悔の祈をした。その時神に攀たれて起つことが出來ず、早いで歸つたが、それから背に疽が吹き出て、非常な苦しみの末に悶死した。

□

事件の張本人たる莊廷龍は、實は初版を出す前に病死した。父の允城は彼を憫む情からその遺志を繼いで刊行したのであつた。

その板木の彫刻に骨を折つたのは、彼の朱佑明であつた。この男にも話がある。

元來佑明は大工の息子であつた。父親が死んで近所の寺に奉公した。利巧者で住持に取入つて信用を得た。或時湖廣の商人が多く銀を携へて通りかゝり、戰亂の爲に交通が不安心だから、その録を桐油籠の中に隠して寺へ預けた。そして五年の期限を定め、若しその内に取りに來なければ賣却してくれといつて、件の商人は立去つた。

限り物で金  
儲け策

その内に桐油の値が倍に昇つた。住持は商人が預けて行つたのは唯の桐油とばかり思つてゐるから、この高値の時に賣つて置いて、金にして待つてゐたら宜からうと、好意からして佑明に桐油を賣却させた。佑明は籠を開けて見て夥しい銀を發見した。然しそれは住持には隠し、桐油は賣拂ひ、銀は自分が横領して、宅の床下から掘り出したと僧には吹聴して置いた。

七年経つて商人が受取りに來た。僧は、

「心配さつしやるな、朱は長者になつてゐるよ」と二人で朱が家へ行つた。朱は二人を歡待してから、

「あなたの品物を資本にして大分儲けさせてもらうた。元金だけは早速お返しする」と喜ばせて置いて、酒に酔はして商人を殺し、ついでに僧をも殺さうとした。僧は驚いて、「わしはお前に徳は施したが怨を受くる覺はない、どうした事だ、わしを殺したら不吉だらうぞ」といつた。

「大恩は報じ難しといつてある、お前さんを免して置くのがわしには不吉ぢや」

「言ふな、二十年の後にこの公案の解決をつけようぞ」と僧は殺されてしまつた。

恩義ある僧  
をも殺す

これ以來朱の家は益富むやうになり、立派な建築までした。然るに或人から、「これ程の普請でありながら、知名の人の額が無いのは残念ぢや」といはれた。いかにも成上りの爰所を嘲られた感がしたであらう、朱は早速額を捜して、彼の明史の原著者朱文肅の清美堂の座敷を買った。その額は明末第一と稱せらるゝ董其昌とうきしやうの書であつた。その額がいかにも自分の家の爲に書かれたやうに掲げて得意になつた。

莊氏の明書が刊行さるゝ時になつて、彼はその刻字の方に盡力し、清美堂藏板と刻りつけてしまつた。原著者の清美堂は自分が買ひ受けたし、同じく朱氏ではあるし、彼は得意になつてさういふ事をしたのであらう。そしてそれはやがて命にかゝはる大事であるとは知らなかつたのであらう。

朱が後に始めて吳子榮に逢つた時、彼はギョツと驚いたといふ事である。それは先年自分が殺した僧と生寫しの容貌だつた爲である。その吳の爲に罪に陥されて、朱が死刑になつた時は彼の僧がいつたやうに、その時から二十年目であつた相だ。

公案解了

この疑獄に連座した中で、陸と查と范との三人は、全く著述に關係なく、唯文名ある

無常を感じざるを得ず

が爲に恣に名を濫用されたことが判明し、且つ事件が大きくならない内に自首して出たので、三人共に罪を免れたのみならず、却つて恩賞に與つた。

その一人の陸圻、字は麗京といつたのは、杭州錢塘の人で、學問があり詩文をよくし、且つ醫術に通じてゐた。彼は明末の亂世に既に深く無常を感じてゐたのに、この生死の境を幾度も出入りする獄に座して、益々世を憂く思つたのか、放免されると得度してつて妻子を捨てゝ行方を晦ました。

その間の事情を詳記したのが陸麗京の娘華行じにかうの書いた「老父雲游始末」である。匆卒に譯出してその文意を盡さないのは勿論、優しく哀れな筆致を傳ふことが出来ないが題して「父はいづこに在ますぞ」として次に紹介する。

醫學者を知る

本篇 父はいづこに在ますぞ

康熙元年の春二月の事でありました。私の父のお知合で王于一といふ方が、廣東の方からこの杭州へお出になりました。そして昭慶寺に滞在してゐられました。不意に病氣になられました。元來醫學の心得がありました父は、早速お手當をしました。殆ど晝夜休みなしに御看病しましたが、御運悪く王さんは到頭そこで歿くられました。父は遺骸の跡始末など萬端落ちなくお世話を致しまして、王さんの召使に旅費も出してやり、お柩を御郷里へ送らせることにしました。他にもお知合もありましたから、さういふ人々と船の出る所までお柩のお見送りをしました。

その時でした、或る人が父に耳打しまして、湖州の莊何とやらいふ人が著述しました本が、何か朝廷に對して不敬な文句があるのに、その評者として查伊璣さん范文白さんと一緒に父の名も掲げてあるから困つた事だと知らせてくれました。然し父はその時ま

父はいづこに在ますぞ

大災難さは  
思はず

父はいづこに在ますぞ

七二

では別に驚きもしませんでしたのか、  
「わしは少しも知らんことぢやから、心配しないが宜い、そんなことがあるものか」と  
申しましたさうです。

それでも宅へ歸りましてからは、父も少し心配になりましたのでござりませう、様子  
を聞かうと思ひ立ちまして、范さんは遠い處にお住ひですから、お近くの查さんの御宅  
へ参りました。その時查さんは外出してお留守だったので、父はお書齋に参りますと、  
お机の上にその問題の本が載せてありました。その本を見て父も自分の姓名が麗々しく  
載つてゐますのを始めて確めたのでございませう。その内に查さんが歸られましたので、  
父は、

始めて騒ぎ  
出す

「一體この本は何といふ莫迦なことを書いたものだらう、君はまだ斯んな事して置いて  
ゐるが、早く何とかしなければ大變が起りさうだよ」と申しましたから、查さんもさう  
した事かと驚かれたのでございませう。早速二人で御相談をしまして、學政のお役所の方  
へは陳情書を差出し、又湖州の教諭の趙君宋といふお方に取調をお願いしました。  
趙教諭は驚いて自分で莊の宅へ参られまして、始めていろ／＼お解りになつたさうで

すが、著者の名は龍といつて盲人であつたさうで、既に故人となつてゐました。その人  
には子供はなく、父の某と弟の延月とやらがゐました。  
そこで本の板木を砕いて、總計六十四丁を役所の倉庫に取り納められました。板木は  
砕かれましても、それまでに本は既に世に流布してゐましたから、問題の根を絶つわけ  
には参りませんでした。

□

吳子榮といふ良くない人がありまして、金満家の莊家から金を引出さうとかゝつて失  
敗したのを怨に思つてゐました。又查さんは女優を抱へてゐられましたが、吳がその美  
しい女優を見たいと頼んだのに、肯き入れられなかつたとかで、そのために查さんを恨  
みまして、この書物のことを訴へ出れば、莊も查もひどい目に遭はせてやる事が出来  
ると考へたのでございませう。書物を持つて吳之榮が訴を起したのでございませう。

六月も末になりますと、次第に世間の評判が高くなつて参りました。母や長兄などは  
頻りに心配を始めました。豫て病氣で弱つてゐました兄は、ひどく血を吐いたりしまし  
た。家僕を使に立てまして、長安へ行つてゐました父の歸郷を迎へさせました。父は、

父はいづこに在ますぞ

七三

私怨を晴す  
爲の訴人

まだ安心してゐた

父はいづこに在ますぞ

七四

「早や板木が砕かれてゐるから宜しい、世上の人口などに心配することは無い」と申しまして、七月の十九日旅装を整へて台州へ出かけてしまひました。

十月十四日に曾祖母の沈孺人が歿くなりました。父も歸つて参りまして、ある時母へ申しますには、

「わしは妙な夢を見たよ、神のやうな姿が見えて、お前には詩文の災難がかかるよとお告があつた。これからどんな事が起るものやら」と物案じ貌にしてゐました。

その内に風評は益々高くなりました。父と母とは一間の中に閉ぢ籠つて、何やら細言き合つては吸り泣きをしてゐることが多くなりました。私はまだ幼い小娘の頃で、父や母が心配さうにしてゐます理由が判りませんので、度々どうしたのかと尋ねました。さうしますとその度毎に、

「お前には未だ解らない、お前たちの兄さんの病氣が良くないからの事さ」とばかり言ひ紛らしてゐました。

十一月十五日、父と叔父の梯霞さんとが伴れ立つて外出しようとしてゐますと、門外

遂に檢舉始まる

で二人の役人に出逢ひました。役人は、

「司理(刑獄)の紀元さまが御病氣だから、診て下さいといふ事でお迎に参りました」と申しました。父が醫術に詳しいので、斯ういつて誘き出しに來たことは直ぐ察せられました。父と叔父とは豫々この事あるべきを覺悟してゐましたので、早くも使の眞意を見て取りました。父は使の役人に向ひ、

「今日は十五日ですから、母の靈前に禮をしてから参りたいと思ひますが、いかゞでせうか」と申しました。役人は、それはとにかくにと許しましたので、父は祖母の靈前に参りまして懇ろに暇乞を致しました。叔父はその間に奥へ駆け込んで次兄を呼び立てました。母や兄達は、或はこれが今生の別になりはしないかと思つたのでござりませう。父に取纏つて泣き叫びながら駆け出しました。私もその場の徒事でない有様に、深くは解らないながらも、同じく大聲を擧げて泣きながら、跡を追うて出ました。父はそのまゝ役人に伴れられて往つてしまひました。

父は紀元公に逢ひました。公は未だ試験に及第せられない頃から、父とは交誼があつたので、ひどく氣の毒に思ひながら、命令なれば已むを得ず、涙を揮つて父を錢塘の獄

父はいづこに在ますぞ

七五

一家泣いて父を送る

へ送りました。その鑄塘の令は慕天顔といふ人で、同じく父とは交際ある人でありましたから、父の取調を他人に委せず、令自ら陳述を聞いて調書を作りました。

刑具の錠には鉛を流し込む

十二月になつて判官の龔某といふ人が差遣されまして、父と査さん范さんの三人をつれて都へ護送することになりました。その月の十一日に先づ太守の丁浴初といふ方に三人でお目にかゝりました。太守は査さんと親しい間柄でありましたから、自然父の名も知つておられましたのみならず、以前から少からず父の才名を重じておられたのださうです。太守は自ら席を起つて三人を迎へられ、手錠などを寛くするやうに下役に命ぜられました。下役の者は、手錠などは既に鉛を鑄込んで開けられぬやうにしてあると申立てました。これを聞いて太守はひどく立腹されて、

「この人たちは罪があるのではないぞ、錠を開けられなくするなどといふ取扱を受ける人ではない、唯今それを取換へろ」と叱られました。そして父に向ひ、

『君等は何れも自首した人になつてゐて、他の連累者とは違ひ、その筋の受も悪くないのだから、この際京師へ上つて、進んで一切を申立てたら宜からうと思ふ。それも成るべく早い方が宜いと思ふ』と申されましたので、父は

太守の好意別々靈前の告

「有難う存じます、實は家に資産もござりませず、冬着の用意も未だ出来ませんので、北の方の都へ上ることも延び／＼になつてゐるのでござります」とお答しました。

太守はこれを聞かれて、少からぬ金と一襲の袈衣とを與へられました。父は又、

『この度都へ上りますれば、生死の程も豫想されませぬ、今一度母の靈に暇乞を致したいと思ひます』と申しました。太守は氣の毒に思はれて、その願も聞届けられました。

□

思ひがけなく父は自宅へ参りました。家内一同が哭き號ぶ聲は天を震はす程に思はれました。年長の姉は父が重さうに引摺つてゐました琅當(鐵)を双手に抱き擧げて、情なさに絶入るばかり哀しみました。

かくてあるべきにあらずといふので、十五日に都への長い旅路につきました。僕の張燈といふ者が供を致しました。三人の叔父たちは別の船で父を送つて都へ行くことになりました。僕の褚禮といふ者が母の言ひつけで衣裳や頭飾りなどを全部買入れしましたのが、銀二百程になりましたし、外に父の親友などの餞別を出されたのが合せて數十金に上りましたので、その中から四十金を叔父に渡して留守宅の活計を立てさせ、残り

父はいづこに在ますぞ

都へ訴へに上る費用

は上京の費用に宛てられました。

私は上の姉に伴れられまして、關外まで見送りました。父は私に顔を背けて涙を拂ひながら母へ申しました。

「この子はわしの祕藏つ子であつた上に、遠く龍山に許婚してあるのだから、よく氣をつけて育て、おくれ」

それから今度は姉に向ひ、

「わしはお前が賢くて孝行なことは見ぬいてゐる、お母さんや弟たち妹たちは全くお前が頼りだからね、お父さんの事を心配せずに、跡の事をよく氣をつけて……」と申しました。姉も私も聲を呑んで咽びながら、其處から歸りました。母や庶母（父の妾にして子稱）の徐、それに兄たちはまだ別れかねて、嘉禾といふ處まで送つて行きました。そこには私どもの祖父に當る祝鯤しゆこんさんが小舟を出して待ち受けておられました。餞別の金をくれて、涙ながらに互に御無事で、と挨拶して別れました。父は母などが何處までも附いて來るのを見まして、

「何處まで來ても終には別れねばならぬ、同じ事ぢや、もうお歸り、わしの胸は却つて

苦しくなるばかりぢや、それから明年は宅が値年ちねん（地方の公共事務の年番）に當つてゐるが、わしはこの通り災難に遭つてゐても、萬年舊規に照して手落なく、何かと面倒を厭つて手数を省いたりしないやうに頼むよ、お前は賢明だから別に細々と言ふには及ばないが……」と母へ申しまして、更に庶母へは、

「お前は身持行儀を謹み、上下心を和らげ合ふやうに努めねばならぬよ」と申渡し、二人の兄へは、

「お前たちは第一に母に孝を盡すことだ、それからよく禮義を守らねばならぬ。まあ讀書などはせぬが良いぞ、なまじひに讀書するとこのお父さんのやうな目にも遭ふからね」と注意を與へ、そこで母など、別れて旅程を進めました。

船が一夜金山寺の下に泊りました。夜半の鐘聲を客船に聽いて轉た斷腸の念があつたのでござりませう、父は、この度活きて還ることが出來たら、必ず佛門に入つて得度しようと思つたさうです。この誓言こそ他年私どもを泣かせることになつた發端とでも申すのでありませうと思ひます。

繪像の顔に  
憂苦の色

明くれば康熙二年の正月十六日に、父がその六日に維揚に着いたといふ音信がありました。十八日の夜、母は曾祖母の沈太孺人の夢を見ました。太孺人は箸を取りながら咽び泣きをしてゐられたと申します。十九日はその沈太孺人の命日でありました。その時は新年に懸け列ねた代々の繪像が未だそのまゝに懸けてありましたので、私ども兄妹は母について廣間へ行つて見ますと、繪像の顔が皆愁を包んだ苦しい相をしてゐるやうに思はれました。母は胸を戦かして、次兄に言ひ付けて陳菴に祈禱を頼みにやりました。叔母たちも諸方から集つて参りました。

そこへ不意に役人が出張して來ました、

『紀司理のおいでです』と申入れました。母は父が都へ上つてゐることは良く御存知の紀元公が、不意に宅へおいでになるといふ理由が無いと思ひますから、不審にしてゐますと、暫くして百人餘りの部下を従へた官吏が見えました。長兄が出て會ひました。母は小蔭から様子を窺ひますと、果して紀元公ではありませんでした。不思議な事だと疑ひ惑つてゐますところへ、叔母が來まして、

『都で事件が明白になつて、その爲に宅は取潰しになるのです』と申しました。さうい

つてゐるところへ、數十人の役人がどやどやと戸を推し開いて亂入し、

『女子供皆で表座敷に出るんです、總捕(官)の毛公が一度點檢されるのだから、別に心配せんでも宜い』と口々に申しました。

母はこの急迫した中にも、私を父の子として置いては、萬一の場合にどういふ災難を受けねばならぬことになるかも知れぬと考へまして、私を叔母に預けました、拒兄の娘で文姑といふ者だと偽名させました。そして大勢の姪娘たちの中に雜らせて置きました。文といふ字を付けましたのは、拒兄の小字が文といふので、突嗟の場合にその字を思ひついで、私の名として訊問に答へたのであります。ですから官に調製されました氏族帳には、姪孫女、名は文姑、年七歳と私の事を記載してあるのです。

□

近所に許周といふ人がありました。父は平常にその人に好意を持つて、手厚く遇つてゐましたが、その日は官の手先に使はれて、盆に糊を入れた物を持つて、門にべたべたと封條(印)を貼つてゐました。そればかりでなく、誰某は誰の子だから洩してはならぬのだの、誰某は誰の召使だから逃してはならぬなど、宅の内輪を知つてゐますだけに、

父はいづこに在ますぞ

子を救ふ母  
の頓智

隣人の忘恩  
輕薄



頻りに手柄腕に指圖してゐました。官では彼が忠勤ぶりを賞して、私方の布二匹と米三石とを取つてその男に與へられました。その上に都へ上つてゐる三人の叔父を逮捕に向ふ役人の嚮導にされました。

叔父は都の路上にこの男と出逢つたさうですか、先方が氣付く前に、僕の襜褕の方で氣が付いたから、叔父はその場を躡ることが出来ました。それで折角の捕手の案内も手柄を立て損ねました。その後になつて事件が落着きました、よもやと思つた私どもが無事に歸りました時には、義理知らずのこの男もさすがに穴にでも入りたいやうな、きまりの悪い様子をしてゐました。

叔この日一同が調べられました時、拒の嫂は子供をつれて實家へ行つてゐましたし、又私の姉婚の沈穆如その他は早く外出しましたし、又吳氏の姉は目を患つてゐて宅へ参りませんでしたから、それ等の人は難を免れました。

元來私どもの一族は、私の父が本宅で、拒石兄といふのは忠毅公培といつた方の子で、これが二番屋敷でしたが、二軒は同じ門から出入するやうになつてゐました。それから梯霞叔父が三番屋敷、紫躑叔父が五番屋敷、左盛叔父が六番屋敷に住んでゐましたが、

義理知らずも羞入る

一族三十人の拘引

以上五房合せて三十人が、この日總捕の留置場へ叩き込まれてしまひました。

この外に禹川といふ姪もありましたが、未だ名を届けてなかつたので免れました。不在で免れた叔母は、自分から官に名宣り出て私どもと一緒にになりました。目を患つてゐた吳姉は、この災難を聞いて氣絶したといふことでありました。

長姉の舅に當る吳錦文といふ方も司理でありました。次姉の舅に當る沈甸華といふ方は文學(州の教授)でありました。お二人とも父とは仲の善いお友達でしたから、その夜松明を灯して留置場の窓外へ参られました、涙を流して母へ話されました。

「斯うなつてしまつては、どうも手のつけやうがないから、靜に運命を待つ外はあるまい。聞けば二郎は未だ擧げられないでゐるさうだから、あれを匿まつて血統は絶えないやうにしよう」

血統を絶えさせぬ配慮

叔父の孫宇臺といふ方も慟哭しながら面會に来て、

「わしが微力で姉さん方を脱れさすことが出来ないのは、誠に申譯ない事だが、遺兒の世話は力の限り引受けるから安心して下さい」と申されました。母は答へて、

「聞けば官では朱家をひどく責められるさうな。二郎が未だ押えられないからといふの

父はいづこに在ますぞ

で、その女房の實家にひどく迷惑をかけてはいけない、お前さんは二郎に進んで獄に就くやうに傳へて下さい、あの子一人助けるために、大迷惑をかけるのは心外です」と申しますと、叔父は叔父で、

「宜いんです、私がします、姉さんは構はないでおいでなさい」と飽くまで次兄を免れしめる氣に見えました。

□

叔父は方々心當りを搜して次兄を見つけ、夜陰に乗じて自宅へ匿しましたが、それも捕吏に感附かれさうでしたから、又密かに他に隠しました。然るに兄も母や長兄や妹など一族を擧げて投獄せられてゐるのに、一人逃げ隠るゝ事を考へますと、若し一同が死罪にでもなれば、自分一人が生き残るといふ見つとも無いことになる氣付きましたものか、自分から進んで留置所へ這入りに來ました。そして母や長兄に取り縋つて泣いてゐました。

目の不自由な吳姉は、輿に乗つて私どもの家に訪ねて參つたさうですが、何處もガラン堂になつてゐるのを見まして、

次兄も進んで獄に投ず

憐れなる兄弟の争

「わたし一人がこの世に残されたのか」と哭き哀しんだといふことでした。

二十一日に男だけは按察使の監獄へ入れられました。獄卒どもが各自に鐵の足鎖をつけたのです。次兄の方は、長兄が病身であるからといふので、又長兄の方は、次兄が未だ幼少であるからといふので、二人が互に重い方を取らうと争ひました。羅刹のやうに思はるゝ獄卒ども、このいぢらしい兄弟争には感動しましたと見えて、二人共に輕いのを與へらるゝことになりました。

婦人は番所へ皆送られました。そこは七室に分れてゐまして、一二室は查氏の人々、三四は私ども陸氏の人々、五六は范氏の人々が入れられました。

この查と陸と范と三氏の男女を合せると、拘引されたものが都合百七十六人ありました。

二十五日一同は貢院へ呼出されて指名點呼を受けました。然しその日は被告が出揃はないといふので、取調もなく歸されました。

二十六日早朝から取調になりました。法廷へ行く途すがら、老少女を問はず、私ど父はいづこに在ますぞ

世に忠孝に  
して此厄あ  
るか

父はいづこに在ますぞ

八六

もを見ては何れも涙を流しながら、  
「陸氏は代々忠孝を以て知られてゐるのに、どうして斯ういふ災難に遭ふのだらう」と  
嘆じてゐました。或る通りまで行きますと、叔父や兄やその他の男子組も引出されて行  
くの逢ひました。

法廷には正面に三席を設けてありました。眞中には満洲人の大臣が着席し、左には總  
督の趙公、右には巡撫の朱公、その傍には布政司と按察司とが着席してゐました。無用  
の者は一切立入ることを禁ぜられ、以上の外に書記が二人列席してゐるだけでありまし  
た。

三家の者が一巡名を読み上げられて了ひますと、私の母は我慢がしきれなかつたので  
せう、大聲を擧げて叫びました。

「私の夫に何の罪があるのでせう。此方から自首しましたのが前で、發覺したのは後で  
す。私共三家の者は何故かういふ情無い目に遭はなければならぬのでせう」  
母が斯う申しますと、三家の人々は一同に胸迫るやうに泣きました。

總督の慰撫

趙總督は諭すやうに、

「その方の夫は申立が通つてゐる、安心してゐて宜からう」と申されました。そしてそ  
のまゝ又男女別々に退出しました。

□

二月二十日に上司の意見で、男子組も私たちの居ました番所内へ引移りました。そこ  
の二室に三家の男子が入りました。

初めの間は三家とも食事は官から給せられるものだけで、親戚などから差入れするの  
を禁じてありました。これは餘計な事を白状して、災難を擴げられることを恐るゝ親戚  
などが、さういふ場合に獄中の者を毒殺して口止めにする必要がありますから、それを  
防ぐ爲に食物の差入れを禁じたのであります。それを前にも申しました司理の吳錦文  
さんが、殆ど一身を堵して運動して下さいましたので、やつと吳さんから絶えず食物を  
差入れして頂けるやうになりました。斯ういふ親切な行届いた行は、人情敦厚な古人の  
中にも多くは類があるまいと思はれました。

それから查范兩家でも食物の差入を許されるやうになりました。

私も幼いながら父が最初に引致されましたから、口に葷くまきを斷ち、叔母や女中たちと  
父はいづこに在ますぞ

八七

親族の毒殺  
を防ぐ

父はいづこに在らずぞ

八八

毎日々々お經を誦誦することにしました。後に一家が又團樂の喜びを得ました時、人々は御經讀誦の功德だなど、申しました。

扱私どもの番所へ、或夜莊廷月の妻の潘氏が送られて來ました。年は二十四だといふ事、四つになる子と老婆一人とを伴れてゐました。又或日趙教諭の夫人も送られて來ました。教諭の弟やその他十七以下十一までの子供四人も一緒でした。

又湖州に朱佑民といふ人がありました。この家は莊家より倍も金満家でありました。曾て莊の家から朱家に對して融通を頼んだことがありました。朱はそれを背き入れませんでした。その長男は頻りに父親に融通してやるやうに勧めました。そこでその氣になつて、二百金を次男に持たせて莊の家へ使にやりました、ところが次男はその金を貸すのが無益な事に思はれましたのか、途中から引返して歸つてしまひました。莊はそれを怨に思つてゐましたから、今度の事件がやかましくなると、朱家も出版に大關係があるやうな陳述をして、連累に引入れてしまつたといふ事でした。

朱佑民は取調を受ける時、自分で自分の頬を叩いて、

「この耄碌が吝なばかりに、こんな事にもなつた」といつたさうです。そして長男に

連累に引入れて怨を晴らす

向つては、

「わしがお前を殺すやうなものだ」といひ、次男に對しては、

「お前は自分から仕出來した事だから、父を怨みに思ふな」といつたさうです。

□

父は正月の二十四日に都に着いて、查范兩君と共に刑部の牢へ入りました。

その時、有らうことか、父が伴れて行きました僕の張煜が、父の荷物や旅費などを一つ残らず掻渡つて逃げてしまひました。父は途方にくれました。幸に親戚に當る裴信甫公父子が都にゐられましたので、叔父たちは行つて窮狀を訴へました。公は、

「わしもそれは知つてゐる。冤を雪ぐ爲めに盡力しよう、今機會を覘つてゐるのだから、少し待つたがよい」といつて銀五千を以て、それ／＼要路に贈られました。

僕の褚禮も父の友なる嚴顯亭といふ人の役所へ行きました。嚴公は中央政府の官吏だつたので、褚を密室に置いて、三度の食事も公が自から運んで與へ、よく事情を聽き取つて下さいました。そして浙江省の要路々々へ書面を贈つて、父の無實が明白になるやう盡力されました。

父はいづこに在らずぞ

八九

從僕の持逃

要路への運動效を奏す

日それ等のことが効果がありましたものか、それから幾日も経たないで、父等は杭州へ歸つて裁決を待てといふ命令が下りました。父等は大喜びで即日都を立つて、三月の六日には杭州へ到着しました。そして營内に監禁されました。

親切な舅姑

然るに家内中が拘禁されてゐますので、父に食事の差入をする者がありませんでした。これを聞いて、私どもの姉で目を悪くしてゐた吳姉のお姑さんの顧太君が、人に命じて朝夕缺かさず食事を差入れて下さいました。お舅さんの吳錦父さんといひ、姉の實家の父に對して、斯くまで親切なお姑さんといふものは、外にあるまいと感謝しました。

褚禮はそれから、機密の要件で南北を往返しましたが、事件も稍目鼻がついたらしいので、十五日おかれて三叔父に隨つて杭州へ歸つて参りました。叔父は早速私どもの居ります番所へ來まして、到着を知らせてくれました。それは三月の十七日の事でありました。褚禮はその半面には膏藥を貼り、半分は帽子に隠して人相を見られぬやうにし、夜陰に吳姉を訪ねてくれました。京帥での事いろくくと張燈が逃げた話までも訴へました。

この張が荷や金を持つて逃げたのは、誰しも憎むところでしたが、褚禮は態々張が郷

無恥な奉公人根性

里の塔下村まで調べに行きました。張が女房に逢つて尋ねますと、張は宅へは歸らないといつたさうです。然しそこには張が都へ持つて行つた行李などが置いてあつたので、忽ち取詰められて實を吐くより外はなく、遂に又張を引摺つて來て吳姉の所に置き、食事差入の使に行かせることにしてありました。

褚禮は又都へ上つて事件の成行を探ることになりました。

□

父と同じく拘禁されてゐる人の中に、陳永様といふ者がありまして、何故か常に父を凌ぐことばかりしてゐました。

刑具を盗む

或夜父は夢を見ました。三官大帝が父にお告げになるには、事件も遠からず解決するだが明日は一寸氣をつけなければならぬよと、父は何の事か判らないでゐますと、翌日少し身體の具合が悪かつたので、刑具を取はづして置いたのです。それを見た陳永様は父が附ける琅當を盗んで隠しました。恰もそこへ看視の役人が廻つて來ましたので、父は大に狼狽しましたが、幸と手近に鎖がありましたので、それを箝めて無事に咎められもせず済みました。その役人が立去つた後で、今俄に箝めた鎖は誰か取外してゐたも

父はいづこに在りますぞ

父はいつこに在ますぞ

九二

のだらうと思ひまして、遍く落し主を捜しましたが誰も紛失した者はありませんでした。獄中に餘計な鎖くさりが有る理由がありませんのに、突嗟の場合父の手許に持主の無い鎖があつて危難を免れたといふのは、偏に夢枕に立たれた大帝の冥助だと思はれました。

父の鐵鎖を盗んだ陳は、二三日経つてそれを獄卒に賣つてもらつて、菓子を買つて食つたといふ事でした。

その頃父と同じく營中に拘禁されて居た人々は、莊の父子、朱父子、茅氏、趙教諭、陳永様、父に查范の兩君、湖州新任の太守譚某その他未だ大勢だつたやうですが、私はよく記憶して居ませぬ。

私共は查范兩家と合せて三姓だけは、何やら事毎に取扱が寛大で、免されるのではあるまいかと思ふ事がありました。その内に時候は次第に暑くなつて來ました。

四月の十三日に、私の父と查伊璜、范文白の三主人を除いて、他の三家の男女一同は、小井巷の官房へ移されました。其處は王元といふ人の持家を借りたものでした。家は吳山の麓で、家は高いところにも低いところにも有りました。查家の人々は一等高い所の家に入り、私どもは范家の人々と低い所の家に入りました。

その二十三日の夜、文書を司る官の劉君が來られました。

『お前さんたちも遠からず家に歸られるでせうよ』といつてくれました。

二十六日になると、果して一同家に歸されることになりました。宅へ歸つて見ますと、屋敷は全部封印を解かれたのでなく、三房五房六房だけが開けてありました。父の本家と拒兄の二番屋敷とは未だ堅く封したまゝでした。ですから一同は開けられたゞけの家へ入つて、當分は其處で暮すことになりました。尤も家に歸りましても、門前には未だ見張りの役人が立つてゐました。

□

その内に長兄の病氣が益々悪くなりました。吳錦文公の御盡力で保釋になりました。その外にもほつ／＼保釋になりました。さうなると各自の親友たちは集つて來て、友人の保釋を待つ人々が門庭に市の如く雜鬧しました。

私の叔父の一人は以前から事情があつて南方廣東の方へ行つてゐました。その地方では叔父の才名を重んじない者は無い程でした。然るに一家を擧げて拘禁されるゝことになつて、その叔父をも逮捕するために役人が出向きました。時に土地の縣令だつた人は、

父はいづこに在ますぞ

九三

叔父を欺いて宴に招き、その席上で逮捕させました。叔父は神色自若として、「親兄弟が死處を一にするのなら幸福だ」といつたゞけで、悪性れず護送されて來まして、私どもが入れられたと同じ小井巷の官房へ入れられました。それは五月の九日でした。

その月の二十五日に、吳姉の家の奥丁の羅五といふ男があたふたとやつて來まして、「指令が下りましたさうです」と報告しました。長兄も病軀を輿に載せてやつて來ました。他の保釋になつてゐた人々も皆來しました。

再び暗雲に閉ざる

三家の主僕は又刑具を箝められ、一人に二人の番卒が附くやうになりました。斯うなると一同は又生きた心地もしなくなりしました。母などは懐劍を隠して置いて、まさかの場合に自殺する覺悟もきめてゐました。

翌二十六日になりました。番兵どもが晝飯を食つてゐるところへ、府の役人が太守丁公の命を奉じて急いでやつて來まして、何やらめでたさうなことを言ひ送はし、番卒ども嬉しげに散つてしまひました。

□

この日父は營内にゐましたが、一人々々名を讀んで呼び出されて行きました。

朱佑民は刑に臨む時、その妻が婢に命じて人參湯を進めますと、それを呑んで出て極刑に處せられ、手足を切つて喉を突くといふ大逆罪によつて殺されました。その三人の子も斬られました。妻はそれを聞くと恐怖の餘り悶絶してそのまゝ死にました。三人の婦は邊土へ放逐されることになりました。

本の著者莊龍の父は刑に先だち毒を服して死に、龍が弟の廷月は極刑に處せられ、その妻の潘氏は邊土へ、幼子は斬られました。趙致論は軽い罰で済むべきでしたが、問題の本を一部米倉に隠してゐた事が判つて、同じく斬罪になりました。茅某も同じく斬られました。太守譚公は赴任して三箇月にしかならなかつたのですが、大事な罪人の本家莊氏の者が太湖地方へ逃げたといふので、太守は絞罪に定められました。ところが莊氏の者は全部逮捕されましたから、太守は死を免ぜられるとの命令が來しましたが、氣の毒な事には、その時は既に刑を執行した後でありました。

以前父の鐵鎖を盗んで菓子を買つたりした陳求様は、いつも父を罵つて、

「お前は死刑囚さ、わしは笞刑ぐらいのものだ」と威張つてゐたそうですが、矢張り同

父はいづこに在ますぞ

直接関係者  
皆斬らる

問題の書の板を刻した者、それを刷つた者、校訂した者とか板を送つた者とか、ともかくも直接関係のある者は、一様に皆斬られました。或る刻字工の如きは、刑場に引出されてから泣き悲しんで、

『私には八十になる老母と十八の若い妻とがあります、私が死んだら妻は必ず再嫁しませうし、さうしたら老母は誰が養つてくれるでせう』と申しましたが、その言下に斬られました、ところが不思議なことには、その落ちた首は、ころ／＼轉がつて程遠からぬ自宅の入口に行つてヒョッコリと立つたといふ話でした。

張本人で故人となつてゐる莊龍の墓は發掘されました。棺の中は大變な贅澤なもので、龍が顔は殆ど生きてゐるやうに見えたさうです。その死體を引出して、首切役が刀を揮つて斬りつけますと、腦が迸り出て首切役の喉に這り、その男は即座に死にました。その時天地晦冥となり太陽も光を失つたといふことです。

處刑が追々進んで最後になると、父等三人は明倫堂へ呼出されました。その時三人は

斬られた首  
が宅へ歸る

首斬り役の  
變死

□

魄が既に身を離れ去つたやうな氣がしてゐたさうです。

そこで父等三人は意外の宣告を受けました。

『お前等三人は無罪であるのみならず、事前に自首した廉により恩賞を賜はるのだ』といふので即座に釋放されました。

三人は叩頭して恩を謝し、各自別れて家路につきました。途中の町々で店を出してゐる人も道を歩いてゐる人も、見識つた人も見識らぬ人も、誰彼の別なく、父が無罪で歸るのを見て、歡呼の聲が溢れたと申します。父の前に出て拜賀する者があれば、父は一々答禮しましたから、折から途中は泥濘で、未だ祖母の喪に服してゐました父の白服は眞黒に泥に塗れて歸りました。

家に歸つて親子相見ました時は、全く夢のやうとも何とも言ひやうがありませんでした。長兄はその頃病篤く、既に聲が濁れて口も利けませんでしたから、父を見て滿面に涙を流すばかりでありました。

封ぜられてゐました父の家を開いて中に入りますと、唯もう見る限り塵埃に埋れてゐましたし、庭は草茫々と生ひ茂つてゐました。吳姉のところから手傳の下男を寄越して

父はいづこに在ますぞ

釋放の歡呼



くれましたので、その人たちが取敢へず掃除をしてくれました。幸に拘禁を免れてゐた人々も續々やつて参りました。一家は揚々と春のやうな氣に満ちました。

その月の二十九日に、邊土へ逐はるゝ諸家の女たちは出發しました、その乗船は窓や入口を皆釘つけにしてありました。

六月の二日に長兄は遂に死去しました。

八月二十六日に父は、先に持逃げした張煜を改めて官へ突き出しました。張は盗んだ半額を追徴されました。その追徴額はそのまま、愈と楮との二僕に分け與へました。

十月の初に、朝廷からの思召で、莊家朱家から官に沒收された財産の半分を吳之榮に、半分を查君范君と父とに下賜されるといふことでした。然し父は、

沒收の財を受けず

『家内中が幸に罪を免れたのだから、それで澤山だ、他人の財産をもらひ受ける氣など毛頭無い』といつて堅く辭しましたので、それは查君范君へ渡されました。

康熙四年の夏になつて、最初事を大きくして多くの人命を絶ち、自分は恩賞まで受けた吳之榮は奇病を發し、骨は床上に横りながら肉は地上へ腐れ落るといふ慘酷な目を見て、遂に頸も腐れ落ちて死にました。天の報だと思はれました。

□

同じ年の秋、吳姉の舅の吳錦文公は廣東の方へ轉任されました。そして父を勸めてその任地へ同道されました。毎年二百金といふ少からぬ手當も父に給せられました。

六年に父は徽州へ行き、その冬遂に得度して佛門に入つてしまひました。十一月中頃になつて、それまで供をしてゐました僕の楮が歸つて來まして、その報告をしましたので、一家擧つて泣き悲しみました。

取り敢へず冠兄が出立しまして、父のゐます山へ登り、父に逢ひまして地に哭して歸るやうに願ひましたが、父は何としても聽き入れません。兄は重ねて、

『お父さんは妻子を可憫相だとはお思ひにならないかも知れませんが、御先祖代々の墳墓をお捨てになるのですか』と申しますと、父も少し困りましたものか、

『お前は先に歸つておいで、わしは來年の仲春に一度杭州へ行つて展墓もしようし、又一族にも別を告げよう』と申しましたので、兄は己むを得ず、その約束を土産に歸つて参りました。

翌七年の正月に、仲兄は豫め江畔に一精舎を設けて置いて、父が來たら滞在するやう

にして待つてゐました、そこは草庵と號してゐました。

二月の十七日になりますと、果して父はやつて参りまして草庵へ入りました。十九日に母や嫂が面會に行き、二十日には私や吳姉が逢ひに行きました。叔父たちやその他も續々と参りました。父は皆と順次に暇乞をしました、城内へは決して入らぬと申し、法名透月といふ童子を一人置いて江畔の菴に滞在してゐました。

病弟捨て難くして節を屈す

五月の三日に叔父が病氣危篤になりましたので、父を迎へにやりました。これには父も斷りかねて、到頭城内へ入つて叔父を見舞つてやりました。そして醫藥さまん手も盡してやりましたので、叔父も少し癒りました。

「私の命は全く兄さんの力で助かるのですから、普通に私が御飯を食べるやうになるまでは兄さんをお歸ししませんよ」と叔父が申しますと、父は唯「ウム〜」といつてるだけでした。私ども母娘は叔父と垣一重を隔て、住つてゐますのに、父は全く私どもの方を見向きもしませんでした。

□  
九月になつて叔父は全く平癒しました。父は兄を呼び寄せまして、

醫僧に終るべからず

「わしはお前たちの叔父さんの病氣の爲に、約を破つて城内に入つたのだつたが、お前も知つてる通り、わしの交游は随分廣いものだから、いや誰が病氣だ彼が病氣だといはれて見ると、誰の病氣も見てやらなければならぬことになる。さうなるとわしが世を捨て、佛道に入つたのも名ばかりで、禪僧でなく醫僧で一生を終らねばならぬ。それでは困る。このごろ丹霞の金道禪師からお招きも受けてゐるから、又暫く南方へ行かうと思ふ、三年も彼方へ行つてゐたら、又この近くへ來て草菴を結んで住むことにしよう。萬一お前たちが無理にわしを引留めようとするなら、一思ひに命を捨て、佛菩薩の御許へ急ぐばかりだからね」と申し渡しました。兄も斯ういはれては承知する外はありませんでした。

そこで又も楮禮を供に附けて父を立たせました。それは康熙七年の九月二十六日のことでありました。

翌八年の冬に楮禮が丹霞から一人歸されて來ました。九年になつて童子透月から音信がありました、何處にゐるかは判らないやうにありました。

その冬になりました、兄は、

父はいづこに在ますぞ

父行方を晦まし始む

「約束の三年は経つた、お父さんが歸られる筈だ」と喜んでゐましたが、何の音信もありませんでした。翌春になつても歸りませんでした。そこで権輿が案内者になつて、私の舅の郭泉旭は遙々廣東へ出かけ、丹霞に上つてますと、その一ヶ月前に父はその地を立去つて武擔(四)へ行つたといふ事でした。権輿が早速その跡を追うて参りましたが、どうしても尋ね出されませんでした。

父の考では、家棄てたからは人に知られなくなつたのでござりませう、行く先々で姓名を易へたりしましたので、跡を尋ねるたよりも無くなりました。

その内に吳三桂等の所謂三藩の亂が起りましたので、南方との交通が出来なくなりました。次兄が險阻を凌いで遍く尋ね覓めましたが、父の踪跡は遂に判らなくなりました。兄は幸に進士に及第しましたが、多年の辛勞り身も心も衰へ果てましたのか、遂に咯血して歿しました。

父は明の萬曆四十年九月五日寅時の生れでしたから、今康熙四十六年、何處ぞに生きてゐますれば九十四になるわけでございます。五十五歳で家を棄てましてから、私どもが父の消息を待ちながら相見ざる事早くも三十九年になりました。人生悲惨の事も少く

父の消息を  
絶つこと四  
十年

ありませんが、斯ういふ話もめつたにあるまいと思ひます。

私は拙き筆ながら、記憶のまゝをかいつまんで、他日一家の史を編む折の参考にもと書きしるしました。

康熙四十二 亥年五月朔 錢塘の陸華行、續任氏識す

本書には前文に所謂「吳姉」の子萃山の跋文がある。さまで長文でもないから、ついでに大略を掲げて置く。

□

莊氏の禍については、大叔父の梯霞公と、拒石、冠周の兩叔父とが詳しく記述されたものがある。然しその筆の及ばないところは、叔母が更に委曲をつくして述べられた。回顧すれば康熙二年の春は、自分はやつと四歳であつた。正月十八日母が自分をつれて祖父母のゐる實家陸氏へ行くといふので、それを聞いた自分は喜ぶ勇んで待つてゐると、折あしく母は目を患つてゐたので、祖母の注意で出かけることを止めてしまつた。自分はそれが甚だ不平で堪らなかつた。

父はいづこに在ますぞ

母の泣くを見て泣く

父はいづこに在ますぞ

一〇四

その翌日の晝過ぎに、不意に母が地に仆れて泣き哭んでゐた。自分は何か解らないが、恐ろしさにひどく啼いた。家中で泣いたり、何やら叫び合つたり、或は心配さうに奔走したりして、徒事でない様子であつた。

ある日梯霞公が來られて、友人たちが部屋一杯集まつた事があつた。母は大急ぎで自分を梁庵叔母の所へ送つた。自分は俄かに母の懷を離れたので、泣いて容易に寝なかつた。夜が明けると、陸の祖父から音信があつて、自分は宅へ歸ることが出來た。祖父の事件が片附いたのでといふのだつたか、自分は母につれられて陸家の位牌詣りに行つた。眞夏の頃であつたが、傍に誰もゐなかつたから、佛壇のお供への瓜をしたたかに食つてしまつた。母が見付けて杖で以ておしおきをしようとしたのを、祖母がやつと宥めてくれた。

その後祖父は僧形となつて歸り、郭外の草菴にゐられた折、棗を一掴み自分にくられた事があつた。自分は何といつてもそれを受け取らなかつた。母は、

永別のかたみの棗

「目上の方から下さるのに、頂かないといふ事がありますか」といつたから、

「佛の物は食べていけないと云つたぢやありませんか」と自分は逆らつた。今から思く

ば眞に棒腹すべき話である。

□

事件の始に當つて、祖父は事前に自首することを考へながら、一家親族に難儀をかけるやうになりはしまいかと、決心がつきかねたさうだ。その時自分の母が極力勸めて早く訴へさせたのであつた。若し母が機を見るの明が無つたなら、自首の期を失して一族誅戮されたかも知れない。

自分の居里に關帝廟を建てたことがある。その時は吳之榮も義捐金を出した。その後吳が大事件を發き立てたために、人を殺すこと千人に下るまい。彼が慘酷な死にやうをしたのもその報である。そして關帝廟はそれから三度まで失火があつて、何一つ古いものは残らず焼盡した。しかも近接してゐる他の建物には一度も延焼しなかつた。これは神が吳之榮の財の不淨を惡んで、その金を費した廟を捨て盡したものと察せられた。

祖父が家を捨て、から早くも三十九年になるが、その十一年目に自分の母は歿くなつた。母の事を思ふたびに、ひとりで涙が溢れてくる。冠周拒石兩叔父が苦辛して親を尋ね、殆ど足迹天下に遍きに至つたが、終に廻り會はなかつた、祖父としては飽くまで

神は惡を憎む事甚し

父はいづこに在ますぞ

一〇五

父はいづこに在ますぞ

一〇六

遠引高踏してゐられるので、尋ね及ばぬのも已むを得ない。唯その子たり孫たる者の中、その娘たり外孫たる者の心の中、いかにも本意無い限りである。

丁亥六月朔日

甥の吳森、萃山謹跋

大獄記終

かたりのいろく

「かたりのいろく」の始に

瀕死の病人から暴力で振ぎ取るやうな強奪と、奸策を回らして易々と轉がり込ませる騙取とを除いたら、支那の革命とか更代とかいふもの、説明は、極めて稀な例の外は一切出来なない事になる。

一方には誇るべき文化を啓きながら、同時に暴力と騙術とも亦驚くべき展開を見せてゐる。國郡を騙奪し州縣を詐取するといふやうな亂世の奸雄を論ずるまでもなく、市井の生活にさへ如何に多くの騙詐が試みられて居るかは、支那を知つた人の均しく驚くところである。それも食欲のために煉金術に引かゝるさか、色を漁つて美人局にはまるさか、いふやうなのは、被害者に同情が無く、却つて一擲の痛快味さへ認められるが、全く良民を欺き歩いて以て衣食する徒輩の中には、随分思ひ切つて悪辣なものがあつた。そしてその計畫策謀も頗る雄大なもので、かなり長い日時と多勢の人を使つて一つの仕事をやるなどは、その收穫の大きいところから見ても、全く一の探偵小説を構成する例が非常に多い。

本篇收むるころの事例の中で、意外の感を抱かれるだらうと思ふのは、偽の皇帝や内親王などいふ道具を使ひ、堂々宮殿樓閣を構へて演ぜらるる騙術劇である。某伯爵の若様などいふ騙者は日本でもその例が多いが、支那ではそれを皇帝にまで及ぼすに至つては殆ど想像することも出来ないところである。その他巷間行なはる、拐帯や贖物などにも、必ず相手方の力を逆用して自分だけが骨を折らず、相手が好んで損害を受けてゐるやうに見せるのがあつて、その巧妙さは實に驚くべきものがある。さうして失敗させて更に成功を大きくするやうな大膽は、さなど危険な輕業を見てゐるやうな氣がする。

突には大小の騙術、中には無邪氣な笑話といふべきものまで取入れて、そのヤリ口の一斑を紹介する。

翻弄された地方官

清の乾隆の初頃、蘇州の巡撫(省の行)の官署の前にある宿屋へ二人づれの客が泊り込んだ。頗る立派な風采で、都言葉の北京語を使ひ、二人の堂々たるお供も附いてゐるが、どうも素性も用向も見分けられない。宿にゐれば唯麵類を食つてゐるだけで何もせず、朝外出する時は室の戸に鍵をかけて出る。そして巡撫署の前を往つたり來たりして、何か動靜を探るやうな様子をしたり、時としては喫茶店に入つて悠々と坐り込んでゐる。凡そ十日ばかりもさうして暮してゐる。

宿の主人が少々氣味悪くなつた。或夜更に室内には未だ燈を消さないでゐるから、窓の隙間から密かに覗いて見ると、二人は膝を曲げて敷物の上に坐り、お供は恭しく手を垂れて傍に侍つてゐる。何やら話してゐるが、それは聞えない。その内一人がお供を顧みて何やらいふと、はつと畏つたやうに片膝を屈して高貴に對する禮で答へてゐる。宿主はこれは容易ならぬ人だと驚いてしまつた。

様子あり氣の二人客

黙つて置いて落度になつては困ると思ふから、宿主は町役人へ届け出で、町役人から官へ上申した。そこで官では問題の人の外出を見すまして、密かにその室内を調べて見た。

高官に相違  
あらじ

衣裳箱があるから中を見ると、いろ／＼高貴の衣服が入れてあつて、その下から最高の首飾に用ゐらるゝ珊瑚と、最高帽子飾に用ゐらるゝ孔雀の羽とが二つづゝ現れた。検査した者ども、驚いて巡撫にその報告をした。どういふ位地の人か知らぬが、ともかくも二人の高官が密かに管内を視察してると思ふと安き心はなし。

夕暮に宿に歸つた二人の客は、大に腹を立て、

「誰だ留守中に室内を搔回したのは、内密の用向もこれで滅茶々々になつた、實に怪しからんことだ」と即座に船の用意をさせて浙江(州)へ向け出發してしまつた。

この報を聞いた巡撫は又驚いた。さう怒らせて立去らせては、後にどういふ祟(たふ)が來るか判らない。取り敢へず船を仕立てゝその船を追かけた。深更に吳江縣界でその舟に追着了いた。そこで慇懃にお目にかゝりたいと申込ませた。船からは、

「どなたですか」と訊くから、斯々の者だといはせると、

察しが無さ  
すぎる

「少々都合があつてお目にかゝれない」と拒絶した。爰まで追うて來たのだから、大抵察してくれさうなものと、その氣強さを恨めしく思ひながら、巡撫は尙も面會を求めた。すると澁々ながら、

「御用があるなら承はりませう、別にお目にかゝらなくても宜いだらうから」といふ挨拶である。巡撫はそこで金千兩を進物に差出した。船の中では暫くどどくと相談してゐらしかつたが、やがて、

「お志は受けました、もうお引取り下さい」と、有難うともいはずに舟は又漕ぎ去つた。巡撫は、おせつかいにも特使を徹夜杭州に急派して、斯々の事があると注意を促した。そしてその消息を待つたが、その後何處にも大官が視察に來たといふ形跡は見えなかつた。大盜は矛(ほこ)を執らずといふが、全くその通りで、巡撫は旨々と千兩を釣られてしまつたのであつた。

## 夢か現か偽天子

某といふ副將軍が立身の道を拓かうと思つて、大金を抱いて都へ出た、良い手藝が無  
いの焦つてゐると、或日未見の人が訪ねて來た。人品踐しからず身装も堂々たるもの  
で逢つて談して見ると、その人の妻の兄は宮中に仕へて天子に近侍してゐるといふ耳寄  
りな話であつた。

耳寄りな話  
に釣込まる

それから茶を出したりして談してゐる内に、

『目下某處に將軍の缺員がありますよ、若し纏まつた金が出されるなら、妻の兄に頼ん  
で陛下の御前で讃め立てさせようぢやありませんか、陛下のお耳にとまれば貴下の御  
就任は受合ひですよ』と言ひ出した。さすがの將軍も餘り唐突の話で、それも天子へ運  
動しようといふ大袈裟な事だから、疑はずにはゐられない。その尻込する様子を見て、  
客は、

『なアに心配な事はありません、私は一文だつて將軍からお禮を頂かうといふのではあ

成功謝金證  
書させん

りませんよ、兄が少しはくれてますからね。では斯うしたら宜いでせう。成功謝金とし  
て金額だけ定めて置いて、貴下が拜謁でも許されて御就任と定つたところで、その金を拂  
つて頂く事にしようぢやありませんか。萬一不成功の場合は別に貴下の懐は痛まない譯  
ですからね、私は何も貴下のお金を搔擾つて逃げようといふのではないんですから』と  
いふ。夫ならば心配な事が無いので話は纏まつた。

その日はいろ／＼打合せて歸り、翌日迎に來たから、先づその兄なる宮内官に面會に  
伴れられて行つた。それは誠に堂々たる邸宅で貴族の住居と首肯された。

その主人に面會すると、頗る横柄に構へてうるさい田舎者だといつたやうな貌をして  
ゐる。すると紹介した男は證書を作つて來て、

『兄と相談しましたがね、一萬金無くては話にならぬといふのです、だから約束書は斯  
う作りましたから、記名調印を願ひませうか』と見せた。將軍はその位は拂つても、任  
官すれば直ぐ任地で取立てられると思ふから、成功謝金一萬兩也の證文に記名調印をし  
た。すると主人は、

『人の心は變り易いものだ、後になつて拂ふの拂はないのといふ紛紜が起つては困るか

夢か現か偽天子



相愛に過ぐ  
る勿れ

らなア」と澁り出した。紹介者は笑つて、

「それは兄さんの取越苦勞ですよ、この證書があるからには心配ありませんよ。今時分將軍や大臣級の人で任官を望んでゐて中々思ふやうに行かないでゐる人も多いのですから、この方もあたりまへなら中々の事でせう。それがあなたの力で旨く行けば、まさか約束を違へる事も出来ないでせう」

さう云はれると將軍も、堅く／＼約束を守る事を誓つた。紹介した男は將軍を送り出しながら、

「三日したら御沙汰を致します」と云つた。

三日目の夕方に數人の者が駆け込んで来て、

「天子が御待ちになつてゐます、早くお出でなさい」と急ぎ立てた。

將軍は驚きあわて、導かるゝまゝに御所へ参内した。

優渥なる勅  
諭を賜ふ

天子は御殿の上に着座して、文武百官左右に居流れてゐた。將軍が敬禮し終ると、天子は將軍に座を賜つた。そして優渥なる御沙汰があつて、左右の者へ向はれ、

「この將軍の武勇は名高いものだが、今日逢つてみて誠に將軍の材である事を知つた」

と更に將軍に向はれ、

「某處は要害の土地だ。今お前にまかせるから朕が意に背くな。いづれ數日内に任命するであらう」と仰せられた。

將軍は有難涙に咽びながら、退出して宿へ歸つた。そこへ例の紹介者が證書を持つて、ゑつて来たから、約束通り一萬金を拂つてやつた。

それから將軍は大安心で、任命を待つた。毎日友人等に逢つても、自分の光榮を誇りちらしてゐた。數日経つて様子を探つて見ると、缺員だつた所は早や外の人が任命されてゐた。そこで將軍は、ひどく怒つて兵部省へどなり込んだ。

「自分は天子のお選びにあづかつた者だ。なぜ他の人を採用するのだ」

役人達は意外に感じて、聞きたゞして見ると、將軍は今迄の経過を話した。それはまるで夢物語のやうであつたので、とりあへず引捕へて廷尉に引き渡した。そこで最初に面會したと云ふ宮内官の姓名をきいて見ると、さう云ふ名の人にはゐない事がわかつた。將軍は一萬金を失つた上、本官をも剝がれてしまった。

武人の愚さもあるが、しかし宮内官にも、不都合な者があつて調見の手續をごまかし

兵部省へ怒  
鳴り込む

たのかも知れぬ。天子に拜調させるなどは、殆ど魔法のやうな話である。騙術かたとしてはおそらく、古今東西に亘つて最も仰山なものゝ一つであらう。

### 姫宮様の御引立

或官吏の書生が、町中で或人と近づきになつた。服装も正しく、立派な人品であつた。世間話などした末に、先方から主人の姓名や身分などを訊ねたから、書生は正直に打ちあけた。すると其人は、

『自分は王と云ふ者だが、或高貴の御殿に仕へてゐる者だ』と云つた。それから又話の序に、王と名宣つた人は

『この頃、官海不穩であるから、大官は皆それ〴〵貴顯の御力を頼る事になつてゐるが、君の所の御主人はどなたに、縋つてゐられるか』と云つた。書生は笑つて

『うちの主人には、そんな御最負筋はない』と云ふと、王は、

『それは所謂小費を惜んで大禍を忘るゝと云ふものだ』

官海の險惡  
方を乗り切る

『それではどこへ縋つたらよからうか』

『さうだ、姫宮様が人物を重ぜられ、克く人のお世話をなさる。もし千金の献上物を奮發すれば、姫宮様にお目にかゝる事も、さほど難かしくはない』

書生は喜んで、王の住居をたづねるとすぐその近所であつた。書生は、早速歸つて主人にその話をした。主人は大喜びで、王を呼び迎へて盛に馳走をした。

酒宴の間に王は、姫宮様の氣質きせきやら、日常の御生活振りだの、細かい事まで詳しく話してきかせた。そして、

『同じ町内に住つてゐる御縁があるからの事ですが、さうでなければ百金やそこらの御禮では御世話はしないのですが』と云つた。主人は益々喜んでもてなした。

王は歸る時に、

『あなたは、献上物の用意をして置きなさい。私は隙間を見て申上げて、早速御都合をお知らせします』と約束して別れた。

二三日すると王がやつて來た。立派な馬に乗つて威儀を整へてゐた。

『早く御支度をなさい。姫は大變お忙がしくて、毎日後から〴〵拜調する者がありまし

公主の平常  
を語ること  
詳細

て、朝から晩まで、少しのお暇もない事が多いのですが、今丁度一寸御手隙だから、すぐお出でなさい。この機会を取り逃がすといつお目にかゝれるか分りません』

主人は早速お土産物を持つてついでに行つた。都の大路小路を曲り曲りして、何里か行くと、やつと姫宮様の御殿に着いた。馬を下りて進入すると、王はまづ献上物を持つて奥へは入つて行つた。暫らくして出て、大聲に、

姫宮様の御召であるぞ

『姫宮様が誰某殿をお召しになる』と呼ばはつた。さうすると次々へ口傳へに呼んで、内へ案内した。その官吏は、恐るゝ、御座所の前へ行くと、高い所に、奇麗な方が座つてゐられた。その容姿は、仙女かと思ふ許りで、その御衣裳のきらびやかさは、目も眩めくばかり、左右につき添つてゐる女達も、皆錦繡をまとひ、ずらりと並んでゐた。官吏は、そこで敬禮し終ると、軒下に座を賜はつた。そして金の茶碗でお茶を下さつた。姫宮様は、美しいお聲で、有難いお言葉があつた。そこでうやくしく、御前を引き退ると、靴だの帽子だのの珍らしい物を、取り揃へて御下賜に つた。

挨拶に行けば早や逃亡

官吏は非常に喜んで家へ歸つた。これも偏に、あの王の世話だと云ふので、取りあへず、挨拶に出かけた。行つて見ると、門がしまつて、人がゐなかつた。まだ御殿から歸

らないのだらうと思つて、その日は歸つたが、それから三日續けて訪ねて行つて、いつも留守だつた。それではと姫宮様の御殿の方に行くとその御殿と云ふのも戸がびつたりしまつてゐた。そこに居る人に訊いて見ると、  
『こゝには姫宮様なんか、お住居になつた事はない。この間から、暫らく人に借してゐたが、二三日前に、どこかへ引越してしまつたよ』と云ふ挨拶で、官吏も開いた口が閉がらなかつた。

かはり錢の見込み違ひ

乾隆年間に澤山錢を鑄つた。その中に隆の字の旁りの下が「缶」となつてゐるのがある。當時いろゝの鑄型を作つたので、別に何の意味もなくさう云ふ畫のも作つたのである。或年海門(蘇江)に人が來て各兩替屋に頼んで云ふには、

一文が二十文になる

『これゝの乾隆通寶を探してくれ。一文を二十文で買ふ。百文あれば洋銀一ツと換へる』

兩替屋ではその錢がなぜ高くなるかを訊ねた所が、その男は、

「實はあの錢の中には金が入つてゐるのだ」と教へた。

そこで、兩替屋達はうろたへて、町中は勿論、近郷近在を駆けまはつて一枚を十文づゝで買ひ集めた。忽ちの間に夥しい金高になつた。處が先の註文客はそれきり影も形も見せなかつた。よくよく調べて見たら註文客が「缶」字錢をうんとためて持ち込んで来て、方々で賣らせたのだつた。儲かるつもり商人どもは皆それだけの損をして泣き寝入つた。

### 長官から店主番頭まで

姑蘇の閨門外通りは、繁華な大通りで、商家軒を並べてゐるが、中にも人蔘商が、競つて繁昌してゐた。

移住者の豪奢ぶり

その通筋に空家があつた。それは大きな構への家だつた。そこへ四品(位)の階級服を着た人が引越して來た。門には候補府の陳氏とした札を貼り出した、門番やら、用人や

ら、コックやら、お付きやらの男が、二三十人もゐて、主人の出入りには、四人昇(かつ)の輿を用ひた。當時の地方官達が、行列を立て、一々挨拶に來た。時々客を招いて宴を開く折などは、輿や馬でその邊の道も塞がる程だつた。人蔘屋の人々も、朝夕、この威勢を眺めてゐた。

或日二人の用人が、さつぱりした身装(みなり)で人蔘屋にやつて來て、いろいろ品物を調べて値段をきいた。店では、その主人の身の上を訊ねた。

「僕等の御主人は、陳大臣の御長男で、蔭生(父祖の功に依る任官資格者)である、近い内に太守にもなれる御身分だ。缺員あり次第、こちらの方に御任官になるだらう。何しろ財産が、何億萬とあつて、家中で皆人蔘が好きだ。不斷に茶の代りに皆が飲んで居られる。今度のお住居は人蔘屋が近くて便利だ。主人は、間違のない店を探して長く、出入りさせたい、と仰しやつて、僕らを様子見にやられたのだ」と話した。

これを聞いて、どこの店でも取り入らうと争つたが、その用人達は、十何軒かの店を調べて、皆氣に入らなかつた。

その時上等客に許り應接する番頭があつて、既に遠くへ行つてる用人達を、無理に頼

長官から店主番頭まで

大家へのお出入り競争

んで連れ歸り、兎も角も品物を持つて、一緒に屋敷に出かける事にした。

屋敷の主人は、まづその中から、一兩だけを秤り取つて、試に買ふ事にした。値段は三百餘金であつたから、銀塊七提ていを與へて歸した。

その番頭は、店に歸つて屋敷内の綺麗だつた事を吹聴した。かつ又、屋敷の大奥様は、毎日人蔘三錢（錢は兩の十分の一）を服用されるから、一年には十餘萬金の人蔘がある。その家族の人達も遠からず當地へ來られる筈だ、と云ふ事も聞いて來た。店の主人は大喜びだつた。

人蔘一兩は  
四百金

それから幾日かすると、屋敷の主人公が、不斷着のまゝ、輿に乗つて店にやつて來た。『お前の處の品物は、悪くはないが、わしの母上は、人蔘好きで、それも最上品でなくてはいけないんだ』と云ふから、店では飛切り上等の物を出した。値段は一兩四百金換への約束で番頭二人に品物を持たせ、一緒に屋敷につけてやつた。代金は、屋敷から人夫に擔がせてやると云ふ事だつた。

二人の番頭は屋敷へ行つた。そして、表座敷から奥二階へ通された。そこは主人の間であつた。窓掛けや、敷物や、時計や燦爛たる物で、貴重品入りの大箱が、それ／＼

標をして、幾十となく整然として積み重ねられてあつた。

主人は、用人に命じて、その第五段目の二十號の箱を開かせると、中には封銀が一杯は入つて居つた。それを取り出さうとする處に、出しぬけは、階下を大聲に怒鳴つて來る人があつた。

面倒な客が  
來た

主人は、その聲をきくと、一寸嫌な顔をして、二人の番頭に向ひ、『お前達一寸こゝに待つてくれ。あれは、同郷の者で、或州の太守だが、たび／＼金を借りに來て困るんだ。こゝへ上つて來て、こんな物を見たら、事面倒だ。暫らく、隠しておいてくれ』とよろたへて用人に命じ、今出しかけた銀と人蔘と一緒に、箱の中につめ込み、錠を下ろして二階を下りて行つた。下では客が、頻りに何か喋舌りながら外の部室へ連れて行かれる聲がした。

番頭どもは、そこへ待つてゐると、やがて茶を持つて來て、

『うるさい客で、まだ座り込んでますから、歸つたらすぐ旦那が見えます』と戸を閉めて用人は出て行つた。

階下では、給仕らしい子供が、大勢でキヤツ／＼と騒いでゐる聲がした。それがだん

長官から店主番頭まで

家中大喧燥  
を極む

長官から店主番頭まで

一一三

く喧しくなつて来ると、老人が叱る聲やら、打たれる音やら、子供が口答して喋舌る、泣きわめく、大變な騒ぎになつた。暫らくして、ひっそり静まつたが、誰も二階へ上つて来る者が無い。その中、日は暮れて来る。番頭どもは、待ち倦ぐねて、お腹もベコ／＼になつた。心配で窓から、外を覗いて見ると、ちやうどそこへ店の主人が番頭を伴れ、提灯をつけてやつて来たところだつた。主人は二階へ上つて来ると、懸金がかゝつて居たから、それを外して室内に入つて来た。番頭は箱を指して、

「あわてなくもいゝんです。人蔘も金も皆こゝには入つてゐるんです」と云つたけれども、主人は

「だがね、今玄關からこゝまで来るに人ツ子一人居ないぜ。皆引越したらしい。構はないからあけて見よう」とその箱をあけて見た。處がその箱は、幾つも重ねられた箱の上には有りながら底なしで、二階の下まで見通しになつてゐた。

驚いて、部屋中を調べると、今まで、錦の衾と思つてゐたのは、紙に花模様を書いた物であつた。大時計は、外側許りで中身がなかつた。積み重ねてある外の箱も、皆紙張りで、中には石ころが幾つかは入つてゐたくらゐだつた。

紙張りの金  
殿玉樓

さき程ひどく騒いだのは、物を運び出す音を聞かせないために、わざと、ぎやあ／＼ばた／＼させたものと察せられた。

人蔘屋の主人は、蒼くなつて、官へ訴へ出た。さうして地方官達が皆出入りした事を訊ねると、その答は、

「どうも、中央政府の大官の紹介を持つて、訪問されたのだから、答禮しないわけには行かなかつた」と云ふだけで、長官達もうまく／＼と鼻毛を抜かれた。

それから大騒ぎをしたが、もとよりその邊に、まご／＼してゐさうな事もなかつた。

### 累代の寶物賣拂

南京の或寶石屋は、都第一と云はれて居たが、店の後に幾棟かの空屋を持つてゐて、人に貸してゐた。その一軒へ最近移つて来た人は、大變はでな生活方で、召使など雲の如くに居つた。見たところ餘程高官に昇つた人のやうだつた。門には高々と、「某公館」の掛札をかけた。

豪奢な公館  
の生活

累代の寶物賣拂

一一三

屋敷の人々は次第に玉屋の人達とも近づきになつて、暇があると話し込んだりした。或晩、屋敷の主人が、玉屋の主人に心配さうに話すには、

「宅には先祖から、持ち傳へた物が、數々あるが、少し賣らねばならぬ事が出来て來た。手放し難い物であるが、お前の店で買つてくれれば、わしは、急場を逃れて大に助かる。止むを得なければ、お前のところに依託して置いて、良い値を待つて賣つても宜しい」とそこへ品物を出して見せた。それは高さ一尺五六寸の玉佛一體と、白玉の花瓶一對、その外、翡翠の如意などで、まづ三四千金の物と思はれたが、主人は、どうしても二萬金を要求するであつた。二萬で賣れれば、五分の手續を與へるとも云つた。玉屋では、それも一寸した儲にはなるし、店に置けば、飾にはなるし、遂にそれを預かる事にした。二三ヶ月は過ぎた。時々値をきく者はあつたが、高いのに驚いて、皆二の句もつがず逃げ出した。ところが或日一人の客が來て、煙草壺や、腕輪や、頸飾などを買つた。話し振りも上品で、店の品を彼此と品評したり、それらの缺點や、疵などを見つけたりするところが、なか／＼目が高いので、店の物も、この人は餘程の目利だと内々感心した。それから二三日すると、そのお客が又やつて來た。そしていろ／＼店の物を見た末に、

上等の客が見當る

預り物の佛像や、花瓶、如意などを見て、頻りに感心して眺め入つてゐた。

「これは、誠に珍しい物だが、いくら位だ」と訊ねたから、番頭は、三萬金と吹掛け

た。

「三萬は高すぎる。まづ半値だらうな」

そこで番頭は同じ預り物の班指を出して見せた。客はそれにも感心して、それも合せて、一萬七千まで出さうと云つた。番頭は最初三萬と云つたのだから、まづ二萬六千までまけた。しかしその日は、談判が纏まらないで客は歸つた。

翌日又その客が來た。そして、

「近々某大臣の祝があるのに、贈物にはこれに限ると思ふ。まう千だけ奮發しよう」と云つたが、店ではそれに應じなかつた。

それから毎日やつて來ては、少しづつ値を上げて、とう／＼二萬四千までなつた。番頭は、これで賣れは二萬の五分、即ち一千と、都合五千金の儲となると思つたので、この邊で宜からうと、内心大喜で話をきめた。客は、その座に手附五百金を置いて、

「十日待つてくれ。それまでに來なければ、手附流れだ。その代りその間に店の方で外

談容易に纏らす

の者に賣つてしまへば、手附の三倍をもどして貰ふよ」と云つて丁寧な契約書を作つて歸つた。

五六日経つてもその客は來なかつた。八日目の夜半に、店中が寢込んでゐるところをあわたゞしく、戸を叩いて、呼び立てる者があつた。店の者が、起き出して、聞くと「こちらは誰某様の公館ではありませんか」と云ふから、「さうだ」と云つて、裏の屋敷に案内してやつた。暫くすると、屋敷の内では急に泣き悲しむ聲がきこえ出した。様子を聞けば、主人の本邸から使があつて、母堂が急病で亡くなつたと云ふ事であつた。

翌朝、その主人は、すごとくとして店へやつて來て、

「今晚、郷里へ歸つて、葬式をしなければならぬ。あの預けた物を返して貰ひたい」と云つた。店では後一日で約束が切れるから買手は必ず來る物と思つて、

「かう云ふ次第ですから、一日だけおのばしになりませんか」と勧めた。すると主人は、「お前達は、全くの商人根性だ。人の子として親の不幸をきながら、ぐすくしてはゐられない。品物を賣ると賣らないとは、わしの勝手で、客には手附を返せば、ぐすく云ふ事はないではないか」と迫つた。

店中の者が評議をした。こゝで品物を戻してしまへば、五千圓儲け損なふ許りでなく、あの客には信用を失ひ、手附を三倍にして戻さねばならぬ。こゝは其の主人に手数五分を差し引いて、一萬九千金拂つてしまつたが宜からうと云ふ事にきまつた。その主人は一萬九千の金を得て、家族を引き連れ、大あはてに立つて行つた。翌十日目の晩になつて店中の者は、穴のあく程通りの方を見つめてゐたが、お客は、無論影も形も見えなかつた。一月経つても二月経つても音沙汰がないので、まぬけな番頭どもは、その頃になつて、さては騙術に逢つたのかと氣がついた。

### 盗んだ馬で買物

都に馬市が立つた。或男が堂々たる紳士の装をして出かけた。途中で一人子供を雇つて、二三十文の錢を與へ、何やら包を持たせた。さうして、

「この包は、大事な物だから、一寸馬に乗つて見る間、ちゃんと待つてゐるんだよ。そこを離れないで、しつかり包を持つて居れば、又お駄賃をあげるからね」と云つて連れ

盗んだ馬で買物



て行つた。

良馬が見つかったからその持主に、

「この馬は良ささうだが、一鞍乗つて見て宜いだらうな。値段は、それからきめやう」と云つたから、持主は、承知して鞍を置いた。子供には、

「そこを離れないで、大事にその包を持つてゐるんだよ」と一鞭あて、駈け出した。

その男は、すぐに呉服屋へ駈けつけた。入口に馬を繋いで、店に入り、

「わしは、しかくの宮内官の家の者だが、急に緞子が二三匹御入用だ。少し貸してくれ。入らない分はすぐ戻しに来る。代金もその時拂つてやる。その代り馬を預けて行く」と云ふから、呉服屋の主人がその馬を見ると、なかくの駿馬だから疑はないで、云ふまゝに反物を貸してやつた。

馬の持主は、買手がなかく歸らないから伴して来た子供に訊くと、

「私は、今途中で雇はれたばかりだよ」と云ふ。持つてる包をあけて見ると、中は瓦のかけらばかりだつた。

被害者二人  
の泣寝入

馬の持主は驚いて駈け出したが、呉服屋の入口で、馬を見つけて、忽ち争となつた。

役所でも裁き兼ねて、馬の値段の半分を、呉服屋に與へて、兩損とする外はなかつた。

### 紳士と乞食

立派な身装の人が、供を連れて車で質屋へ来た。金の腕輪二つを出して、金を借りたいと申込んだ。店員は、その腕輪をよく調べて見ると、決して、偽物でなく、重さは、一つが五兩づゝあつた。

「おいくらお入り用です」と訊くと、

「五百貫欲しい」と云ふ。店員は、相談にならぬと思つて腕輪を戻した。さうすると、  
「それでは、三百貫で宜しい」と云ふから、それだけ手形で貸してやつた。そのお客は出て行つた。すると乞食がのこくやつて来て、その破れ上衣を脱いで、

「これで、ちよつくら二十貫がとこ、貸して貰ひてえ」と放り出した。店員は、

「馬鹿云ふな」と叱り飛ばした。

「エヘエへ、偽金の腕輪が三百貫になるぢやねえか。この着物は、ボロくにはなつ

乞食に侮ら  
るる質屋

てるが偽物ぢやねえんだ。二十貫は安いものぢやねえか」と嘲笑つた。

さう云はれると、店員は氣味が悪くなつて、一旦藏つた腕輪を出して見た。それは意外にも全く偽物とすり換へられてゐた。びつくりして、

「お前、どうして知つてゐるんだ」と訊くと、乞食は、

「あいつあ、名代の騙子でさ、わしや、あいつの家も知つてるんだ」

店員は案内賃二貫と約束して、騙子の家へ訊ねて行つた。その家の前には、先刻の車もそのまゝにあつた。乞食は案内賃を貰ふとそのまま立ち去つた。店員はその家には入つて行くと、先刻の男は、一人の紳士と酒を飲んでゐた。客があるから怒鳴り込みもせず、取次をして貰つて主人を呼び出し、談判を始めた。その男は、

「偽だつたらさう澤山貸すわけがない。貸した後でお前が取換へたんだ」とやつさもつさ、云ひ争つてると、そこに來てゐた客が出て來て、主人に向ひ、

「町人なんかと、云ひ争をしては、君の體面にも係る。まだ、使はないんでゐるんだから手形を返してしまひ給へ」と云つた。

主人は、仕方がないと云ふ顔で、その通りに、手形と腕輪とを取換へてしまつた。

乞食の手引  
で騙子の家へ

案内賃もか  
たりの内

質屋の店員は、午後になつて、錢局(手形の發行所)へ行つて、取換へようとすると、その手形は眞赤な偽物で、金は疾くに引き出されてゐた。再びかの男の宅へ駆けつけたが、どこかへ、行つてしまつてゐた。乞食もそれから顔を見せなかつた。

註 錢局は兩替屋と銀行の兼業の様なもの一覽拂の手形、私製兌換券の如きものを發行す

### 喜劇「診察室」

或處に、外科醫があつた。婦人病の患者などのためには、特に、二階で診察してやるやうに設備をしてゐた。

或日一人の男が來て、

「私の甥で、今年十四になるんですが、下に腫物(できもの)が出來て、ひどく痛がります。件れて參つて、御診察を願ひたいのですが、生れつき、大變な羞かしがりやですから、どうか、お二階で御診察が願ひたいのですが、如何でせうか」と頼んだ。醫者は無論承知した。

その男は、その足で呉服屋へ行つて衣類をしこたま買ひ込んだ、代金は、數百金以上

喜劇「診察室」

つた。それで店の小僧を一人頼んで運ばせた。そして、  
「お前、私と一緒にこれ／＼の處まで行けば、そこには、二階に待つてゐる人があつて拂  
つてくれる」と云つた。

二人は先の醫者の處へ行つた。醫者は、これが先刻の話の患者と思ふから、小僧を案  
内して、奥へ行つた。男は、

「二階で宜しうございますか。」

醫者は點頭いた。小僧は、それを聞いて、二階に金はあるんだナと思つた。小僧が二  
階へ上ると、醫者は穩かに、

「まあ、股引をお取り」と云つた。小僧は驚いて、

「お金はくれないで、股引を脱げとは何です」

「お前は、下にお腫物が出来たと云ふではないか」

「じやうだん云つてはいけません。私はそんな病氣した事はありません」

「だつて、お前の叔父さんが、わざ／＼やつて来て、頼んで行つたぜ」

「あなたは、どうして、私の叔父なんか知つてます」

「おや、先刻来たのは、お前の叔父さんぢやないのかい」

「じやうだんでせう。あれは、宅の店で着物を買つたお客さんです、こゝまで一緒に來  
ると、金を拂つてくれると云つたのです。叔父なんかではありません」

それは大變だと、二階から駈け下りて見ると、疾くの昔に男は、着物を持つて何處か  
へ逃げてゐた。

### 醉青年女に化る

湖州に陳某と云ふ糸屋があつた。いつも、上海方面へ往來するのに、その子も同伴す  
る事にきめてゐた。

主人は年は取つたし、病氣はするし、商に行けなくなつたから、息子を代理でやる事  
にした。息子の船が、或船着に泊つて居ると、二人連の客を乗せた船が間近く泊つた、  
その二人連は息子に話をしかけて名を訊ねた。世馴れない息子は、何氣なく郷里や姓名  
を打明けた。それをきくと二人は大に喜んで、

「それではみんな同郷だ、私どももこれから上海へ行くんだ。明朝は一緒に船を出さう」と云つた。息子は二人の職業を訊ねると、羊毛商だと云ふから安心して一緒に行く事を承諾した。のみならず同郷の者と道連になつて氣丈夫だとまで思つた。

二人は陳に對して大變親切であつた。嘉禾と云ふ處へ着く時分になつて、二人は、「私どもはこの土地に少し許り取引があるから、一兩日泊つて勘定をきめて行きます。知合の良い宿屋もありますか？」

美しい宿の娘

陳は、その言葉に従つて上陸し、二人に附いて宿屋へ行つた。宿屋は、小ざつぱりして氣持よかつた。それよりも非常に美しい娘が居て、出入にちら／＼顔を見せるのが氣に入つた。

その晩陳は船に歸つて泊つた。夜が明けてから又上つて昨日の宿に行つて見ると、二人はもう出かけてゐた。然し間もなく二人は誠に上品な少年を伴れて歸つて來た。二人は熱心に取持をしてゐた。宿の娘はそれを頻に覗いてゐた。その内少年は歸りかけたので、二人は送り出しながら何やら頻に話してゐたけれども、それは誰にも分らなかつた。夕方になると又一人客が來て二人を請待すると申入れた。二人は、

目を醒すと見知らぬ船

「實は同郷の陳君と一緒に來てゐるんですが、陳君も呼んで頂けないでせうか」と云ふと客は喜んで、

「良いとも、お客が少なくて困つてた處だ」と二人と陳とを伴れ出した。

町外れに淋しいが綺麗な家があつて酒宴が始まつた。陳は泥の様に酔つてしまつた。夢の中で痛さに堪へず陳が目を覺ますと、自分は踏んだり蹴たりされてゐた。氣が附くとそれは見知らぬ船の中であつた。

今朝ほど宿で見た綺麗な少年が正面に居つて、家來らしいのが左右に居流れてゐた。少年は非常に怒つてゐて、

「こいつ騙子だからもつと痛い目を見せて白状させろ」と怒鳴つてゐた。

陳は何が何やら分らぬながら、その少年に恭しく禮をして、

「私は騙子ではございません。良家の者でございます」と郷里姓名職業を詳しく述べた。それを聞いた少年は、

「さうだつたのか、あいつら二人が私から六百金を騙り取つて、お前を欺してこゝへ伴れて來たんだな。憎い奴等だな。だがお前のその態は何だ」

美人の足には  
太過ぎる

陳は驚いて自分の體を見ると、すっかり女の着物を着せられてゐた。頭には鬘かづらを被ぶせ、耳には環をはめて、全くの女であつた。たゞ蓮の花瓣のやうであるべき足が船のやうに大きかつたゞけであつた。陳は恥入つてしまつて、

「酔はされて死人のやうになつたのをあいつ等がかう云ふ事にしたのです。あの酒は薬がは入つてゐたものと見えます。」

少年は暫らく考へ込んでゐたが、

「さうだ。して見ると、あの宿の娘も、宿主も、それから酒飲みに呼び出しに來た男もみんな同類だつたな」と陳を許してやつた。

陳は駈け出して船着に行つて見ると、そこには二人の船頭が泣いてゐた。様子を訊くと、

「先刻二人が來て私どもに、船は見てゐてやるから陸に上つて酒でも飲んで來いと云ふものですから、あなたが仲よくしてお出での人達ではあるし、疑はないで上りました。歸つて來て見ますとこの通り向ふの船もこつちの船も無くなつてしまつてゐます」と云つた。

三方をかた  
つた二人

少年が妾を抱へようと思つてゐるのを知つて例の二人は、どこかの女を宿に伴れて來ておいて、それを少年に見せ、相談が出來たところで、計略で陳を酔はし、女の姿になし、夜の事だから陳を身代りに引き渡して六百金を受取り、その足で船着へ來て船頭を欺し、陳が荷物の糸數百金と、船とを攫つて逃げたのであつた。少年を欺し、陳を欺し、更に船頭まで欺した悪者どもだつた。

### 客を待たせて一稼

或ならず者が道で親戚に逢つた。何とかもてなしてやりたいが錢がない。兎も角も飲み屋には入つて、酒を飲み始めた。そして素麴すまがらを一杯誂へ、

「これを宅の母へお八つにやつて來ますから一寸待つて下さい」と碗を抱へて急いで出て行つた。

宅へ行つて容器いれぶを換へ、恭しくそれを持つて、或家へ出掛けて行つた。そこには老婆が居つたが、足の下に大きな銅の脚爐かまどを置いてゐた。そこへ今の男は、

客を待たせて一稼

「これは某家の祝の料理で、お婆さん處へお届けするやうに頼まれましたから、持つて参りました」と素麴を差出した。

「それから申しかねますが、あちらではお客が大勢でございますから、器は戴いて行きたくございます」と云ふからお婆さんは立上つて、奥へ移しに入つた。

その間に銅の脚爐を持ち出して質屋に持つて行くと、錢千文貸してくれた。それから宅へ歸つて最初の器を取り、すまして飲屋に歸つて來た。それから客と二人で散々飲んだり食たりした。

手當り次第  
に持出す

屋上の置去り

或人が新しい靴を穿はいて町へ出て行つた。見知らぬ人が向ふから來て、さも馴れ／＼しさうに挨拶をするから、こちらは、

「お見知り申しませんか」と云ふと、先方は笑ひながら怒つた顔をして、

「貴様、新しい靴を穿いたからつて、古い友達を忘れる者があるものか」とその帽子を

引きたくつて町家の瓦の上に放り上げた。

こちらでは酔狂人だらうと思つて、まご／＼してゐると、又一人やつて來て、

「あいつ、ひどい事をしますね。何しろこの暑さにお帽子なしではたまりません。屋根へ上つて帽子をお取りなさい」

「ですが梯子が無いんです」

「こんな時は、肩を梯にして昇れば良いのですよ、私の肩を貸してあげるからお上りなさい」と身構をした。それで喜んで肩の上に立たうとすると、その人は怒つて、

「何と云ふ性急な人だらう。お前さんの帽子も惜しからうが、私の着物も大事です、お前さんの靴は新しくはあるけれども、底は泥だらけではありませんか。土足で人の肩に上ると云ふのはひどいでせう」

云はれて見るとその通りなので、散々謝つて靴を脱いで肩から屋根へ上つた。それを見たと肩を貸した男は靴を持つて逃げ出した。屋根に上つた男はどうする事もならずあれ／＼と云つてゐるが、通りがりの人々は友達同志がふざけてゐるのだと思つて、笑つて通りぬけた。

いきなり  
帽子を  
放り上  
ぐる

靴を失つた人は本気で頼んでやつと梯を けて下ろして貰つたが、その頃は靴を取つた男は、どの位遠くへ行つてしまつてゐた事やら。

### 驛馬の乗り逃げ

武官の威風

都の驛馬市はなか／＼の賑ひで雜鬧する。そこへ地方武官の入朝者といつたやうな、五品官の堂々たる服装で、景氣良くやつて來た人があつた。(驛は馬と驢との混血種である)

その人は先づ鞍店へ立寄つて上等品を一領買求め、大銀一錠を投げ出し、

「實は供の者を今買物にやつて、手が無いから、氣の毒だがこの靴を驛馬市まで運ばしてもらひたい、馬を買ふにも一鞍乗つて見ないことにはね」といふから、鞍店では店員の一人に擔がせて市まで同伴させた。

市まで行くと、その人はいろ／＼見比べた末に、駿驛を見當てた。數百金といふ高價である。それを曳出させ、店員に鞍を置かせ、

「お前暫く爰に持つてゐてくれ、一鞭あてゝ見るから」と平然と驛に跨つた。賣主の方

乗り逃げと  
贖銀

ではお供が待つてゐる事だから、別に怪しみもしないでゐると、久しく待つても歸つて來ない。少し變だと思ふから、

「お前さんの御主人は何うなされたのかね」と訊いて見ると、

「わしア鞍店の店員だ、あの人は鞍を買つたお客だよ」といふ。それは大變だ、騙者だ、と騒ぎはじめ、

「お前の店でも騙られてゐるか知れないぞ」といふから、店へ走せ戻つて先刻の銀錠を出して見ると、心に鉛を入れた贗物だつた。

官へ訴へはしたが雲を掴むやうなお尋ね者で、皆目行方は知れなかつた。

### 佛像の御利益

白鐵余といふ有名なならず者がゐた。さういふ男の癖として、年中ビイ／＼やつて困つてゐたが、忽ち妙案を考へ出した。

先づ銅佛を一軀何處から擔ぎ出して、附近の山へ運び上げた。何となく由ありげな地

佛像の御利益

勢を見計らひ、とある柏樹の下に埋めておいた。暫くしてその邊の土にも草が茂つて、昨今掘り返したやうな形跡が見えなくなると、この男はそろ／＼宣傳に取かゝつた。「あの山懐に夜な／＼金色の光が天に映する、これは尊い佛像が出現するものと思はれる」と頻りに言ひふらした。地方人の愚直さは、さういふ宣傳にも忽ち引掛つて、ともかくも捜して見ようといふ事になり、數百人が鋤鍬擔いで山に入り、その邊を掘りはじめた。それも餘り早く出ては面白くないので、最初は故意と見當違ひの處ばかり掘り返させた。

「見出し奉らねばならぬ譯だが、これは皆さんの御信心が足りないからぢや、第一御布施の寄進もないのぢやから」といふと、一同はなるほどと思つたのか、思ひ／＼に寄進についた。それを見ますと、彼は何やら念するまねをして、その邊を歩き廻り、「正しくこの邊に佛像はおはしますに相違ない」と見覚えの柏樹の下を指した。それとばかりに一同勇み立つて鍬を入れると、忽ちに佛像の氣高き御姿が土中に現れた。早速その像を擔ぎ下して彼の家に安置し奉り、香花を供へ經を讀んだ。

この話は時の間に四方に傳はり、山中出現の尊像を拜まうと、遠近を問はず詰めかけ

容易に掘り  
あてぬ

資本なしの  
大儲け

て來た。然し彼は容易にそれを拜せしめず、紫と緋と黄と三通り綾の袋を作つて、その佛像を三重に包み、布施の額によつて袋一重を取り、或は二重を取るといふ風に、多く出さねば本體は拜まれぬやうにした。それでも評判は大したもので、數百里内の老若男女は狂氣のやうに殺到した。集つた御布施は萬金に上り彼は忽ちに金持になつてしまつた。それでも彼が書いた狂言の筋は誰も氣が付かなかつた。

### 道を以て欺く

洪秀全（長髮）の亂に際して武功を立て、後には兵部尙書まで昇つた彭玉麟は非常に聲望の高い人であつた。この人が推薦したら必ず拔擢されるといはれてゐた。

湖南の人で曹某といふのが、この推薦にあづかつたが、實力では容易に認めてくれさうにないので、頗る巧妙な策を考へた。彼は先づ彭の僕と近づきになつた。然し彭は死して剛直と諡された程の清高な人であるし、その僕も何とも曹を取持つ策がなかつた。曹は書店からその頃新たに出版された算術書を買つて來た。そしてその表紙やら扉紙だ

新刊書を我  
が著すとす

道を以て欺く



けを取り去り、自分の名を著者として別に印刷して綴ぢつけ、それを彭の僕に與へて机上に置かせた。

僕は彭が外出するとその本を引出して見、歸つて來ると急に隠して、何となく彭を疑はせる手段を取つた。果して彭はそれが度々の事だから、何を内證ないしよで見るとのだらうと、その本を取上げて見た。

「お前にはこれが解るかい」

「初はなか／＼解りませんでした」

「何處から持つて來たのかい」

「本屋から買つて來ました」

彭はその本を開いて著者の名を見てゐたが、

「わしの同郷にもこのやうな學者があつたかね」と一言洩した。

曹はその後彭の内薦によつて候補道になることが出來た。

### 狂人に刃物

外國人の某といふ者、折々氣がふれて變な事をする。發作した場合は随分無鐵砲なことをする。然し平常は至つて正直な愚かしい男であつた。

或る時知人二人を呼んで午餐を共にしようと、下婢の葛かつし氏に二羽の雞を焼かせた。時刻になつても客が來ないので、主人は心配して客を見に出かけた。その留守に女中の葛が臺所へ行と、焼いた雞の香りが空腹すばらに鼻を穿つやうに感ぜられ、何とも我慢がならぬやうになつた。

「旦那は出て行つたきりお歸りが無いし、これはあべへべに先方に引止められてゐらるゝのか知れない、さうすれば夜更にならねばお歸りがあるまい」

さう思ふと、もう矢も楯も堪たまらず、思ひきつて雞を食つて見た。食ひはじめると夢中になつて皆ペロリと平らげてしまつた。骨ばかりになつたのを眺めて、これは悪い事をしたと氣が付いたが、今更どうも仕方がない。其處へ折悪しくも主人が歸つて來て、

「お客は今直ぐに来るからね」と自分はナイフを磨きはじめた。

暫くすると果して客が門に差かゝつた。これを見ると葛は突嗟の氣轉で、窓から頻りに手を揮つて見せた。客が不審して立止ると、

「お止しなさい、今日は旦那は又少し變ですよ、貴下あなたがたをお招きしたのは、御馳走なさるんでなく、貴下あなたがたの耳を切り取るんだといつておられます、ほら、刃物を磨いでる音が聞えるでせう」と細言こまごまいた。

主人が氣が狂ふことは豫て知つてゐるのだから、それは大變だと早速門から引返した。葛はそれを見ると、今度は主人のところへ行つて、

「今お二人さんが見えましたけれども、内へは入らないで、私が此方へ持つて来ようとしてる焼雞を一羽づゝ引摺ひっさらつて逃げておしまひになりました、どうしませう」と泣聲を出した。主人はこれを聞くとピリ／＼と疝癪筋せんじやくを起した。

「うゝむ、おれは客を待つて腹を空してゐるのに、雞を奪つて逃げるとは、おれを乾干にする所存だな、けしからぬ奴等だ」といふと磨ぎかけの大ナイフを提げたまゝ、血相かへて飛出した。そして遙に逃げて行く二人の姿を見ると、頻りに大聲に呼かけた。

主と客と双方を欺く

振向つて見ると、氣狂がギラ／＼する大ナイフを提げて追かけて来る。そら來た耳を切り落されて堪るかいと、追へば追ふほど命がけだと逃げ出した。二人は家に逃げ込んで、そつと耳を撫で、見てほつとした。

### 酒を多く飲む術

謝某といふ男は命にかへても酒が欲しかつた。或時友人の宅へ行くと酒が出た。然しその友人は貧乏で澤山の酒を買ふことが出来なかつたから、お酌する童子に前以て注意して、盃に半分づゝぐらゐを注いで廻るやうに言ひ含めて置いた。

謝にはそれが焦こつたかつた。手水てすいに立つたついでに、お酌の童子を小かげに呼び、「僕はお肚はらを悪くしてお酒を飲むと悪いから、僕の盃にはなるたけ注がないやうにしておくれ、これは輕少だがお前に上げる」と紙包を手渡した。

童子は密かにその包を開いて見ると、錢では無くて土塊が入つてゐた。それを地に叩きつけると、童子は「おのれ覚えてをれ」と謝を恨んだ。それからは飲んで悪いとい

酒を多く飲む術

つた酒を、謝だけにはなみく／＼と注ぐことにした。  
おかけで謝はどうやら虫が治まるまで飲むことが出来た。

富翁の大痛事

豪者は富人  
を釣る策

立派な身装みなりをして大勢の供を伴れ、毎日に美人を侍らせて西湖に宴飲してゐる者があつた。その列べ立てた器など、皆金銀の物ばかりであつた。或富豪の老人が、この豪奢な遊びぶりを見て美しくて堪らず、折を見て近づき話しかけた。

「公は何ういふ手段で斯やうに富貴におなりでした」と尋ねて見ると、

「實は煉丹術をやるので、金銀は自在に出来るから、別に高價な物のやうな気がしないまでよすよ」と笑つてゐた。

これは耳寄りな話だと、慾張り爺は、その術者とその妾とを、無理に自宅へ伴ひ歸り、先づ二千金の元金を出して煉金を頼んだ。

術者は事々しく何やら藥を混ぜて煉りはじめた。既に十餘日に及び、あと數日といふ

ところになつて、一人の使者が俄に走せつけ、

「お母様が急にお亡くなりになりました」と知らせた。術者は大に慟哭した末に主人の翁に向ひ、

「お聞き及びの通りの始末で、如何にも已むを得ません、私は一寸自宅へ行つて参ります。二三日の間、御宅に愚妾を残して置きますから、貴下と二人でこの爐を守つてゐて下さい、成べく早くやつて來ます」と急遽そこを立去つた。

術者が去ると、主人は年にも恥ぢず、残された妾の婀娜な風情に引き入れられて、うかとその女と通じてしまつた。女は又爺さんを喜ばせるに秘術を盡した。

幾日も経たないのに、術者は不意に歸つて來た。早速爐を開いて見ると、

「やつ、しくじつた」と仰山に叫んで、

「これは何か不淨な者が觸れたに相違ない」と主人にはジリ／＼と痛いところを責め立て、今にも妾を折檻して白状させさうな様子であるから、主人は良い年をして恥晒しをしたくないと、莫大な金を出して内済にしてもらつた。術者は不精無精ふせうむせうに妾を伴れてこの家を立去つた。主人はそれでも穩かに出て行つてくれたのに安心して、金を使つた事

慾深爺は又  
漁色翁

騙られて安  
心する

など惜しくなかつた。

元金にと出した二千金も、術者は出しなに綺麗に攫つて出た。西湖の遊に金銀の器を列ねてゐたのは、皆偽物であつた。妾に仕立てゝ爺を引掛けさせたのは、その邊の莫蓮妓であつた。

### 懸賞金だけが損

或金満家が例の煉金術師に引かゝつて、千金を捲き上げられ、大に恨み怒つて、懸賞でその犯人を捜しはじめた。

二三日経つと一人の男が駆け込んで来て、

「お尋ねの悪漢が、今斯々いふ家で仲間と酒飲んでゐます」と報告した。人をやつて様子を見せると、本當にその男がゐるといふ。そこで報告者は賞金を得て去つた。

騙られた主人は早速その家へ出かけていつた。それを見た術者はにこ／＼と衆座の中から起つて迎へ、主人が口を開きさうなのを手で押へ、

間拔な主人  
は何處まで  
も失敗

「こゝでは何も言はないで下さい、お預りした元金は手をつけずに懐に持つてゐます、今お返しします、暫く何も言はないで下さい、二三杯やつてからお返ししますから」と哀願するやうにいふので、主人も安心して思はず二三杯酒を飲んだ。

その内に手水に立つやうにして術者は逃げうせた。一緒に飲んでゐた人々に訊いても、「誰か知らないが、爰で出あつたから飲み乍ら話しただけだ」といふ挨拶であつた。所在を知らせに來たのは、同じく一味の者で單に懸賞金を取る手段に過ぎなかつた。

### 被害者が囹になる

某生といふ者は煉金術といふものが實際あり得べきことゝ信じてゐた。その術者を得たから試に少しばかり煉らして見ると、果して金を得た。それで悉皆信用してしまつて、今度は大仕掛に資本を下すとそつくりそのまゝ持つて逃げられた。

某は大に口惜しがつて術者を捜してると、途中でばつたり行き合はせた。口を開かせず術者は平あやまりに謝つた末、附近の飲屋へ導き入れて馳走をした。

被害者が囹になる

騙を償ふに  
騙を以てす

被害者が囧になる

一五二

「實は私どもは、あゝして金を騙りましても、右から左へ使ひ捨て、しまひますので、お返ししようにも爰には既に貯へもありません。ところで如何でせう、斯ういふ話があります。今實は一軒大金持のところへ煉金をやる約束が出来てゐるんです。近々師匠をつれて来て煉らせるといつてあるんです。どうでせう假りに貴下あなたがその師匠だといふ貌をして、その家へ私どもと一緒に乗り込んで下されば、貴下の分をお返しするぐらゐ、わけなく取れますのですが」と言ひ出した。某生は元金さへ取戻せば宜いといふ念ばかりで、前後の思慮もなくその策に應じた。

そこで某生の頭髪を剪つて僧侶の扮装いんたとなし、術者は全く弟子が師匠に仕へる態度を取つた。さうして新に契約したといふ富豪の家へ出かけた。そこでは喜んで迎へたが、某生は元來學問も淺からず、且つ辯舌も爽やかだつたので、對談して見ると忽ち富豪の主人を歸依させてしまつた。

主人はこの師匠と話してゐるのが面白いので、煉金の方は重に弟子どもにやらせて、多くは僧と對談してゐた。弟子に任せて置いても師匠の斯うしてゐるからには間違はあるまいといふのが主人の吐はなであつた。

師匠に化け  
た被害者

ところが幾日かしてゐる内に、弟子に化けた彼の術者は、又もや元金を攫つて逃げてしまつた。富豪は怒つて某生を引提へて官へ突出さうとするから、その時はじめて彼は泣きながら、實は斯々の狂言を書いたのだが、騙の上塗をされたといふ事を説明した。彼は幸に釋放されたが、髪を切られて毬栗頭で歸つて來た姿は、人々の笑の種となるばかりであつた。

## 一 笑 話

朱某といふのは人をおかつぐ事の名人で、時々人をかついでは笑はせた。

冬の日、湯生の書齋で二人で話してゐた折、湯は、

「君は人をおかつぐ事が上手だといはれてゐるが、僕がこの室内に斯うして坐つてゐるのを、君の術で戸外で誘かきき出すことは出来まい」とからかつた。朱はぬからぬ貌で、

「何しろ戸外は風が酷いからね、君のやうな寒がりはとて出ないよ。君が戸外に立つてゐるのをこの室内へ誘かきき込むのなら、僕の腕前で必ずやつて見せるけれども」と笑つた。

我をおかつぐ  
能はじ

一 笑 話

一五三

賭けて騙る

一五四

「それではやつて見給へ、欺されはしないから」と湯は起つて戸外へ出て、  
「さアどうだ」と突立つた。

「そろもうかつがれて出たぢアないか」と朱は手を拍つて笑つた。

### 賭けて騙る

わがまのあ  
たりかたり  
得るや

兩替屋の親爺はつくねんと金櫃の前に坐り込んでゐた。そこへぶらりとやつて來たのは、日頃仲好しの某甲といふ男であつた。退屈してゐた親爺は良い相手だと思ひ、  
「やつて來たな、お前毎日のやうに人をかついでは喜んでるが、どうだ茲に一圓銀を置くから、これをわしが見てるところでごまかせるか何うだ、旨く取れたら一つ御馳走しようぢやないか、その代りやり損ねたら、今夜お前が一つ何處ぞへ案内するんだぜ」とその箱の上に圓銀を置いて、張番をするやうにじつと見守つた。男は、  
「よしやつて見よう、それにしても少々お腹が空いてるから、一寸腹を作つて來るよ」とふいと出ていつた。そのまゝ小一時間も歸つて來ないので、親爺は待倦ねてあくびを

灼々たるは  
何物ぞや

嚙殺してゐると、店の前を若い女が通りかゝつた。一通りならず色好みの親爺は、その姿を見ると早や眼を細うした。

女は籠に麥粉を山盛りに入れたのを提げて、重さうによろめき歩いて來た。店の前まで來ると、さも疲れたやうに嬌態を作つて、其處の鋪石に腰を下した。

「旦那、そのピカ／＼光つてるものは何でございますか、何をそんなに見詰めていらつしやるのです」と婀娜つほい聲に笑を含んで問ひかけられると、親爺は骨が柔かくなつたやうな氣がして、圓銀を取りあげ、

「是かい、これは圓銀といふものさ、お前は見たことが無いのから」といつた。

「まア圓銀といふのはそれですか、何といふ大きなものでせう、旦那お願だから後學の爲に見せて下さいな」

「いゝとも御覽」と親爺は差出した。女は店先へ入つて恐る／＼それを手にとると、頻りに豎から横から眺めてゐた。するとツルリと手をすべりて、圓銀は麥粉の中へ落ち込んだ。

「あぶない」と女は叫んで、

賭けて騙る

一五五

親爺更に悟  
らす

「壊れはしないでせうか、あゝ、妾は命が縮まるほどびつくりしましたわ」とそろ／＼と麥粉をかき分けて、眞白になつた奴を取り出し、親爺へ戻しながら、

「何ともなつてゐませんでした、妾まだ胸がどき／＼しますわ」と胸をさすつて、それから挨拶をして女は出て行つた。親爺はポカンとして見送つてゐた。

女と入違ひに先刻の男は歸つて來た。

「おい親爺さん、そろ／＼御馳走に與からうぜ」とニタ／＼と笑ふ。

「何だと」

「圓銀は見事こちらの掌の中へ抜き取つてございだよ」

「えつ！」とそれを信じないながらも、今日の前の金櫃の上に置いた銀を取つて見ると、それは早や紛れもない贋金であつた。

先刻の女はこの男の女房で、籠の中に落して取出す時、最初から用意して置いたのと取替へたのである。その時疑つて見れば容易に識別されるのだが、親爺は女に見惚れて目が眩んでゐたのである。

### 毒婦と馬方

濟寧の町外れに董小乙とうせういつといふ貧乏な馬方がゐた。綽名なづなを追風鬼つゆふうきといはれてゐる程足あしの疾い男であつた。

ある日お客を送つての歸途一人の女を見かけた。

「どちらまで」を聲をかけて見た。

「濟寧まで歸るのよ」

「どうです戻り馬だ、安くお供しようぢアぢアありませんか」

「さうねえ」

相談が出来て女は驢に乗つた。小乙は鞭を執つて二三里歩くと、人離れの所で女が小便したいといふ。下してやると小蔭で用を足して出て來て、今度はお腹が痛いといつて草の上に臥ふてしまつた。氣の小さい馬方は撫でゝやるやらいろ／＼氣を揉んで介抱した。

「お前さん親切な人だね、おかみさんが有るの」

毒婦と馬方

歸り駄賃に  
美人を得

野外で結婚  
の申込

『食ふや食はずの身分で、女房なんか有るものかね』  
 『あらさう、どうだらうね、あたしお前さんの女房になれないか知ら』  
 『おい／＼姉さん、日が暮れるぜ、斯んなところで人を弄戯ふもんぢあ無え、さあ／＼乗  
 つた／＼』

女は再び驢に跨つた。そして馬方の家まで到頭やつて来た。入口に破れ席が吊してあ  
 つたり、家の中には破れ薦一枚しか敷いてなかつたが、女は更に厭な顔もせず、落着き  
 拂つて坐り込んだ。そして、

『妾はねえ、こゝに銀を三兩ほど持つてるからね、明日は城内へ行つて袖でも一反買つ  
 ておいでなさい、着物の一枚も着せて上げなくちア、それでは餘り酷いからね』と勿體  
 ないほど親切である。馬方は夢見てるやうな氣で美人と一夜を共にした。

翌日馬方は金を渡されて城内から袖を一反買つて来た。歸つた時は早や暮方だつたの  
 で、その夜はそのまゝにし、その翌朝になり明りでよく／＼見ると、買つて来た袖には  
 ポツ／＼と小さい虫の穴が澤山あつた。女房は顔を擧めて、

『こんなものを買つて来るやうなぼんやりだから、いつまでも貧乏するぢアないの』と

買つて来た  
布に虫の穴

叱言をいひながら、勝手元で手早く食事の用意を整へ、

『さあ、御飯をすましてさつさと取換へておいでなさい』といふから、「あい／＼」と  
 ばかり馬方は食事もそこ／＼に、再び町の袖屋へ行つた。

馬方は強い談判など出来る男でないから、商人の口には敵はず、容易に話が纏りさう  
 もなかつたが、そこへ女房が飛び込んで来た。これは又打つてかはつて、テキパキした  
 口上で忽ち番頭どもを凹ましてしまつた。袖屋の主人も舌を捲いて、茶など出して謝ま  
 つた。

茶を飲んで  
急死

馬方は先刻から不馴なおしやべりをしたのでか、ひどく喉が渴いて来たから、出され  
 た茶を見ると、引たくるやうにがぶりと呑んだ。呑んだかと思ふと、茶碗を投げ出して  
 ばつたりと其處に仆れた。そして目口鼻から一時に血が迸り出て、即座に死んだ。

女房はこの態を見て、狂氣の如く屍體を掻き抱き、聲を放つて泣くのであつた。  
 やがて起ち上つた女房は血相變へて、

『お前のとこぢア、時々斯うやつて店の客を殺すんだらうね、亭主を毒殺されて黙つて  
 る奴は無いからね、妾ア是から州の太守へ訴へ出るからさう思つておいで』と立去らう



とするので、さういふ事をされては店の名にも係はるので、店では大狼狽で近所の人たちまで頼んで女房を宥め、やつと五百金を出して内済にしてみらふ事にきめた。女房はその五百金を受取ると、平氣な貌になつて驢馬に乗り何處かへ行つた。あとで知つた者の話では、紬の虫の穴は、買つて來た晩に女房が線香の火でポツ／＼と焼いてゐたさうで、馬方を翌日取換へにやつた時は、既に朝の食事に十分毒を入れて置いて、その毒が発する時分に茶を飲んだから一時に發したのだといふ事であつた。五百金を得る爲に女は馬方の命を使用したといふ譯であつた。

## 父の柩と夫の柩

文官試験の  
歸途

桐郷の某孝廉が、都へ試験を受けに行つたが、不幸にして合格しなかつたから、二三の友人と南に歸りかけて、山東省の或縣まで來ると、日が暮れたのに宿屋が満員で、磁と當惑した。

フト裏の方を見ると、そこには奇麗な離屋があつて、お客も少なさうだつたから、番頭に訊いて見ると、或官吏の家族が柩を送つてこゝまで來て、暫らく滞在してゐるからなか／＼部屋をあけてはくれまいとの事だつた。

孝廉は、一晚の事だから譲つてくれまいものでもない、番頭を相談させにやつた。果して、それでは宜しいと云ふ返事だつた。一間だけあけて貰つたから、みんなで荷物を持ち込んだ。そして官吏の遺族と云ふのは幾人かと、訊いて見ると、娘さんが一人だと云ふ事で、その郷里は浙江の海寧で、父は副將軍であつたが、北方で亡くなつたから、今柩を郷里へ持つて行くところであつた。

孝廉は、部屋をあけて貰つた義理もあるし、供物を買つて弔問に出かけた。その時奥の方では哀れな泣聲が聞えてゐた。悔みを述べて歸らうとすると、老女が出て來て、『お嬢様が御挨拶をなさいますから一寸お待ちを願ひます』と云つて、娘を伴れて來た。年の頃は十九八で、涙に顔は濡れてゐながら、如何にも身分ある人らしく、淑やかで且つ美しかった。丁寧に皆へ禮をして、

『まあどうかお坐り下さい』と云ふから、一同はへた／＼とそこに坐つた。

『私の父は、北方に在任して居りましたが、不仕合と任地で亡くなりまして、蓄などは

泊り合せた  
不幸な遺族

聞けば聞くと程氣の毒な

ございませぬ、母は疾くに亡くなつてゐますし、私一人でかうやつて柩を持つて、どうやらここまで参りましたが、郷里の方から従兄が迎に來てくれるものと待つてゐますのに、まだ來てくれませんのでどうしようかと思つてゐます」と又さめくと泣いた。

孝廉はそれが氣の毒でたまらなかつたから、同行の人々に、

「僕の郷里は海濱へ行く途中だから、氣の毒な娘さんを送つてやらうかと思ふ」と云ふと、皆はそれはよくあるまいと賛成しなかつたけれども、彼は到頭一人で残る事にした。その話を娘にすると、泣きながら幾度も「禮を云つた。」

同行の友人達は先を急いだ。孝廉は一人そこに残つた。娘はおとなしくてゐながら、孝廉の着物や食物その外身のまはりの事に何かと氣を配つて世話をした。孝廉も事毎にそれを嬉しく思つた。それから朝夕に近しくなつて、遂に相許した。

又一兩日を過した。娘は、

「これからお國へお歸りになつて何をなさるおつもり」と訊いた。

「塾でも開いてやつて行かうと思つてゐます」と孝廉が答へると、娘は吹き出して、

「あの冷たい板の椅子に掛けて一生は送られません。それよりは都の大官に頼み込んで

人豈一生を送るべけん

引立て、貰つたが宜いぢやありませんか

「だけでも僕は貧乏で取る費用なんかないんだから」

「私はか弱い女子で、どんなに落魄おちぶるか知れなかつたのに、こゝであなたに廻り合つてやつと浮み上つたやうな氣がします。實は父が残して置きましたものは少々しかございせんが、それでもあなたの爲なら、都へ行つて大官に取る費用に使ひ捨てゝも構ひませんわ、ですけれどもあなたの思召は」

孝廉は意外の福音に驚いて、直には答も出さず、唯もう娘の言ふまゝになつた。

「あなたに御決心が出來れば、もう此處にぐづぐづしてゐる事はありません、早速北の都へ引返さねばなりません」

そこで宿の者と相談して、柩は近所の寺へ預ける事とし、二人は急いで都へ引返した。娘はかひなく立廻つて、忽ち某部の主事に缺員があつて、後任を求めてゐるといふ事を聞き出して來た、そして孝廉に對ひ、

「都で官途にお就きになつたら、直ぐ親戚やら舊友やらが無心に集つて來ませうね、うるさいから名を改めてお置きになつたら何うでせう」といふから、それもさうかと言ふ

故舊除けの改名沙汰

がまゝに従つた。利巧で敏捷で美しくそれで金をばつばと出してくれるのだから、男の方で頭が上らぬのは當然で、孝廉は殆ど面食つて度を失つた容かたちであつた。さうなれば女のいふまゝに右へといへば右、左といへば左する外に動きやうは無いのである。

娘は孝廉の爲に先づ家を借りた。車馬を抱へた。どし／＼衣類を調べてやつた。孝廉が任官の準備は整つた。今から既に中央政府の大官だといふ構が出来た。

今度は上流に交遊を作らねばならぬ。同郷だ、同年だ、同僚だといつては、後から／＼と請待して宴を開いた。彼の門には目として來訪の車馬が續かぬひまもなかつた。

「あなたは外へお出になるか、さもなければお客さままで、妾は一人で部屋に閉ぢ籠つてばかり寂しくて堪りませんわ、妾もあなたのお友達のお奥様方と御交際しても宜いでせう」といふから、孝廉に異議がある筈もなく、賛成すると今度は、

「妾お客様にお目にかゝりたいけれども、持つてる衣類は流行後れの物ばかりで、とても着られませんわ、あなた買つて来て下さらない」といふ。孝廉は世話にばかりなつて甚だ義理が悪く思つてゐる折ではあり、二つ返事で承諾した。早速寸法やら仕立やら、いろいろ註文書を持たせて衣類の買入れに出してやつた。それから古い簪類などを取出

夫婦共に交遊日に廣し

して、細工を仕直したり、珍しい寶石類を入れさせたりした。孝廉は一々さういふ使に立つた。

二三日すると、さういふ註文品が續々と届いて來た。それを一々點檢して、この衣裳は柄が気に入つたとか、恰好が良いとか喜んでゐたが、寶石入りの細工物を調べはじめると、驚いた聲を出した。

買ひ込んだは偽玉か

「あつ、これは偽物ですよ、何處から買ひました」と顔色を變へてゐる。

「そんな事が有るものかね、一番名高い店で買つたんだから、あんな立派に飾つた店に偽物なんか有りはしないよ」

「ほゝほゝ、あなたいつまで書生さんね、都は油斷がならないところで、大掛りな店ほど不安心なものよ。こんなものであなたは欺されても、妾は欺されないわ」

「實に怪しからん話だね、直ぐ談判に行つて來るよ」

「まアお待ちなさい、今お晝だから御飯を召上つてからいらつしても晩まか無いわ」と嬢ばやに食事の用意をさせ、自分が心づくしの手製料理などを並べ、二人睦しく食膳に就いた。

店頭論争  
死しながら頓

食事が終ると孝廉は、偽物の寶石細工を抱へ込み、車を急がせてその店へ行つた。店員は彼の言ふ事を取上げず、はては、

「眞物を持つて行つて置いて、偽物と替へて持ち込んだつて話にはならない、そんな手には乗りません」とまで罵られた。正直な孝廉は赫となつて言ひ争ひ、店内は怒聲罵聲が喧しく入り亂れた。逆上した孝廉は口中が渴いて困つたから、茶を一杯所望して飲むと、忽ち苦悶をはじめ、ばつたり倒れて其處に死んだ。店内は大混雜になつた。この人の住所を知つた者も無く、乗つて來た車も何處かへ行つてしまつて影も見えない。何うすれば宜いかと一同途方にくれてゐると、そこへ車を乗りつけて、老女が一人の貴婦人を助けて下りた。

「この方は某家の奥様ですが、且那樣がこちらの店へ珠を取換へにお出ましになつて、餘りお歸りが無いからお迎に來たのです、いかゞ遊ばしたのでせう」と言ひながら、店內へ進み入ると、其處には孝廉が倒れて死んでゐた。

若き夫人は足すりし胸をたゞいて慟哭し、

「珠の眞偽は別としても、店先でお亡くなりになるとは、何といふ事だせう」と泣き叫

泣いて主人  
へ廻る死を訴

ぶから、店員は總掛りで慰めつ宥めつして、屍體を収めて歸らせようとした。然し夫人は更に顧みないで車に乗り、平素往來してゐる人々を歴訪して、其店で偽物を賣り付けて發覺を懼れて主人を殺したといふ事を、泣いて訴へ廻つた。度々馳走になつてゐる人々は、何れも驚いて夫人を慰めたり、その店を憎んだりした。それ等の中には要路の人もあり知名の士もあつたので、さういふ尻押で訴訟沙汰になりさうであつた。

店では大に弱つて、屍體の檢視をしてもらふと、それは確かに毒死と認定された。さうなつては萬事が不利益な行き掛りだから、店主も觀念して夫人と妥協する外は無いと知つた。ところが夫人は却々承知しない。是非とも官に訴へて主人の讎を報いねばならぬと言ひ張つた。そして、

「官で争ふのが厭なら、お前のところの身代を洗ひ晒ひ一文残らず投げ出したら、それでも敵討にはなるから我慢して上げる」といつた。これを聞いて有繋は本店の主人だけあつた、直ぐ底意を讀んだ。それから談判を重ねて、次第にせり上げて四萬金ほどで手打となつた。談判が纏まるとそこで盛に孝廉の葬儀を営み、知己の人々には一々禮やら暇乞やらをして、柩を擁して都を立つた。

大金で敵討  
は沙汰止み